

# 福島県環境基本計画

《 中 間 整 理 案 》

平成21年11月25日現在

平成22年3月

福 島 県

1

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

2



# 福島県環境基本計画の構成

## 第1章 はじめに 計画策定の趣旨、計画の性格、計画の期間

計画の期間 新しい総合計画と将来展望を共有しながら、平成22年度(2010年度)を初年度とし、平成26年度(2014年度)を目標年度とする5ヶ年計画とする。

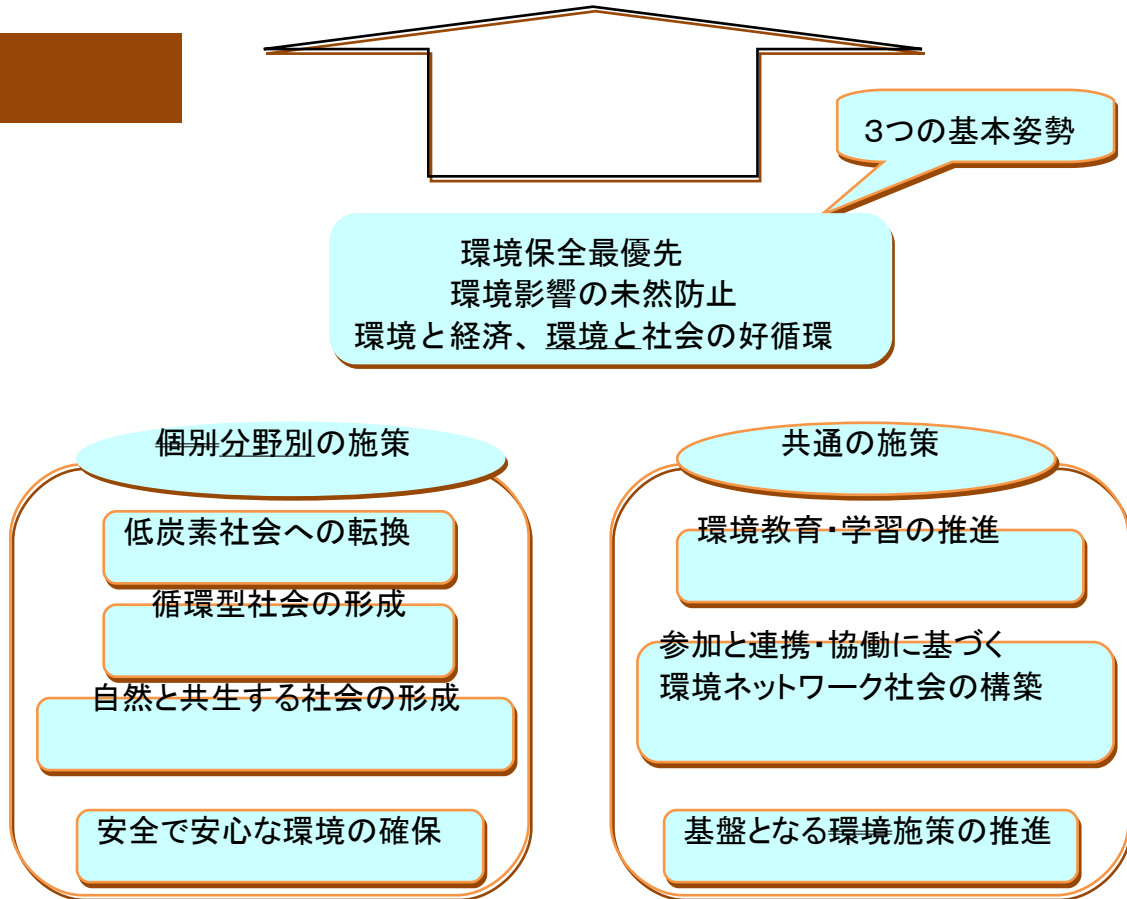
## 第2章 計画の基本目標と基本姿勢

基本目標の達成に向け、3つの基本姿勢を常に意識しながら、「環境教育・学習の推進」「参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築」「基盤となる環境施策の推進」という共通の施策と、「低炭素社会への転換」「循環型社会の形成」「自然と共生する社会の形成」「安全で安心な環境の確保」という個別分野別の施策を推進していきます。

基本目標：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

※ 基本目標の案は次回の部会で提示する予定です。

(参考) 現在の基本目標：「自然と共生する地球にやさしい“ふくしま”」



## 第3章 現状と課題 本県の実情、環境の現状と課題

## 第4章 施策の体系と展開 各種施策の展開

## 第5章 各主体の役割 県、市町村、事業者、県民に期待される役割

## 第6章 計画の推進と進行管理 PDCAサイクルで進行管理、見直し

## これまでの福島県の特徴的な取組み

### 低炭素社会への転換

- 地球温暖化対策など県民運動としての推進
- 地球温暖化防止に向けた県独自の目標の設定とその対策の推進
- 環境・エネルギーフェアの開催

### 循環型社会の形成

- 「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」の制定
- うつくしま未来博の開催（環境問題への具体的挑戦～エコチャレンジ21の取組み～）
- 「福島県循環型社会形成に関する条例」の制定
- 「産業廃棄物税」の導入

### 自然と共生する社会の形成

- 尾瀬地区における交通システムの構築（全国で初めて観光バスも規制対象）
- 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」の制定（閉鎖性水域の水環境悪化の未然防止として全国初）
- 磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域におけるサイン整備等の地域住民、事業者、行政が連携した沿道景観形成の推進
- 「福島県野生動植物の保護に関する条例」の制定
- 「うつくしま『水との共生』プラン」の策定
- 「森林環境税」の導入

### 安全で安心な環境の確保

- 「福島県化学物質適正管理指針」の策定（「PRTR法」より広い対象化学物質・事業場）
- 化学物質リスクコミュニケーションの推進

### 環境教育・学習の推進

- フォレストパークあだたら、アクアマリンふくしま（循環の理念に基づいた環境教育・学習施設）の整備
- 体験的環境教育推進事業、うつくしまエコライフ実践校事業等による子どもたちの環境学習の推進
- 福島議定書事業への積極的な取組み
- せせらぎスクールへの積極的参加の促進（延べ参加者数全国一）
- 県民、事業者及び行政が一体となった環境保全活動の推進

### 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

- 地球にやさしい“ふくしま”県民会議の設置
- ふくしま環境活動支援ネットワークの設立

### 基盤となる施策の推進

- 風力発電所設置事業の「福島県環境影響評価条例」の対象事業への追加（全国初）

# 目 次

|    |                             |           |
|----|-----------------------------|-----------|
| 1  |                             |           |
| 2  | <b>第1章 はじめに</b>             | <b>1</b>  |
| 3  | 第1節 計画策定の趣旨                 | 1         |
| 4  | 第2節 計画の性格                   | 1         |
| 5  | 第3節 計画の期間                   | 2         |
| 6  | <b>第2章 基本目標と基本姿勢</b>        | <b>4</b>  |
| 7  | 第1節 計画の基本目標                 | 4         |
| 8  | 第2節 施策展開に当たっての基本姿勢          | 4         |
| 9  | 1 環境保全最優先                   | 4         |
| 10 | 2 環境影響の未然防止                 | 5         |
| 11 | 3 環境と経済、環境と社会の好循環           | 5         |
| 12 | <b>第3章 現状と課題</b>            | <b>6</b>  |
| 13 | 第1節 本県の特徴                   | 6         |
| 14 | 1 県土の特徴                     | 6         |
| 15 | 2 社会的特徴                     | 6         |
| 16 | (1) 人口                      | 6         |
| 17 | (2) 土地利用                    | 7         |
| 18 | (3) 産業・経済                   | 8         |
| 19 | 第3節 環境の現状と課題                | 9         |
| 20 | 1 低炭素社会への転換                 | 9         |
| 21 | (1) 現 状                     | 9         |
| 22 | (2) 課 題                     | 11        |
| 23 | 2 循環型社会の形成                  | 12        |
| 24 | (1) 現 状                     | 12        |
| 25 | (2) 課 題                     | 14        |
| 26 | 3 自然と共生する社会の形成              | 16        |
| 27 | (1) 現 状                     | 16        |
| 28 | (2) 課 題                     | 18        |
| 29 | 4 安全で安心な環境の確保               | 20        |
| 30 | (1) 現 状                     | 20        |
| 31 | (2) 課 題                     | 23        |
| 32 | 5 環境教育・学習の推進                | 25        |
| 33 | (1) 現 状                     | 25        |
| 34 | (2) 課 題                     | 26        |
| 35 | 6 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築 | 26        |
| 36 | (1) 現 状                     | 26        |
| 37 | (2) 課 題                     | 27        |
| 38 | 7 基盤となる施策の推進                | 28        |
| 39 | (1) 現 状                     | 28        |
| 40 | (2) 課 題                     | 28        |
| 41 | <b>第4章 施策の体系と展開</b>         | <b>30</b> |
| 42 | 第1節 施策体系                    | 30        |

|    |  |    |
|----|--|----|
| 1  | 第2節 施策の展開                                | 31 |
| 2  | 1 低炭素社会への転換                              | 31 |
| 3  | (1) 温室効果ガス排出抑制の取組みの推進                    | 31 |
| 4  | (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用            | 35 |
| 5  | (3) 二酸化炭素吸収源としての森林整備の推進                  | 35 |
| 6  | (4) 環境・エネルギー関連産業の活性化                     | 36 |
| 7  | 2 循環型社会の形成                               | 37 |
| 8  | (1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進             | 38 |
| 9  | (2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進                | 39 |
| 10 | (3) 廃棄物の適正な処理の推進                         | 41 |
| 11 | (4) 環境と調和した事業活動の展開                       | 43 |
| 12 | 3 自然と共生する社会の形成                           | 46 |
| 13 | (1) 多様な自然環境の保全                           | 46 |
| 14 | (2) 生物多様性※の保全と持続可能な利用                    | 48 |
| 15 | (3) 自然との豊かなふれあいの推進                       | 50 |
| 16 | (4) 良好な景観の保全と創造                          | 52 |
| 17 | (5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全                   | 53 |
| 18 | (6) 猪苗代湖等の水環境保全                          | 55 |
| 19 | 4 安全で安心な環境の確保                            | 56 |
| 20 | (1) 大気、水、土壌等の保全対策の推進                     | 56 |
| 21 | (2) 化学物質対策の適正管理等の推進                      | 60 |
| 22 | (3) 公害紛争等の対応                             | 62 |
| 23 | (4) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保                    | 62 |
| 24 | 5 環境教育・学習の推進                             | 63 |
| 25 | 地域や学校、職場など様々な場における環境教育・学習の充実を図るとともに、学校、地 |    |
| 26 | 域等における指導者の育成を図ります。また、各主体の自主的な環境教育・学習を支援  |    |
| 27 | するために、情報や教材の提供など環境教育・学習基盤の充実に努めます。       | 63 |
| 28 | (1) 多様な場における環境教育・学習の充実                   | 63 |
| 29 | (2) 学校、地域等における指導者の育成                     | 64 |
| 30 | (3) 環境教育・学習基盤の充実                         | 65 |
| 31 | 6 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築              | 66 |
| 32 | (1) 各主体の自発的な活動の促進と連携                     | 66 |
| 33 | (2) 県域を越えた取組みの推進                         | 69 |
| 34 | 7 基盤となる環境施策の推進                           | 70 |
| 35 | (1) 環境配慮の推進・普及                           | 70 |
| 36 | (2) 環境と調和のとれた土地利用の推進                     | 71 |
| 37 | (3) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成                  | 72 |
| 38 | (4) 調査研究、監視体制の整備                         | 73 |
| 39 | (5) 情報の収集と提供                             | 74 |
| 40 | 第5章 各主体の役割                               | 75 |
| 41 | 第1節 県の役割と市町村に期待される役割                     | 75 |
| 42 | 1 県の役割                                   | 75 |
| 43 | 2 市町村に期待される役割                            | 75 |
| 44 | 第3節 事業者期待される役割                           | 76 |
| 45 | 第4節 県民に期待される役割                           | 78 |

|    |                             |           |
|----|-----------------------------|-----------|
| 1  | <b>第6章 計画の推進と進行管理</b> ..... | <b>80</b> |
| 2  | <b>第1節 計画の推進と普及</b> .....   | <b>80</b> |
| 3  | 1 計画の推進.....                | 80        |
| 4  | 2 計画の普及.....                | 80        |
| 5  | <b>第5節 計画の進行管理</b> .....    | <b>80</b> |
| 6  | 1 計画の進行管理.....              | 80        |
| 7  | 2 計画の見直し.....               | 80        |
| 8  |                             |           |
| 9  | 環境関連計画の体系図.....             | 82        |
| 10 | 環境指標一覧.....                 | 83        |
| 11 | 福島県環境基本条例.....              | 89        |

# 第1章 はじめに

## 第1節 計画策定の趣旨

3 県では平成8年3月に制定した「福島県環境基本条例<sup>\*1</sup>」に基づき、平成9年3月に  
4 「福島県環境基本計画<sup>\*2</sup>」を策定し、県民、事業者、市町村などの各主体の参加と連携  
5 により積極的に環境保全の取組みを進めてきました。

6 平成14年3月には、環境と共生する地域社会の実現に向けた取組みを一層推進する  
7 ため、計画を全面的に見直し、環境の保全は他のあらゆる活動に優先するとの認識のも  
8 とに、平成22年度を目標年度とする新しい計画を策定しました。また、平成18年度  
9 には、具体的施策や環境指標などについて一部見直しを行ったところです。

10 これまでの取組みにより、河川水質や大気環境の改善など着実な成果が現れている  
11 一方で、猪苗代湖の水質悪化やごみ排出量の増加など、今後ますます力を入れてい  
12 かなければならない課題も明らかになっています。さらに、生物多様性の危機や地  
13 球温暖化など、地球規模の環境問題はより深刻なものとなっています。

14 また、今日の環境問題の多くは、特定の事業者だけが引き起こすものではなく、私た  
15 ち一人ひとりも被害者であると同時に原因者でもあるなど複雑・多様化しており、問題  
16 解決に向けて県民、事業者、行政等のあらゆる主体が共通認識のもとに一体となって取  
17 り組むことが一層重要となっています。

18 これらの状況を踏まえて、一刻も早く環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を  
19 構築できるよう、前計画の見直しを実施し、目標年度を待たずに一年前倒して新たな計  
20 画を策定することとしました。

21

## 第2節 計画の性格

23 「福島県環境基本条例」（平成8年3月）第10条の規定に基づき、本県の環境の  
24 保全に関する施策について総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定める計画で  
25 す。

2<sup>1</sup> 福島県環境基本条例：福島県の環境保全について、県としての基本理念等を定めた条例で、巻末に全文掲載  
3 しています。

4<sup>2</sup> 福島県環境基本計画：第1次・平成9年3月策定（計画期間 21世紀初頭まで）第2次・平成14年3月策  
5 定（計画期間 平成22年度まで）改訂版：平成19年3月策定（計画期間 平成22年度まで）本計画は第3  
6 次の計画となります。



1 県政運営の基本指針として策定された福島県総合計画<sup>※1</sup>「いきいき ふくしま創造  
2 プラン」の基本目標である「人がほほえみ、地域が輝く“ほっとする、ふくし  
3 ま”」を、環境の面から実現することを目指した計画です。

4 地球温暖化や廃棄物、水環境などに関する環境分野の個別計画<sup>※2</sup>の策定や施策の実  
5 施に際し、本県の環境保全に関する基本的な方向を示すものとして位置付けられる  
6 計画です。

7 県の環境施策はもとより、県民、事業者、市町村などに期待される取組みも含めて、  
8 本県の環境保全の基本的な考え方を示すとともに、各主体の参加と連携・協働を図  
9 りながら、環境の保全を一体となって進めるための計画です。

10

11

12

13

14

15

16

17

18

## 19 第3節 計画の期間

20 福島県総合計画と将来展望を共有しながら、平成22年度（2010年度）を初年  
21 度とし、平成26年度（2014年度）を目標年度とする5ヶ年計画とします。

22 今後の環境の状況の変化と社会経済情勢などに対応して、PDCAサイクル<sup>※3</sup>に基  
23 づいた進行管理により常にレベルアップを図ります。

24

### PDCAサイクルによる進行管理

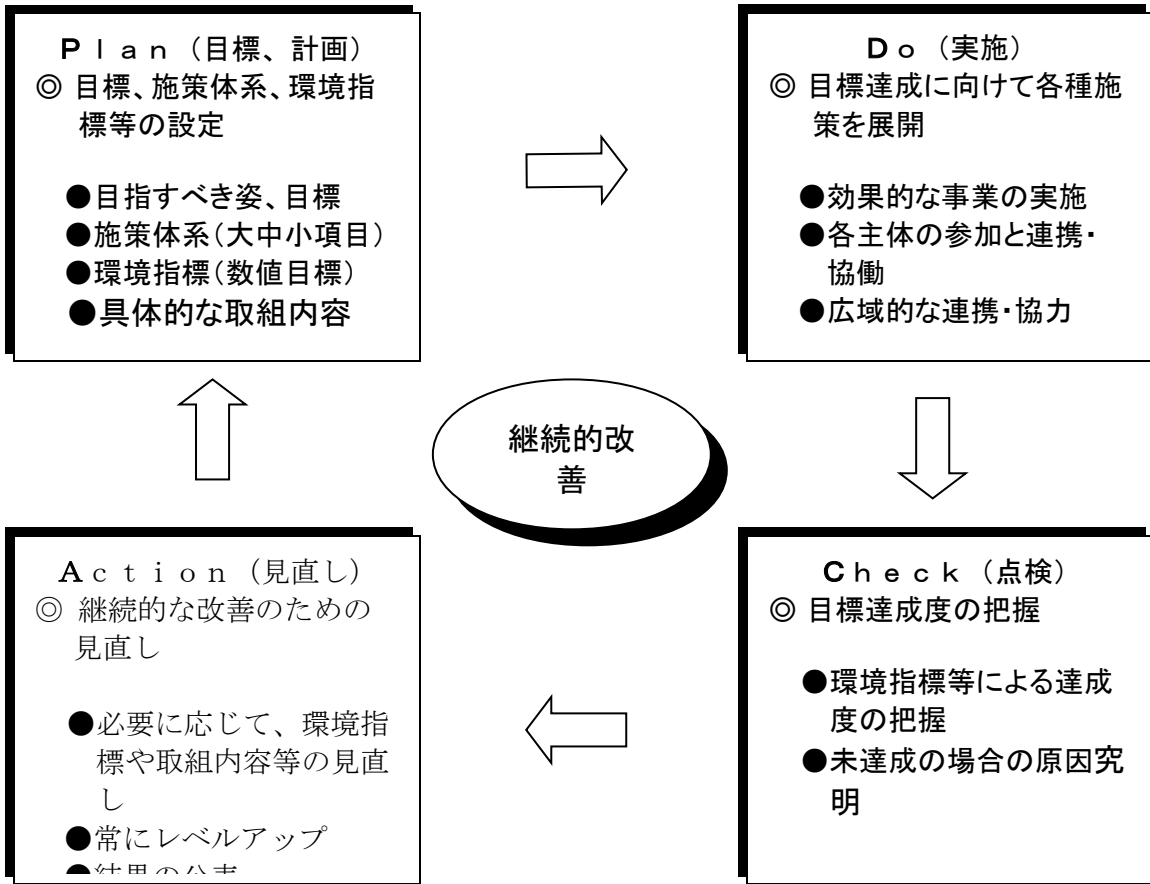
2<sup>1</sup> 福島県総合計画：県民、民間団体、企業、市町村、県など「ふくしま」全体の指針となる計画で、子どもた  
3 ちが親の世代となる30年程度先を展望しながら、平成22年度を初年度とし平成26年度を目標年度とする  
4 5か年計画です。「ふくしま新世紀プラン」（平成4年12月策定 計画期間 平成5～12年度）「福島県  
5 新長期総合計画」（平成12年12月策定 計画期間 平成13～22年度）重点施策体系の見直し（平成1  
6 7年12月策定 計画期間 平成22年度まで）を経て策定されています。

7<sup>2</sup> 個別計画：本計画に体系づけられる環境関連計画の体系図を巻末に示しています。

8<sup>3</sup> PDCAサイクル：目標、計画を定め（Plan）、これを実行実施し（Do）、その実行実施状況を点検  
9 し（Check）、見直し、改善する（Action）という一連のサイクルにより、継続的な改善を図る仕  
10 組みです。

11

12



## 第2章 基本目標と基本姿勢

### 第1節 計画の基本目標

「○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○」

4 県民、事業者、行政等のあらゆる主体が共通認識のもとに一体となって環境への負荷  
5の少ない持続可能な循環型社会を構築することにより、低炭素社会への転換を図り、本  
6県の豊かな自然を将来の世代にわたって継承し、安全で安心な生活環境が確保された  
7「ふくしま」の実現を目指します。

### 第2節 施策展開に当たっての基本姿勢

9 目標の達成に向けて、以下の3つの基本姿勢に基づいて各種の施策を展開します。

#### 1 環境保全最優先

11 これまでの技術の発達、私たちがエネルギーを求めるままに消費することを可能と  
12するとともに、物を大量消費し大量廃棄できる環境は、私たちの生活をより快適なもの  
13へと変化させてきました。

14 しかしながら、近年頻発するゲリラ豪雨や被害を伴う竜巻など身近に起きる異常気象  
15は、大量の化石燃料の消費等に伴って生じる温室効果ガスの大気中への排出に起因する  
16ものであるとの指摘もなされています。

17 また、過大に発達した人間の活動は、生態系に対しても大きな影響を及ぼしており、  
18しばしば種の絶滅などの急激な変化をもたらしてきました。

19 私たちが、この地球の生態系の一員として生きていくためには、多様な生態系を保全  
20し、自然の循環を守りながら、資源の利用や廃棄物の排出などによる環境への負荷を自  
21然の復元力の範囲内に抑制していかなければなりません。

22 このため、環境の保全や再生が経済活動や日常活動などを含めたあらゆる活動に優先  
23されるべき課題であるとの基本的な考え方を持って施策の展開を図ります。

## 1 2 環境影響の未然防止

2 私たちの生活をより快適にするための活動が、一つ間違えば取り返しのつかない影響  
3を自然環境に与えてしまうことを、私たちは公害の問題などから学んできました。悪意  
4のない行為であっても、重大な損害を自然に与えるだけの力を私たちは有しています。  
5深刻な影響が現れてから対応したのでは、元どおりにするまでに多くの時間と経費を必  
6要とします。何より、いったん失われたものは取り戻すことができません。

7 このため、環境への影響を未然に防止するという基本的な考え方を持って施策の展開  
8を図ります。

## 9 3 環境と経済、環境と社会の好循環

10 これまでの大量生産、大量消費という資源やエネルギーを不自由なく消費できる社会  
11では、環境に配慮するための投資は、経済的な利益に反するものと捉えられてきました。

12 しかし、技術の発達や人口の急増により地球資源の有限性が明らかとなりつつある今  
13日、環境に配慮した活動は長期的には経済の持続的な発展のために欠くことのできない  
14ものとなっています。

15 また、里山や水路の共同管理、地域の美化活動といった地域社会における環境保全活  
16動が、世代間の交流を生み出し、地域コミュニティのつながりを強化するなど、地域力  
17を高めていく上で重要な取組みとなっています。

18 このため、環境保全のための取組みが新技術の開発や省エネビジネスの振興などの経  
19済活動の活性化につながる「環境と経済の好循環」の考え方とともに、地域の人々が協  
20力して環境保全に取り組むことが地域の社会的な力を強め地域社会の活性化につながる  
21「環境と社会の好循環」の考え方を持って施策の展開を図ります。

22

23

# 第3章 現状と課題

## 第1節 本県の特徴

### 1 県土の特徴

4 本県は、東北地方の最南部に位置し、1万3千783km<sup>2</sup>という全国第3位の広大な  
5県土面積を有しています。

6 県土の約70%を森林が占めているとともに、阿武隈川、阿賀川をはじめとする総延  
7長4千864kmに及ぶ河川、猪苗代湖などの大小の湖沼群、南北160kmに及ぶ海岸  
8線、標高2千m級の山岳、各地に点在する温泉地等を有し、磐梯朝日国立公園、尾瀬  
9国立公園尾瀬地区に代表される豊かな自然と美しい景観に恵まれています。

10 県土は南北に縦断する阿武隈高地、奥羽山脈によって、浜通り、中通り、会津の3地  
11方に分けられ、それぞれ気候、風土等を異にした地域特性を有しています。また、特定  
12の都市に人口や機能が集中することなく、県内各地にヒューマンスケールの都市が分散  
13した特色ある多極分散型の県土構造を有しています。

14 本県は豊かな自然に恵まれていると同時に、東京圏から概ね200km圏に位置するとい  
15う地理的優位性を有しています。また、北海道・東北地方と関東地方の結節点となっ  
16ており、高速交通ネットワークとして新幹線や福島空港が整備され、高速道路につい  
17ては着実に整備が進められています。

18 また、太平洋に沿って延びる海岸線には、火力発電所、原子力発電所が立地し、全国  
19有数の電源地帯を形成しています。

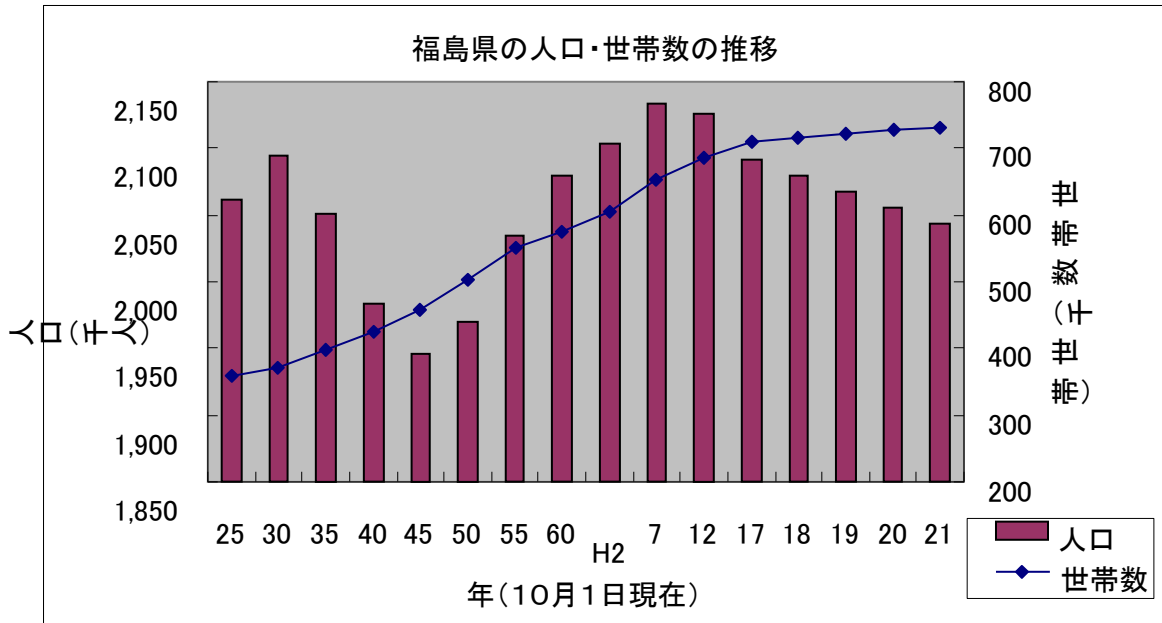
### 2 社会的特性

#### (1) 人口

22 本県の人口は、昭和23年に初めて200万人台となり、その後、増加が続きまし  
23たが、昭和31年の209万人をピークに減少傾向をたどり、昭和47年には、戦後最低  
24の人口（193万人）となりました。この年を底に増加に転じ、平成10年1月には2  
2513万8千人に達しましたが、平成10年には26年ぶりに減少に転じています。これ  
26以降減少が続き、平成21年10月現在の人口は204万2千816人となっています。  
27 今後、年平均1万5千人程度、人口が減少し、平成26年には197万4千人程度と  
28見込まれています。

29 また、平成21年10月現在の世帯数は、73万1千321世帯で、平成15年から  
30一世帯当たりの人数は3人を割っており、今後更に核家族化が進むものと予測されてい

1 ます。  
2



3 (データ:平成18年から平成21年は「福島県の推計人口」(福島県企画調整部)、  
4 その他は「国勢調査報告」(総務省統計局)より)  
5

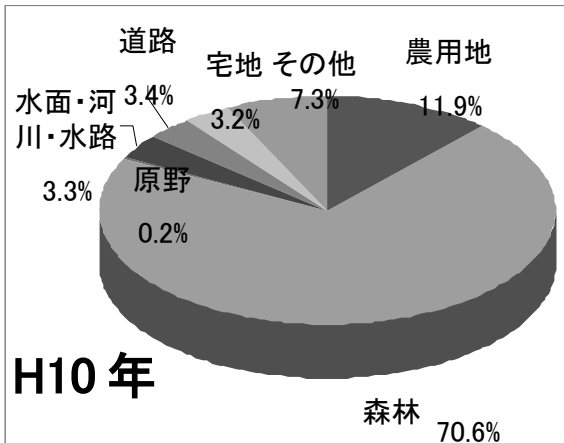
## 6 (2) 土地利用

7 平成19年における県土面積1万3千783 km<sup>2</sup>の構成は、農用地が11.2%、森  
8 林が70.4%、道路が3.7%、宅地が3.5%などとなっています。

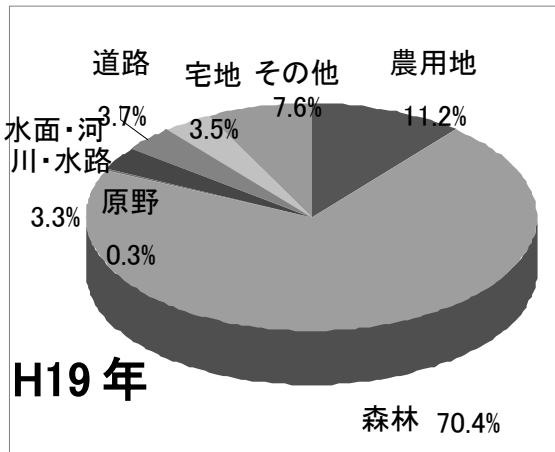
9 平成10年から平成19年までの推移を見ると、農地や森林の開発傾向は弱まってき  
10 てはいるものの、農用地や森林の面積の減少は続いており、一方で宅地や道路の増加傾  
11 向が続いています。また、耕作放棄地などの増加によりその他の土地の割合が高くなっ  
12 てきています。

1

1



2



3

(データ:「福島県土地利用の現況」(福島県企画調整部)より)

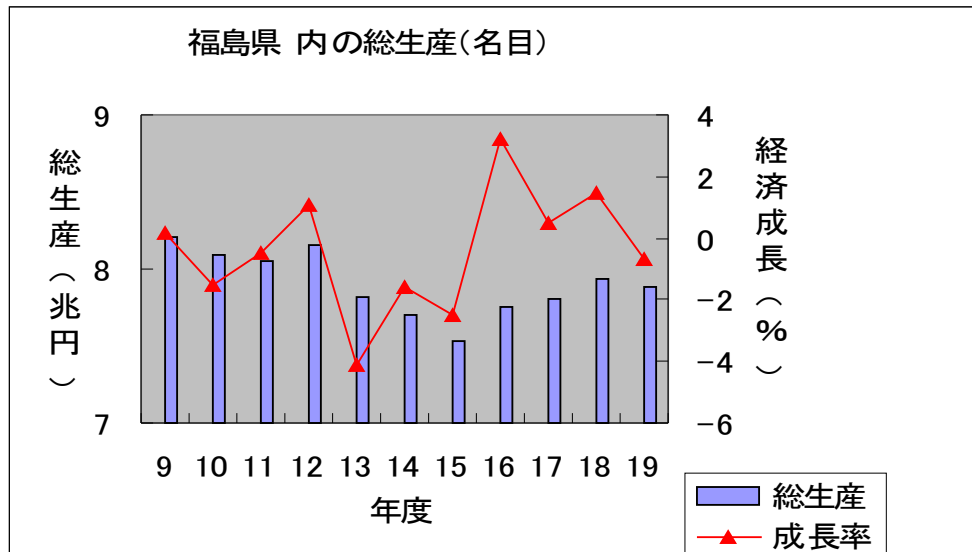
### 4 (3) 産業・経済

5 平成19年度の県内総生産は、名目で7兆8千834億円、実質で9兆1千360億6円となっており、経済成長率<sup>※1</sup>は、名目で△0.7%で4年ぶりのマイナス、実質では70.7%で4年連続のプラスとなっています。

<sup>2</sup> 1 経済成長率：総生産（付加価値）の対前年度増加率で、名目値はその時点の価格で評価した値、実質値は価格変動による影響を除外した値です。

4

5



1

2 (データ:「福島県民経済計算年報」(福島県企画調整部)より)

### 3 第3節 環境の現状と課題

4 本県の環境保全に関するこれまでの取組みを踏まえた現状及び課題について、その主  
5 なるものを施策体系ごとに整理すると以下ようになります。

#### 6 1 低炭素社会への転換

##### 7 (1) 現 状

8 ◆ 国連の「気候変動に関する政府間パネル」の第4次評価報告書(平成19年発表)  
9 によれば、地球の気温はここ100年で0.74℃上昇しており、地球が温暖化し  
10 ていることは疑う余地がなく、その原因は、人間活動によって発生する二酸化炭素  
11 などの温室効果ガス<sup>2)</sup>の増加であるとほぼ断定されています。

12 ◆ 地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に  
13 関わる最も深刻な環境問題であるとの共通認識の下、平成9年(1997年)に取  
14 り交わされた京都議定書が、平成20-17年(2008-2012年)に発効したこ  
15 とを受け、締結国においては、温暖化対策が進められているところです。

16 ◆ また、平成21年(2009年)12月には、京都議定書の約束期間後の気候変動枠組みを  
17 協議する国際会議が開催されるなど、温暖化対策に向けた国際的な動きが加速化しています。

18 ◆ 我が国においては、京都議定書において平成2年度(1990年度)比6%の削減を図るこ  
19 とを約束しており、また、京都議定書後の中期目標として、平成32年(2020年)まで  
20 に25%の温室効果ガス削減を提示しています。

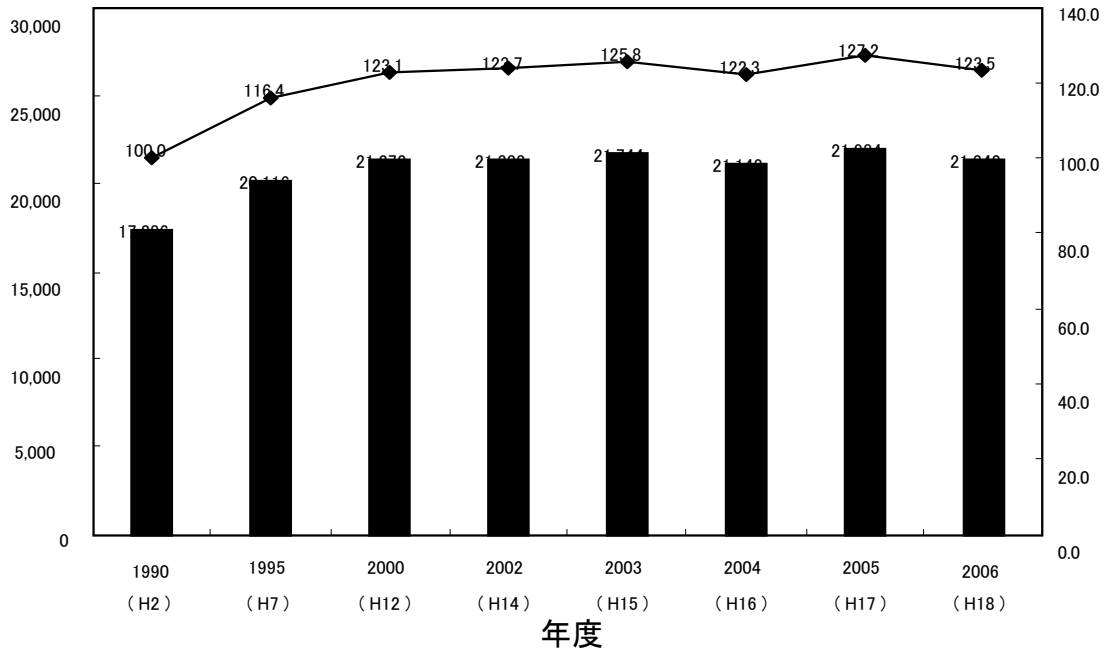
21 ◆ こうした中、本県においては、地球温暖化防止等の環境保全活動を県民運動として展開して  
22 きており、県民の理解や取組みは進みつつありますが、温室効果ガス排出量は平成18年度

2) 温室効果ガス：P31に注記



1 (2006年度)の時点で基準年度である平成2年度(1990年度)から23.5%の増  
 2 加している状況にあります。

3 総排出量  
(棒グラフ)  
(千t-CO<sub>2</sub>) 伸び率  
(折れ線)  
(%)  
**福島県内の温室効果ガスの総排出量と伸び率**



4 (データ:「福島県における平成18年度の温室効果ガス<sup>\*1</sup>排出量について」(福島県生活環境部)より)

5 注 温室効果ガスは物質によって地球温暖化に対する効果が異なることから、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)の  
 6 効果を1として他の温室効果ガスの係数を定め、二酸化炭素に換算し評価します。

7

8 ◆ 低公害車<sup>\*2</sup>が徐々に普及するなど、地球温暖化防止に向けた県民の理解や取組みが  
 9 進みつつあります。

◆ フロン類<sup>\*3</sup>の回収・破壊などの適正処理の実施により、地球温暖化防止やオゾン層  
 11 <sup>\*4</sup>保護に向けて取組みが進められています。

12 ◆ 毎月1、11、21日を「バス・鉄道利用促進デー」とし、バス・鉄道をはじめと  
 13 した環境にやさしい公共交通機関の利用促進を広く呼びかけています。

14 ◆ 公共交通機関の維持・確保のため、交通事業者及び市町村に対して、補助制度等を  
 15 活用し支援しています。

16 ◆ 平成21年度から公共交通機関の利用促進に努めている企業・団体を認証する  
 17 「うつくしま、ふくしま。公共交通機関利用促進企業等認証制度」を創設しました。

2<sup>1</sup> 温室効果ガス：P31に注記

3<sup>2</sup> 低公害車：P35に注記

4<sup>3</sup> フロン類：P33に注記

5<sup>4</sup> オゾン層：P61に注記

## 1 (2) 課 題

- 2 ◆ 温暖化対策の必要性は十分認識されているものの、日常的、具体的な行動に結び付  
3 きにくい傾向にあり、温暖化対策の「自分ごと<sup>\*1</sup>」化を図るための適切な情報を普  
4 及させるとともに、具体的な行動につなげるきっかけづくりが必要です。
- 5 ◆ 温室効果ガス削減の取組みが持続するよう、取組効果を実感できる仕組みづくりが  
6 必要です。
- 7 ◆ 温室効果ガスの排出は社会的なコスト<sup>\*2</sup>であるとの意識付けを図るとともに、個人  
8 や事業活動において温室効果ガスの発生を可能な限りゼロにするカーボンオフセッ  
9 トの考え方の普及啓発を図る必要があります。
- 10 ◆ 温室効果ガスの排出抑制の取組みを社会全体で正当に評価する仕組みづくりが必要  
11 です。
- 12 ◆ 温室効果ガスの発生抑制や吸収を図るプロジェクトに資金が回る仕組みづくりが必  
13 要です。
- 14 ◆ 県土の7割を占める森林を資源として活用するなど、本県の特性を最大限に生かし  
15 た温暖化対策によって、地域の活性化が図られる方策の研究が必要です。
- 16 ◆ 地球温暖化防止及びオゾン層保護のため、フロン類の回収・破壊などの適正処理の  
17 徹底を図る必要があります。
- 18 ◆ 温暖化対策の具体的な手法について、常に最新の情報があらゆる主体において共有  
19 できる仕組みづくりが必要です。
- 20 ◆ 県内の豊かな地域資源を生かせる再生可能エネルギーの導入促進が図られるような  
21 環境づくりが必要です。
- 22 ◆ クリーンエネルギー自動車<sup>\*3</sup>は他の自動車に比べて割高であるため、引き続き、そ  
23 のメリットである燃費性能や、二酸化炭素排出量の削減、自動車税のグリーン化<sup>\*4</sup>  
24 などについてあらゆる場を利用してアピールし、普及促進する必要があります。
- 25 ◆ 環境にやさしい交通手段である公共交通機関の利用促進を呼びかけていく必要があ  
26 ります。
- 27 ◆ 引き続き県内企業の物流に関する実態及びニーズ把握に努めるとともに、郡山西部  
28 第二工業団地において実施した「グリーン物流推進研究会」<sup>\*5</sup>の成果を広く周知し、  
29 他地域での取組みにつなげる必要があります。

2<sup>1</sup> 自分ごと：P 3 2に注記

3<sup>2</sup> 社会的なコスト：P 3 4に注記

4<sup>3</sup> クリーンエネルギー自動車：P 3 1に注記

5<sup>4</sup> 自動車税のグリーン化：窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）による環境汚染の社会問題化や地球温暖化の進展に加えて、自動車が環境に大きな影響を与えていることなどから、自動車環境対策として環境負荷の大きい自動車には税率を重く（重課）し、環境負荷の小さい自動車には税率を軽く（軽課）するものです。

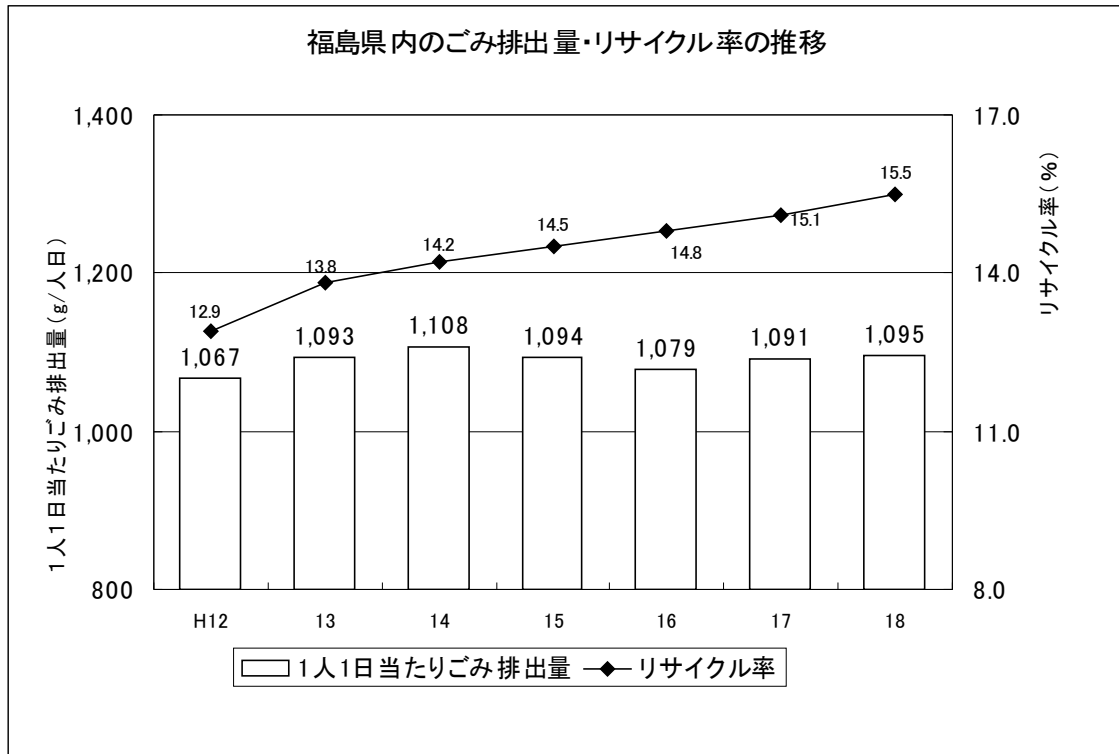
8<sup>5</sup> グリーン物流推進研究会：荷主企業と物流事業者が連携して実施する共同配送や、輸送手段をトラックから船舶・鉄道へ切り替える「モーダルシフト」等の対応策について検討する研究会です。

## 2 循環型社会の形成

### (1) 現 状

#### 1 廃棄物

- 4 ◆ ~~平成18年度の県内のごみの排出量は81万3,723トンであり、1日当たりに~~  
5 ~~換算すると2千229トンとなっています。このうちごみの搬入量は2千174ト~~  
6 ~~ンであり、内訳は、直接埋立量36トン、直接焼却量1千819トン、焼却以外の~~  
7 ~~中間処理量218トン、直接資源化量108トンとなっています。また、中間処理~~  
8 ~~後128トンが資源化されており、325トンが最終処分されています。~~
- 9 ◆ 平成19年度の県内のごみ（一般廃棄物）の排出量は81万3千723トンであり、  
10 1日当たりに換算すると2千229トンとなっています。このうち市町村等へのご  
11 みの搬入量は2千109トンであり、処理量の内訳は、直接埋立量28トン、直接  
12 焼却量1千769トン、焼却以外の中間処理量208トン、直接資源化量111ト  
13 ンとなっています。また、中間処理後133トンが資源化されており、300トン  
14 が最終処分されています。（前年度搬入分を処理するなどの理由により、搬入量と  
15 処理量は一致しません。）
- 16 ◆ 平成19年度の県内の産業廃棄物排出量は、846万9千トンとなっており、これ  
17 は、平成15年度の発生量である838万7千トンとほぼ同程度であり、近年の排  
18 出量の傾向は横ばいの状況にあります。
- 19 ◆ 県民の環境に関する意識が向上しており、リサイクルリユースなどの行動が実践に  
20 移されていますが、生ごみ排出量の減少が進まないことなどにより、1人1日当た  
21 りのごみの排出量は横ばいの状況であり、減少傾向にあります。目標値（平成2  
22 2年度：930g）の達成は困難な状況にあります。
- 23 ◆ 産業廃棄物の不法投棄は減少傾向にありますが、その内容は悪質・巧妙化しており、  
24 そのため平成20年度に専任部署（福島県不法投棄対策室）を設け、不法投棄防止  
25 対策を総合的に推進しています。
- 26 ◆ 平成18年度から導入した産業廃棄物税を活用し、産業廃棄物の排出抑制、再生利  
27 用及び適正処理等を図る事業を推進しています。



1

(データ:「福島県の一般廃棄物処理の状況」(福島県生活環境部)より)

2

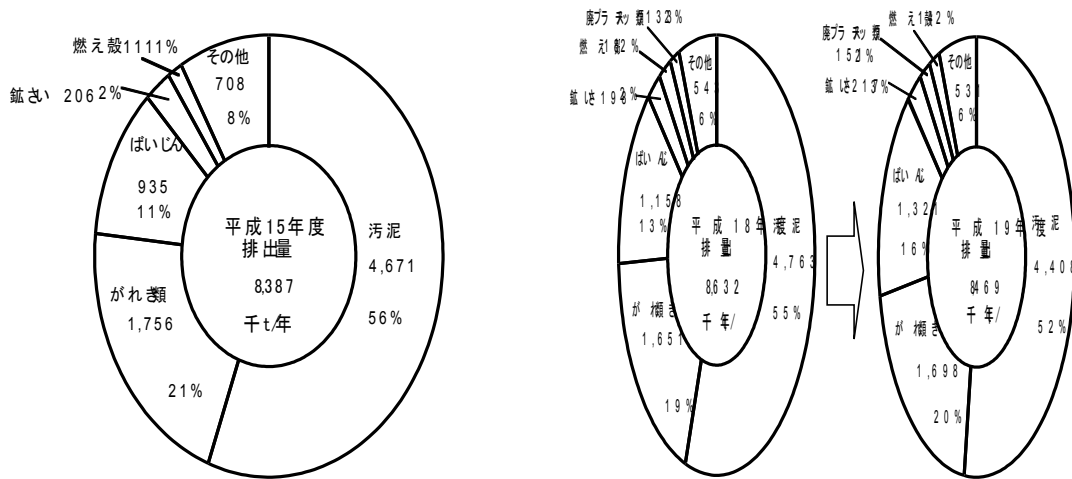
3

4

5

### 福島県内の産業廃棄物排出量

6



(データ:「福島県廃棄物処理実態調査報告書」(福島県生活環境部)より)

## 2 環境と調和した事業活動の展開

9 ◆ 環境負荷低減活動に主体的に取り組む、ISO14001<sup>※1</sup>やエコアクション21<sup>※2</sup>

<sup>21</sup> ISO14001 : P 4 4 に注記

<sup>32</sup> エコアクション21 : P 4 4 に注記

4

5

1 などの環境マネジメントシステム<sup>※1</sup>認証を取得した事業所数は、平成15年度の2  
2 16事業所から平成20年度には435事業所に倍増しています。

### 3 3 資源・エネルギーの有効利用

4 ◆ 太陽光、バイオマス、風力発電などの再生可能な新エネルギー導入量（原油換算）  
5 は平成15年度の9万0,421klから平成20年度には19万0,343klへ  
6 と倍増しています。

## 7 (2) 課 題

### 8 1 廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物、不法投棄の順に整理）

9 ◆ 一般家庭のごみ減量化については、3R<sup>※2</sup>やマイバッグ<sup>※3</sup>の取組みについての継続  
10 的な普及・啓発に努めるとともに、集団回収への参加促進を図ることが重要です。  
11 また、事業系一般廃棄物の減量化やリサイクルを推進するためには、市町村や一部  
12 事務組合を通じて、事業所に対して効果的な施策を講じることが必要です。

13 ◆ 容器包装廃棄物の分別収集を徹底し、ペットボトルなどを市町村等から指定法人に  
14 円滑に引き渡すことが必要です。

15 ◆ 建設産業、食品関連産業、各種製造業など、あらゆる産業の分野において、廃棄物  
16 の発生抑制・リサイクルを一層促進する必要があります。

17 ◆ 産業活動による環境への負荷を低減するため、環境と調和した事業活動の促進や  
18 環境関連産業の育成や創出を進める必要があります。

19 ◆ ~~地域の实情に応じ、公共関与による産業廃棄物処理施設の確保の必要性について検~~  
20 ~~討する必要があります。~~（公共関与による産業廃棄物処理施設の必要性については  
21 答申案作成時まで整理）

22 ◆ 廃棄物の排出抑制、減量化のための施設整備や処理及び再利用技術の開発等の~~ユ~~  
23 ~~ス~~が夫きいためを促進するため、産業廃棄物税<sup>※4</sup>を活用するなどした取組みを推進  
24 する必要があります。

25 ◆ 産業廃棄物の排出量が依然として高い水準で推移しており、産業廃棄物の排出抑制、  
26 減量化、リサイクルをより一層進めるとともに、産業廃棄物の適正処理を促進する  
27 ことが必要です。

28 ◆ アスベスト廃棄物などの新たに社会問題となっている産業廃棄物や、過去の負の遺  
29 産であるポリ塩化ビフェニル（PCB）<sup>※5</sup>廃棄物などの問題に適切に対応していく  
30 必要があります。

2<sup>1</sup> 環境マネジメントシステム：P67に注記

3<sup>2</sup> 3R：リデュース(Reduce ごみの発生抑制)リユース(Reuse 再使用)リサイクル(Recycle)の頭文字を取って3  
4 R（スリーアール）と呼ばれ、この優先順位で廃棄物の削減に努めるという考え方です。

5<sup>3</sup> マイバッグ：P69に注記

6<sup>4</sup> 産業廃棄物税：P42に注記

7<sup>5</sup> ポリ塩化ビフェニル(PCB)：P43注記

- 1 ◆ 下水汚泥の減量化にあたっては、現在の汚泥処理状況を踏まえ、市町村において地  
2 域の特性や地理的条件等に応じた適切な処理方法を選択する必要があります。
- 3 ◆ 農業用使用済プラスチックの適正処理やリサイクル促進のため、組織的回収率の向  
4 上や、塩化ビニル系とポリエステル系等の分別収集の徹底、及び長期展張フィルム  
5 や生分解性プラスチックの導入促進を図る必要があります。
- 6 ◆ 悪質・巧妙化する不法投棄に対応するため、より一層の適正処理対策を図る必要が  
7 あります。また、県民、事業者、行政が連携して不法投棄を未然に防止する監視活  
8 動を展開していく必要があります。

## 9 ② 環境と調和した事業活動の推進

- 10 ◆ 企業が存続していくためには、企業の社会的責任（CSR）<sup>\*1</sup>を果たしていく必要  
11 があるという考え方が普及する中、法を逸脱するような活動をする一部業者の存在  
12 により、業界全体の振興が妨げられるような場合もなお存在するので、業界全体や  
13 社会全体で環境と調和した事業活動の推進を支えていく必要があります。
- 14 ◆ エコ・リサイクル製品については制度の普及に加え、製品の利用拡大を図るため、  
15 リサイクル技術開発への支援やリサイクル製品の利用促進などを支援していく必要  
16 があります。
- 17 ◆ 平成21年6月1日から県内全域でレジ袋無料配布中止の取組みがスタートしまし  
18 たが、引き続き、事業者、消費者団体、行政機関の連携・協力を深めるとともに、  
19 新たに「ストップ・ザ・レジ袋実施店」への参加を呼びかけ、この取組みが更に拡  
20 がるようにしていく必要があります。
- 21 ~~◆ 新しい技術の開発には、多大なコストと時間を要するので、実用可能な製品化を見  
22 据えた長期的な計画と、進行管理に基づいた取組みが重要です。~~
- 23 ◆ 循環型農業の推進のためには、畜産農家、耕種農家、堆肥センターの強力な連携の  
24 もとでの良質堆肥の製造と販売、広域的な供給システムの構築が必要です。
- 25 ◆ 化学農薬の使用量を減少させ、環境と共生する農業を推進するためには、残留農薬  
26 のポジティブリスト制度<sup>\*2</sup>の周知徹底、農産物のトレーサビリティシステム<sup>\*3</sup>の対  
27 応強化及び監視体制の整備、生物的防除技術等を取り入れた化学農薬低減技術の導  
28 入を促進する必要があります。
- 29 ◆ 化学肥料使用量の削減、有機栽培など環境と共生する農業を推進するためには、地  
30 域ぐるみでの取組み、農産物の付加価値販売との連携、地球温暖化への対応や生産  
31 費の低減等への対応、有機質肥料を地域内で容易に入手できる仕組みづくり、消費

2<sup>1</sup> 企業の社会的責任（CSR）：企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切な意思決定をすることを指します。

4<sup>2</sup> 残留農薬のポジティブリスト制度：2003年の食品衛生法改正により、現在設定されている農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下、「農薬等」と記す）の残留基準を見直し、基準が設定されていない農薬等が一定量以上含まれる食品の流通を原則禁止する制度です。

7<sup>3</sup> トレーサビリティシステム：物品の流通経路を生産段階から最終消費段階あるいは廃棄段階まで追跡が可能な状態をいいます。追跡可能性（ついせきかのうせい）とも言われます。

1 者や食品関係事業者の理解と連携が重要です。

2 ◆ 大規模（家畜排せつ物法適用対象）畜産農家における家畜排せつ物の管理施設の整  
3 備が進みましたが、防水シート等を用いた簡易施設で対応している小規模畜産農家  
4 等の恒久的な施設整備や生産堆肥の流通促進のための施設等整備に対しての支援が  
5 引き続き必要です。

6 ◆ 県有施設の新築、改修に当たっては、率先して省エネルギー化を推進する必要があ  
7 ります。また、E S C O事業<sup>※1</sup>などの導入を進めるとともに、その経験やノウハウ  
8 を積極的に事業者等に提供していくことが重要です。

### 9 ③ 資源・エネルギーの有効利用

10 ◆ 県民の省エネルギーに対する意識は高まっていると考えられますが、行動に結びつ  
11 けるためには無理なく実践できる省エネルギー行動を促す必要があり、個人の取組  
12 みが可能な省エネルギー活動に確実に結びつけるための意識啓発が必要です。

13 ◆ 県有施設への新エネルギー<sup>※2</sup>の設備導入は、行政による率先導入の観点から、施設  
14 の新設・改修などの機会を捉え施設の新築、改修に当たっては、積極的な導入に努  
15 めていく必要があります。

16 ◆ 新たに新エネルギーに加えられた小水力発電及び地熱発電のほか、雪氷冷熱や温度  
17 差エネルギーなど、まだ県内で普及が進んでいない新エネルギーの普及拡大にも取  
18 り組んでいく必要があります。

## 19 3 自然と共生する社会の形成

### 20 (1) 現 状

21 ◆ 太平洋に面した浜通り地方は、比較的温暖で太平洋型気候を呈しており、ヤブツバ  
22 キ、トベラなどの暖地性の植物が分布しています。

23 ◆ 阿武隈高地は、原生的な森林<sup>※3</sup>はほとんど見られなくなり、スギ、アカマツ、ヒノ  
24 キの造林地やコナラなどの広葉樹の二次林<sup>※4</sup>が多く見られます。動物ではニホンザ  
25 ル、イノシシ、キツネ、タヌキ等が生息しています。

26 ◆ 中通り地方は、阿武隈高地と奥羽山脈にはさまれた阿武隈川流域で、市街地、水田、  
27 耕地等が多く、原生的な森林はまれにしか見られません。

28 ◆ 奥羽山脈は、原生的な森林が各所に残っていますが、標高1, 0 0 0 m以下ではア  
29 カマツ、スギ、カラマツ等の造林地が多く見られます。動物では、ツキノワグマ、  
30 ニホンカモシカ、ニホンザル、タヌキ等の生息が確認されています。また、裏磐梯  
31 には、数多くの湖沼が形成され、多くの野鳥が生息していることで有名です。

2<sup>1</sup> E S C O事業：P 3 3 に注記

3<sup>2</sup> 新エネルギー：P 3 5 に注記

4<sup>3</sup> 原生的な森林：自然のままに人手の加えられていない状態に近い森林をいいます。

5<sup>4</sup> 二次林：風水害、山火事や伐採などによって失われた後に、自然に再生した森林をいいます。

1 ◆ 会津地方は、広葉樹を主とした天然林が随所に見られ、高山稜線部には高山植物が  
 2 豊富です。また、尾瀬、宮床湿原、駒止湿原など著名な湿原が形成されています。  
 3 動物では、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、モモンガ等が生息してい  
 4 ます。魚類では「レッドデータブックふくしま<sup>\*1</sup>」（平成15年3月）で絶滅危惧  
 5 I類とされる、ウケクチウグイ及び絶滅のおそれのある地域個体群のイトヨ（福島  
 6 県以南の陸封<sup>\*2</sup>）の分布が特徴的です。

7 ◆ 法令や条例に基づく適正管理や植生復元事業、及び公園事業の実施により、本県の  
 8 豊かな自然環境の保全が図られています。

9 ◆ 平成18年度から森林環境税を導入し、県民一人ひとりが参画する新たな森林づく  
 10 りに取り組んでいます。

11 ◆ 磐梯朝日国立公園の核心地域である裏磐梯地域（浄土平を含む）において、その優  
 12 れた自然環境の保全と、自然と人との豊かなふれあいが図られています。

13 ◆ 「フォレストパークあだたら<sup>\*3</sup>」や「アクアマリンふくしま<sup>\*4</sup>」などの自然環境の  
 14 理解や環境保全の必要性に関する理解を深めるための環境教育・学習施設を整備し  
 15 てきました。

◆6 尾瀬国立公園においては、全国で初めて観光バスも規制対象とする交通システムを  
 17構築するなどの自然環境への配慮が図られています。

◆8 環境と共生する農業への取り組みや森林・農地等の持つ多面的機能の発揮のための施  
 19策が進められています。

20 ◆ 野生動植物等の生態系に配慮しながら親水性を確保する河川整備等により、生物多  
 21 様性<sup>\*5</sup>の保全や水辺における自然とのふれあいの場の整備が進められています。

◆2 県内の野生動植物の生息・生育状況を調査し、絶滅の危険度を評価した「レッドデ  
 23ータブックふくしまⅠ（植物、昆虫、鳥類）」（平成14年3月）及び「レッドデー  
 24ータブックふくしまⅡ（淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳類）」（平成15年3月）を策定し、  
 25希少野生動植物の保護に努めています。

◆6 「福島県野生動植物の保護に関する条例」（平成16年3月）を制定し、野生動植  
 27物の保護対策を総合的に実施しています。

28 ◆ 規制の実効性を高め幅広い景観施策を展開するため、景観法に対応した景観条例に  
 29 改正するとともに県景観計画を策定しました。

30 ◆ 景観行政団体に5市町(平成21年10月1日現在、法定の2中核市除く)が移行し  
 31 ており、景観行政に対する関心が高まりつつあります。

<sup>1</sup> レッドデータブックふくしま：P49に注記

<sup>2</sup> 陸封：一生のうちには海水にすむ時期と陸水にすむ時期とをもつ動物が、地形その他環境の変化によって陸水中  
 4 に閉じ込められて終生そこで生活することを指します。

<sup>3</sup> フォレストパークあだたら：P65に注記

<sup>4</sup> アクアマリンふくしま：P65に注記

<sup>5</sup> 生物多様性：P49に注記



- 1 ◆ 景観アドバイザーの派遣や修景のための助成事業等を通じ、優良景観形成住民協定  
 2 <sup>※1</sup>数、うつくしま景観サポーター登録者数とも目標を達成しており、自然や文化、  
 3 歴史など地域の特性に応じた良好な景観形成活動が活発になってきています。
- 4 ◆ 都市部においては、人々の安らぎや憩いの場となる都市公園の整備や緑化などによ  
 5 り、身近な緑とふれあえる場の整備が進められています。また、農村部においても、  
 6 ため池等の水辺空間を活用するなど、水と緑を生かした農村公園の整備が進められ  
 7 ています。
- 8 ◆ 「うつくしま『水との共生』プラン」の推進モデルとして、夏井川流域の活動団体  
 9 や関係機関の協力により「夏井川流域行動計画」（平成20年3月）を策定しまし  
 10 た。
- 11 ◆ 閉鎖性水域<sup>※2</sup>の水環境悪化の未然防止としては全国初となる、「福島県猪苗代湖及  
 12 び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」（平成14年3月）に基づき、水環  
 13 境の保全に向けた取組みを行っています。
- 14 ◆ 猪苗代湖の水質については、COD<sup>※3</sup>は湖水の中性化に伴い、近年上昇する傾向が  
 15 見られ、平成20年度においては、前年度と同じ値でしたが、目標値を達成してお  
 16 りません。また、大腸菌群数は平成18・19年度に環境基準を超過しましたが、  
 17 平成20年度は達成しました。
- 18 ◆ 裏磐梯湖沼群の水質については、一部の湖沼でCODが上昇する傾向が見られ、平  
 19 成20年度においては、すべての湖沼で目標値を達成していません。

## 20 (2) 課 題

- ◆1 県民一人ひとりが積極的に自然環境保全活動を実践することが重要であることから、  
 22普及啓発活動の一層の推進が必要です。
- ◆3 健全な生態系や水循環を維持するために重要な役割を果たしている森林・農地、里  
 24地里山<sup>※4</sup>や水辺地などの身近な自然環境を適正に管理するとともに、その重要性につい  
 25て一層の普及啓発が必要です。
- 26 ◆ 外来種が繁殖し、生態系に混乱が生じているため、健全な生態系を保全する取組み  
 27 が必要になってきています。
- ◆8 日本を代表する高層湿原である尾瀬でのニホンジカによる食害が大きな問題となっ  
 29てきており、貴重な植生の保護の観点から、国や県、地元自治体などが連携して被害防  
 30止のための対策を進めていかなければなりません。
- ◆1 サル、カワウ、イノシシ及びクマ等の野生動物と人とのあつれきが増加しており、  
 32各種開発による生息環境の変化や、耕作放棄地の増加などが原因ではないかとも考えら

<sup>21</sup> 優良景観形成住民協定：P 53に注記

<sup>32</sup> 閉鎖性水域：P 58に注記

<sup>43</sup> COD：（化学的酸素要求量）P 56に注記

<sup>54</sup> 里地里山：P 46に注記

1 れていますが、これらの原因を究明するとともに、その対策の検討が必要となっていま  
2 2す。

- ◆3 水生生物の主な減少要因を見ると、開発などによる水域環境の変化が、水生生物の  
4 4生息・生育やそれを捕食する鳥獣など地域の生態系に大きな影響を与えていると考えら  
5 5れることから、水環境の保全や水辺に生息する生物の保護対策を進めることが必要とな  
6 6つています。

7 ◆ 自然とのふれあい活動を効果的に行うためのインタープリター<sup>\*1</sup>の養成や組織づく  
8 りなどを一層促進するための取組みが求められています。

- ◆9 環境教育・学習の場として、また、県内の多様な自然とふれあうことのできる場と  
10 10して、自然公園<sup>\*2</sup>のより積極的な活用が必要となっています。

11 ◆ 県土全域の良好な景観形成を推進するため、市町村と県が景観法という共通の法的  
12 12基盤に立ち、連携協力して景観形成活動を展開していく必要があります。

13 ◆ 自然環境保全については、国、県、市町村の役割分担等を検討していく必要があり  
14 14ます。

15 ◆ 公共工事の計画、実施にあたっては、野生動植物の生息・生育環境に配慮し、自然  
16 16環境と調和した施設となるよう、希少野生動植物の生育・生息情報の一層の活用を  
17 17図るなど事前調査・検討等を十分に行う必要があります。

18 ◆ 農村における集落協定参加者が高齢化しており、農業の多面的機能の増進を図る活  
19 19動を牽引するリーダーが不足しつつあるため、小規模の集落などでは、集落協定の  
20 20継続が危ぶまれる状況にあります。

21 ◆ 森林整備ボランティアの活動の推進にあたっては、①指導者の養成と確保、②活動  
22 22資金の確保、③団体活動の継続を図るためのフィールドの確保、④企業等の会社組  
23 23織や団体等が行う森林づくり活動への支援等が重要です。

24 ◆ 健全な水循環を継承するために、流域の活動団体等が行う取組みや連携、関係機関  
25 25相互の情報の共有等を一層促進することが求められています。

26 ◆ 県及び市町村の財政状況が厳しいため、都市公園の整備が遅れ、都市内の緑地の確  
27 27保が進まない状況にあります。

28 ◆ もりの案内人の自発的な活動の支援や資質の向上が求められています。

29 ◆ 市町村や住民参加による景観形成活動をより一層促進し、にぎわいのあるまちづく  
30 30りや良好な自然景観の保全など、地域の特性に応じた景観形成を進めていく必要が  
31 31あります。

32 ◆ 三位一体の改革により、県が国立公園内の公園事業を行う際の補助金が廃止され、  
33 33近年の財政状況も相まって、県が管理している公園施設の更新ペースの鈍化が懸念

<sup>21</sup> インタープリター：自然体験などの活動を通じて、植生や野生動物などの自然だけでなく、地域の文化や歴  
3 史なども含めて伝える活動を行う人をいいます。

<sup>42</sup> 自然公園：P 4 6に注記

1 されています。

2 ◆ 猪苗代湖においては、湖水の中性化の進行に伴い自然の水質浄化機能が低下しつつ  
3 あり、水質の悪化が懸念されています。また、裏磐梯湖沼群の桧原湖、小野川湖、  
4 秋元湖においては、COD<sup>※1</sup>値が近年上昇する傾向が見られ、水質の悪化が懸念さ  
5 れています。このため、猪苗代湖水環境保全条例福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群  
6 の水環境の保全に関する条例等に基づき、より一層の水環境保全対策を推進する必  
7 要があります。

## 8 4 安全で安心な環境の確保

### 9 (1) 現 状

#### 10 1 大気・水質

◆1 大気汚染・水質汚濁などのいわゆる従来の産業公害問題については、各種の施策が  
12 講じられ、大気環境及び水質環境については改善が図られています。

13 ◆ 平成20年度の大気汚染常時監視測定結果においては、二酸化硫黄<sup>※2</sup>、二酸化窒素<sup>※3</sup>、  
14 一酸化炭素<sup>※4</sup>及び浮遊粒子状物質<sup>※5</sup>の各項目とも全測定局で環境基準を達成していま  
15 すが、光化学オキシダント<sup>※6</sup>は、全測定局で環境基準を達成していません。

◆6 河川の水質のうち、有機汚濁の代表的指標であるBOD<sup>※7</sup>は、ほとんどの測定地点  
17 で環境基準を達成し（平成20年度：98.3%）全河川において改善傾向が見られて  
18 います。

19 ◆ 湖沼の水質のうち、有機汚濁の代表的指標であるCODの環境基準を達成している  
20 湖沼は、全湖沼の約2/3程度で環境基準を達成しております（平成20年度：7  
21 3.3%）にとどまっています。が、全湖沼における達成状況は、横ばい傾向が見  
22 られます。

23 ◆ 海域の水質のうち、CODは、全ての測定地点で環境基準を達成しており、良好な  
24 水環境を維持しています。

2<sup>1</sup> COD：（化学的酸素要求量）P56に注記

3<sup>2</sup> 二酸化硫黄：石炭や石油などの化石燃料に含まれる硫黄が燃焼したときに大気中に排出される気体で、硫黄  
4 酸化物（SOx）の一種です。呼吸器系統に悪影響を与えたり植物を枯らしたりします。また、酸性雨の原因物  
5 質の一つとされています。

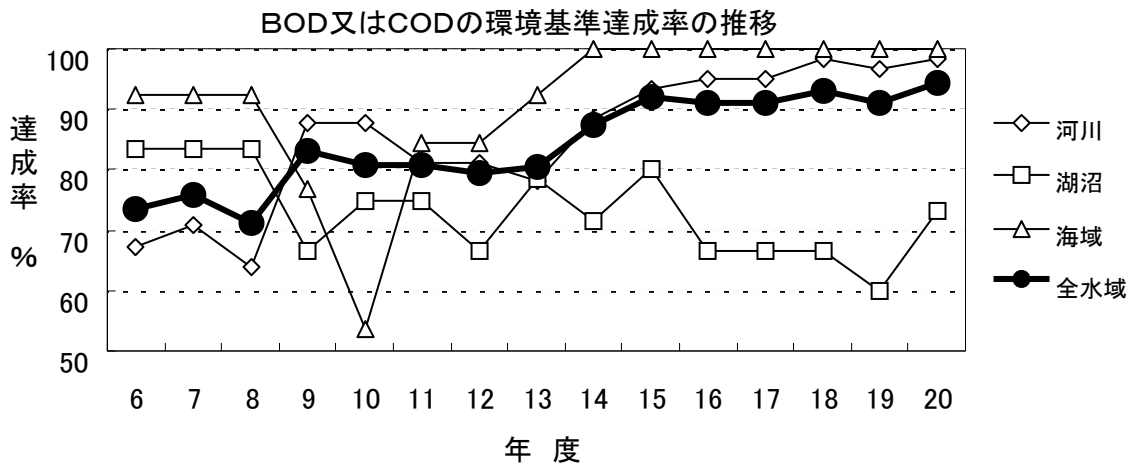
6<sup>3</sup> 二酸化窒素：化石燃料等の燃焼時に、空気や燃料中に含まれる窒素が酸素と化合してできる気体で、窒素酸  
7 化物（NOx）の一種です。呼吸器系統に悪影響を及ぼします。また、酸性雨の原因物質の一つとされています。

8<sup>4</sup> 一酸化炭素：炭素または炭素化合物の不完全燃焼などにより発生します。一酸化炭素は血中のヘモグロビン  
9 と結合して血液の酸素輸送を阻害し、細胞での酸素利用を低下させます。

10<sup>5</sup> 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒径が10μm以下の粒子状物質をいいます。発生源としては、工場・事  
11 業場、自動車等の人間の社会経済活動によって排出されるほか、風による土壌粒子の舞い上がり等の自然由来  
12 によるものがあります。呼吸器に対して影響を与えます。

13<sup>6</sup> 光化学オキシダント：P58に注記

14<sup>7</sup> BOD：（生物化学的酸素要求量）P57に注記



2

(データ:「水質年報」(福島県生活環境部)より)

3

注 河川はBODの75%水質値で、湖沼と海域はCODの75%水質値でそれぞれ評価しています。  
(75%水質値とは、一時的な異常値による影響を取り除くため、値の小さい方から75%の位置にあるデータを使用する方法です。)

4

5

6 ◆ 地下水水質調査により環境基準超過が判明した井戸の使用者に対する飲用指導、汚  
7 染範囲の確認調査及び汚染原因調査等を実施しています。

## 8 ② 土壌

9 ◆ 土壌環境基準に適合しない汚染が認められたところは土壌汚染対策法に基づき区域  
10 指定されているほか、事業者の自主調査等により汚染が判明した区域があり、浄化  
11 対策等が進められています。

## 12 ③ 騒音・振動・悪臭

13 ◆ 環境騒音については、道路に面する地域以外の一般地域における平成20年度の環  
14 境基準の達成率は、89.1%でした。

15 ◆ 自動車騒音については、騒音規制法による要請限度を超えている区域が見られると  
16 ともに、新幹線鉄道騒音については環境基準の達成率が依然として低い水準にあり  
17 ます。

18 ◆ 悪臭については、製造業や畜産業などに起因する苦情が平成20年度において15  
19 5件寄せられており、全公害苦情件数に占める割合は約25.3%~~で構成比第1位~~  
20 と最も高くなっています。

## 21 ④ オゾン層保護の推進

◆ フロン類<sup>\*1</sup>の回収・破壊などの適正処理の実施により、地球温暖化防止やオゾン層  
23<sup>\*2</sup>保護に向けて取組みが進められています。

<sup>21</sup> フロン類: P 33 に注記

<sup>32</sup> オゾン層: P 61 に注記

1 ⑤ 酸性雨対策の推進

2 ◆平成20年度の酸性雨モニタリング調査結果におけるPHの年間平均値は4.73  
3 ~4.97の範囲であり、長期的には横ばい傾向を示しています。

4 ⑥ 化学物質

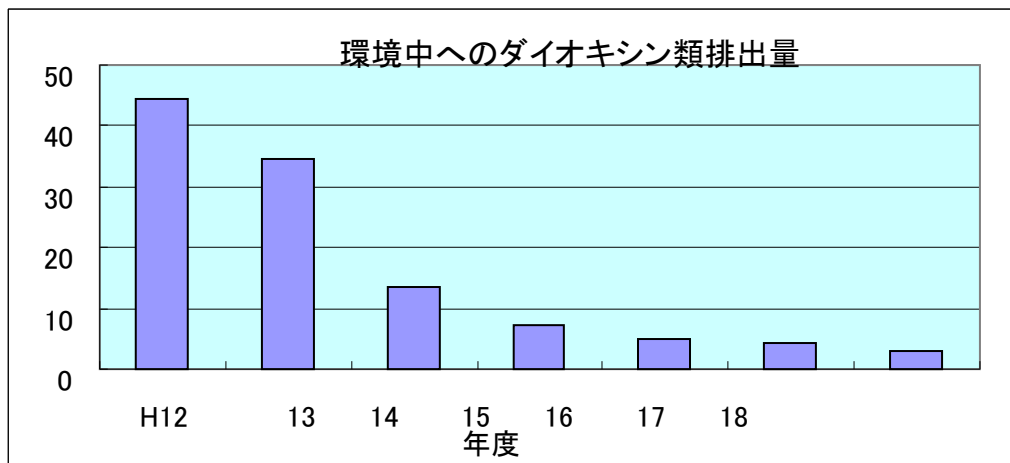
5 ◆環境中へのダイオキシン類<sup>※1</sup>排出量は年々減少傾向が見られ、平成20年度の環境  
6 モニタリング調査においては、大気・水質・地下水・土壌等のすべての調査地点で  
7 環境基準を達成しています。

8 ◆平成17年度にダイオキシン類による土壌汚染が判明した地域については、平成1  
9 9年1月に「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく対策地域に指定し、対策事  
10 業を実施しました。

11 ◆平成20年度のダイオキシン類廃棄物最終処分場調査（放流水等調査）においては、  
12 全ての事業場において排出基準を下回っています。また、周縁地下水及び搬入廃棄  
13 物についても、それぞれ環境基準及び処理基準を下回っていました。

14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24

g-TEQ<sup>※2</sup>



25 (データ:「環境中へのダイオキシン類排出量の推計結果」(福島県生活環境部)より)

2<sup>1</sup> ダイオキシン類：P 6 1 に注記

3<sup>2</sup> TEQ：毒性当量という意味です。ダイオキシン類は種類によって毒性の強さが異なることから、最も毒性  
4 が強いとされているダイオキシンを1として他のダイオキシン類の毒性の強さの係数を定め、最も毒性の強い  
5 ダイオキシンに換算した量を算出し評価します。

- 1 ◆ 環境ホルモン<sup>※1</sup>等の化学物質環境モニタリング調査（大気、水質、地下水等調査）  
 2 の結果、検出値については概ね環境省が過去に全国調査した結果の範囲内でした。  
 3 ◆ 「福島県化学物質適正管理指針<sup>※2</sup>」に基づき、化学物質を取り扱う事業所に対して  
 4 立入検査を実施し適正管理を指導しました。  
 5 ◆ 関係者において化学物質に関する情報を共有し、相互の意思疎通を図るリスクコミ  
 6 ュニケーション<sup>※3</sup>を推進するため、各種のセミナーや意見交換会を開催するなど、  
 7 事業者に対して支援を行いました。

## 8 ⑦ 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

- 9 ◆ 原子力発電所周辺の環境放射能監視機能を充実強化するとともに、常時監視結果等  
 10 をインターネット上で公開するなど、迅速な情報提供を行っています。また、原子  
 11 力防災に対する知識の普及を図るとともに、国、関係機関と連携しながら防災訓練  
 12 を実施しています。

## 13 (2) 課 題

### 14 ① 大気・水質

- 15 ◆ 大気環境の状況を効果的かつ的確に把握するため平成20年1月に策定した「福島  
 16 県大気常時監視測定局配置計画」に基づき、監視体制の整備を図る必要があります。  
 17 ◆ また、光化学オキシダントによる汚染が広域化しており、光化学オキシダントの被  
 18 害防止対策を一層推進する必要があります。  
 19 ◆ 平成21年9月に新たに環境基準が設定された微小粒子状物質(PM2.5)<sup>※4</sup>による大  
 20 気汚染の実態を把握するとともに、自動車排出ガス対策を進める必要があります。  
 21 ◆ 有害大気汚染物質による大気汚染状況の把握や有害大気汚染物質に関する有害性情  
 22 報の収集を推進する必要があります。  
 23 ◆ アスベスト<sup>※5</sup>による健康被害を防止するため、建築物等の解体作業に伴う飛散防止  
 24 対策や適正な廃棄物処理など事業者への指導を強化する必要があります。また、一  
 25 般環境大気中のアスベスト濃度について把握していく必要があります。  
 26 ◆ 公共用水域の水質汚濁の状況や利水の変化等を踏まえ、水質汚濁に係る水質環境基  
 27 準の水域類型の見直しを行う必要があります。また、水生生物の保全を図る水域に  
 28 ついては、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定を行う必要があり  
 29 ます。

2<sup>1</sup> 環境ホルモン：P 6 2に注記

3<sup>2</sup> 福島県化学物質適正管理指針：P 6 2に注記

4<sup>3</sup> リスクコミュニケーション：P 6 2に注記

5<sup>4</sup> 微小粒子状物質(PM2.5)：P 5 9に注記

6<sup>5</sup> アスベスト：天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。耐久性、耐  
 7 熱性、耐薬品性、電気絶縁性などの特性に非常に優れ安価であるため、様々な用途に広く使用されてきました  
 8 が、空中に飛散したアスベストを肺に吸入すると約20年から40年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫の病  
 9 気を引き起こす確率が高いため、現在では、原則として製造等が禁止されています。

- 1 ◆ 環境に影響を及ぼす大気汚染事故や水質汚濁事故の発生件数が増加傾向にあるなど、  
 2 安全で安心な生活環境の確保の観点から、工場、事業場の立入検査や事故防止対策  
 3 の指導等を一層推進していく必要があります。
- 4 ◆ 公共用水域の水質環境基準を達成するため、工場・事業場等の水質汚濁源に対する対  
 5 策と併せて、生活排水による汚濁の低減対策をさらに推進する必要があります。
- 6 ◆ 湖沼等の閉鎖性水域<sup>※1</sup>の水質改善を図っていく必要があります。
- 7 ◆ 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設の整備については、  
 8 各污水处理施設の特性を踏まえ、地域の実情に応じて適切に整備手法を選択する必  
 9 要があります。
- 10 ◆ 揮発性有機化合物<sup>※2</sup>、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素<sup>※3</sup>等が環境基準を超えるなどの  
 11 地下水汚染がみられ、汚染の未然防止と浄化対策が必要となっています。
- 12 ◆ 国に対して、効果的かつ経済的な鉱害防止の技術開発を促進し、抜本的な新技術手  
 13 法の確立を求めていくことが重要となっています。

## 14 ② 土壌

- 15 ◆ 工場・事業場跡地等において、重金属や揮発性有機化合物などによる土壌汚染がみ  
 16 られ、その対策が必要となっています。
- 17 ◆ また、平成21年4月に土壌汚染対策法が大幅に改正され、土壌汚染の状況把握の  
 18 ための制度の充実、規制対象区域の分類による講ずべき措置の明確化、汚染土壌の  
 19 適正処理の確保のための各種規制の強化などが図られたことから、これらに適切に  
 20 対応する必要があります。

## 21 ③ 騒音・振動・悪臭

- 22 ◆ 交通網の整備により利便性が向上していますが、一方で、自動車騒音については  
 23 「騒音規制法」による要請限度を超えている区域が見られるとともに、新幹線鉄道  
 24 騒音については環境基準の達成率は依然低い水準にあるなど、種々の騒音等に対す  
 25 る対策の推進が必要となっています。また、製造業や畜産業に起因する悪臭対策が  
 26 求められています。

## 27 ④ オゾン層保護の推進

- 28 ◆ 地球温暖化防止及びオゾン層<sup>※4</sup>保護のため、フロン類の回収・破壊などの適正処理  
 29 の徹底を図る必要があります。

2<sup>1</sup> 閉鎖性水域：P 5 9 に注記

3<sup>2</sup> 揮発性有機化合物：P 5 8 に注記

4<sup>3</sup> 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素：肥料、家畜のふん尿や生活排水に含まれるアンモニウムが酸化されたもので、  
 5 作物に吸収されずに土壌に溶け出し富栄養化の原因となります。亜硝酸態窒素は、血中でヘモグロビンと結合  
 6 してメトヘモグロビンとなり、これによりメトヘモグロビン血症（酸欠状態）となります。また、硝酸性窒素  
 7 は胃の中で発ガン性のN-ニトロソ化合物を生成します。

8<sup>4</sup> オゾン層：P 6 1 に注記

## 1 ⑤ 酸性雨対策の推進

- 2 ◆ 酸性雨<sup>※1</sup>については、現在のところ植物等への影響は認められませんが、引き続き  
3 モニタリング調査を継続していく必要があります。

## 4 ⑥ 化学物質

- 5 ◆ 本県におけるダイオキシン類の排出状況は、国が策定した「我が国における事業活  
6 動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」における目標を上  
7 回るペースで削減されていますが、一部の地域でダイオキシン類による環境汚染が  
8 判明するなど、適切な対応を必要とする事案が発生しているため、今後も引き続き  
9 発生源の立入検査や環境中のモニタリング調査を実施していく必要があります。
- 10 ◆ 化学物質による人の健康や生態系への影響が懸念されている中、化学物質の流出事  
11 故等の発生など化学物質に係る問題事案が~~続発~~発生しており、化学物質の使用実態  
12 の把握、適正な管理についての指導及びリスクコミュニケーションの取組み等、環  
13 境への影響を未然に防止する対策を一層強化する必要があります。

## 14 ⑦ 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

- 15 ◆ 原子力発電所については、法令に基づき国が安全規制を一元的に担っていますが、  
16 周辺地域住民の安全確保を最優先すべきという基本認識に基づき、今後とも環境放  
17 射能の常時監視測定や立入調査等の安全確保対策を講ずるとともに、国に対しても、  
18 さらなる安全確保対策の充実・強化に向けて県として積極的な提案を行っていく必  
19 要があります。

# 20 5 環境教育・学習の推進

## 21 (1) 現 状

- 22 ◆ 体験型・実践型の環境教育・学習の推進により、環境保全意識の啓発や実践活動が  
23 推進されているとともに、地域における環境保全活動のリーダーが養成されていま  
24 す。
- 25 ◆ 水生生物を指標とした河川の水質調査を実施する「せせらぎスクール<sup>※2</sup>」の延べ  
26 参加者数が全国一となっており、環境保全に向けた意識の啓発が進んでいます。
- 27 ◆ 「フォレストパークあだたら<sup>※3</sup>」や「アクアマリンふくしま<sup>※4</sup>」などの自然環境の  
28 理解や環境保全の必要性に関する理解を深めるための環境教育・学習施設の整備  
29 が図られています。

2<sup>1</sup> 酸性雨：P 6 1 に注記

3<sup>2</sup> せせらぎスクール：P 5 2 に注記

4<sup>3</sup> フォレストパークあだたら：P 6 5 に注記

5<sup>4</sup> アクアマリンふくしま：P 6 5 に注記



## 1 (2) 課 題

- 2 ◆ 学校教育の現場や自治体等が主催する講座等への参加を通じた環境学習のみならず、  
 3 県民自らが自主的に学習する機会の増加を図れる多様な方法を用意する多様な環境  
 4 学習プログラムにより県民自らが自主的に学習する機会の増加を図る必要がありま  
 5 す。
- 6 ◆ 県民の環境問題に対する意識は全般的には向上して高まってきましたが、あらゆる  
 7 年齢層の意識改革より一層の意識向上を図るため、県民に身近な環境問題を県民運  
 8 動として展開するなど、効果的な啓発を行っていく必要があります。
- 9 ◆ 環境教育の取組みを効果的に実施するとともに、より広げていくためには、家庭、  
 10 学校、地域、民間団体、事業者、行政などの各主体間の連携を強化する必要があり  
 11 ます。
- 12 ◆ 本県の優れた自然環境や身近な自然を学習の場として活用かすなど、自然体験や社  
 13 会体験を重視した「体験型」の環境教育の一層の充実を図る必要があります。
- 14 ◆ 県内の多様な自然とふれあうことのできる自然公園を環境教育・学習の場として、  
 15 積極的に活用する必要があります。
- 16 ◆ 各主体の環境教育・学習活動を支援し、環境教育を担う人材、環境保全活動をリー  
 17 ドする指導者等を育成する総合的な支援組織を整備する必要があります。

## 18 6 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の 19 構築

### 20 (1) 現 状

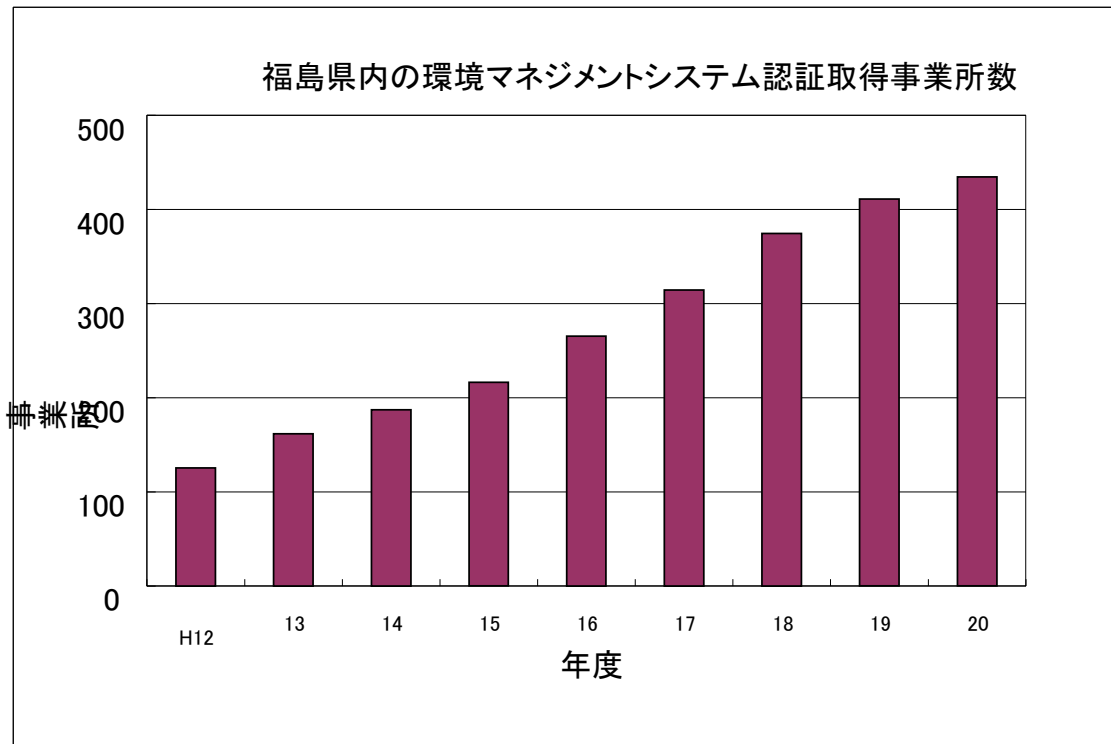
- 21 ◆ 県民、NPO等民間団体、事業者、行政の各主体が協働しながら、自発的かつ連携  
 22 した環境保全活動が実践されてきています。
- 23 ◆ 各主体の環境保全の取組みを総合的に支援する仕組みとして、関係機関・団体によ  
 24 る支援組織「ふくしま環境活動支援ネットワーク」<sup>※1</sup>を平成21年9月に設立しました。
- 25 ◆ ~~各種団体やボランティアによる自主的な地域の環境美化活動が進められています。~~
- 26 ◆ 県内企業のISO14001<sup>※2</sup>やエコアクション21<sup>※3</sup>の環境マネジメントシステ  
 27 ~~ム<sup>※4</sup>の認証取得件数が増加するなど、企業における環境保全活動が進みつつあります。~~

2<sup>1</sup> ふくしま環境活動支援ネットワーク：P 6 6 に注記

3<sup>2</sup> ISO14001：P 4 4 に注記

4<sup>3</sup> エコアクション21：P 4 4 に注記

5<sup>4</sup> 環境マネジメントシステム：P 6 7 に注記



(データ:「環境マネジメントシステム適合組織の都道府県別件数推移」((財)日本適合性認定協会)  
「エコアクション21認証・登録事業者リスト」(((財)日本適合性認定協会))

## (2) 課 題

- ◆ 今日の環境問題の多くが日常生活に起因しており、県民一人ひとりが自らの問題であると認識し、自発的に環境保全活動に取り組んでいく必要があります。
- ◆ 平成21年9月に設立した「ふくしま環境活動支援ネットワーク」<sup>※1</sup>の機能を充実させていくことが、環境保全活動の活性化のために重要です。
- ◆ 環境と調和した事業産業活動へシフトしていくためには、環境に配慮した製品等が市場に受け入れられることが重要であることから、更に環境に配慮した商品などを優先的な購入を促進する必要があります。
- ◆ 各種団体やボランティアなどによる環境美化活動が促進されていますが、依然、空き缶等が散乱している状況が見られることから、今後とも、環境保全活動を活発化していく必要があります。
- ◆ ~~環境問題への対応にあたっては、一過性でなく継続した取組みが重要です。~~
- ◆ 循環型社会形成に向けて、環境に配慮した消費行動を一層推進するため、適切な情報提供や知識の普及啓発が必要です。
- ◆ 事業者による環境保全の取組みを推進するため、中小企業でも比較的取得しやすい

<sup>21</sup> ふくしま環境活動支援ネットワーク：P 6 6 に注記

- 1 エコアクション21などの取組みを積極的に普及啓発する必要があります。
- 2 ◆ 県は新たな「ふくしまエコオフィス実践計画<sup>\*1</sup>」（平成22年4月策定予定）によ  
3 り、一事業者、一消費者としての温室効果ガスの削減の取組みを更に推進する必要  
4 があります。
- 5 ◆ 広域的な大気汚染、流域における水環境の保全、廃棄物の越境問題、地球温暖化問  
6 題など、県境を越えた環境問題に対して、国、地方公共団体及び関連団体などと協  
7 力・連携し、情報交換や共同調査、共同事業を行う必要があります。

## 8 7 基盤となる施策の推進

### 9 (1) 現 状

- 10 ◆ 大規模な開発行為等について、「環境影響評価法」及び「福島県環境影響評価条  
11 例」の適切な運用等によって、環境への影響の未然防止対策を図っています。また、  
12 全国に先駆けた風力発電設置事業の条例対象事業への追加、評価書に対する知事意  
13 見発出規定の整備等、環境影響評価制度の充実を図っています。
- 14 ◆ 尾瀬保護財団の運営による尾瀬地区の適正な保護など、他県との広域的な連携が進  
15 められているとともに、海外からの留学生の受け入れなど、国際的な貢献を果たし  
16 ています。
- 17 ◆ いわき地域については、「いわき地域公害防止計画<sup>\*2</sup>」（昭和49年度～平成20  
18 年度で終了）に基づく各種対策が重点的に実施されたことにより、大気汚染や水質  
19 汚濁等の着実な改善が図られました。

### 20 (2) 課 題

- 21 ◆ 大規模な開発計画の事業の位置・規模等の検討段階における環境影響評価手法であ  
22 る戦略的環境アセスメントについては、引き続き手法の調査・研究を進める必要が  
23 あります。
- 24 ◆ 環境への適切な取組みを進めるため、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究  
25 等の総合的な拠点機能の整備、充実を図る必要があります。
- 26 環境保全のための規制的手法や経済的手法をはじめ、各種の政策手法の総合的・効  
27 果的活用に関する調査研究を進めるとともに、企業等の環境保全活動を支援するための  
28 融資制度の充実について検討する必要があります。
- 29 公共工事において、野生動植物の生息・生育環境に配慮し、自然環境と調和した施  
30 設となるよう、配慮する必要があります。
- 31 エコイベント<sup>\*3</sup>認定事業数は、ほぼ横ばいで推移しており、認定事業数の増加に向

<sup>21</sup> ふくしまエコオフィス実践計画：P69に注記

<sup>32</sup> 公害防止計画：総合的な公害防止施策を講ずる必要がある地域について都道府県知事が策定する地域計画です。

<sup>43</sup> エコイベント：P72に注記

1けて周知・広報を図る必要があります。

- ◆2 土地利用の現況の推移から、今後の土地利用上の課題、問題点等を把握し、次期  
3「福島県国土利用計画」へ活生かしていく必要があるほか、適正な土地利用についても、  
4継続して指導していくことが重要です。
- ◆5 環境への負荷の少ない持続可能な商業まちづくりを推進するため、市町村の商業の  
6振興と適正な土地利用に一体的に取り組むための方針である「商業まちづくり基本構想」  
7の策定や、特定小売商業施設<sup>\*1</sup>の地域の声を聴きながら自発的に行う「地域貢献活動」  
8への取組みを促進する必要があります。
- ◆9 大規模小売店舗<sup>\*2</sup>の立地にあたっては、その周辺地域の生活環境の保持のため建物  
10設置者に交通渋滞解消や騒音防止等の配慮を求める必要があります。
- ◆11 枯死のおそれや災害による被害を受けた緑の文化財に対し、樹勢回復のための手当  
12や生育環境の整備等の保護・保全対策が引き続き必要です。
- ◆3 河川管理の一環として不法投棄の防止に取り組むとともに、清掃活動を側面から支  
14援する必要があります。
- ~~◆5 親水性に配慮した河岸整備が進んだことで河川に接する機会が増加したため、河川  
16利用者に対し急な増水等への危険性を周知する必要があります。~~
- ◆7 地球環境問題、循環型社会構築などの課題の解決に向け、関係機関との調査研究、  
18共同事業等における連携を強化する必要があります。
- ◆9 農業生産の持続的な発展を図るため、温暖化対策や環境と共生した生産技術を今後  
20も研究していく必要があります。
- ◆11 各主体の環境保全の取組みを総合的に支援する仕組みとして、関係機関・団体によ  
22る支援組織「ふくしま環境活動支援ネットワーク」<sup>\*3</sup>を平成21年9月に設立しました  
23が、その機能を充実させていくことが環境保全活動の活性化のために重要です。

<sup>1</sup> 特定小売商業施設：P 7 2に注記

<sup>2</sup> 大規模小売店舗：P 7 2に注記

<sup>3</sup> ふくしま環境活動支援ネットワーク：P 6 6に注記

# 第4章 施策の体系と展開

## 第1節 施策体系

3 環境課題を解決し本計画に掲げる目標を達成するため、施策展開の基本方針姿勢を踏  
4 まえ、以下の施策体系により環境保全施策を展開します。

### 1 低炭素社会への転換

個分野別の施策

(1) 温室効果ガス排出抑制の取組みの推進

(2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

(3) 二酸化炭素吸収源としての森林整備の推進

(4) 環境・エネルギー関連産業の活性化

### 2 循環型社会の形成

(1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進

(2) 廃棄物の適正な処理の推進

(3) 環境と調和した事業活動の展開

(4) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進

### 3 自然と共生する社会の形成

(1) 多様な自然環境の保全

(2) 生物多様性の保全と持続可能な利用

(3) 自然との豊かなふれあいの推進

(4) 良好な景観の保全と創造

(5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

(6) 猪苗代湖等の水環境の保全

### 4 安全で安心な環境の確保

(1) 大気、水、土壌等の保全対策の推進

(2) 化学物質対策の適正管理等の推進

(3) 公害紛争等の対応

(4) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

### 5 環境教育・学習の推進

共通の施策

(1) 多様な場における環境教育・学習の充実

(2) 学校、地域等における指導者の育成

(3) 環境教育・学習基盤の充実

### 6 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

(1) 各主体の自発的な活動の促進と連携

(2) 県域を越えた取組みの推進

### 7 基盤となる施策の推進

(1) 環境配慮の推進・普及

(2) 環境と調和のとれた土地利用の推進

(3) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

(4) 調査研究、監視体制の整備

(5) 情報の収集と提供

## 1 第2節 施策の展開

### 2 1 低炭素社会への転換

3 各主体による温室効果ガス<sup>※1</sup>排出抑制の取組みを推進し、再生可能エネルギーの普及  
4 拡大とエネルギーの有効利用、二酸化炭素吸収源としての森林整備の推進、環境・エ  
5 ネルギー関連産業の活性化環境と経済の好循環にむけた取組みなどにより、地球環境  
6 を保全できる社会低炭素社会への転換を図ります。

#### 7 (1) 温室効果ガス排出抑制の取組みの推進

##### 8 施策の方向

◇あらゆる主体があらゆる局面において、温室効果ガスの発生を最小化する省資源・省エネルギー等の取組みを推進します。  
◇温室効果ガスの排出状況などの現状を把握し、情勢の変化に対応しながら効果的な取組みを推進します。  
◇本県の自然環境や社会資源を効果的に活用した温室効果ガス排出抑制等の取組みを推進します。

##### 環境指標

| 指標名                              | 現況値<br>(H20年度)      | 目標値<br>(H26年度)         | 目標 <sup>※2</sup><br>区分 |
|----------------------------------|---------------------|------------------------|------------------------|
| 温室効果ガス排出量(H2年度=100とした指数)         | 123.5<br>(H18年度)    | 92<br>(H22年度)          | ↓                      |
| 福島議定書への参加事業所数                    | 学校 693<br>事業所1, 763 | モニタリング指標 <sup>※3</sup> | —                      |
| うつくしま地球温暖化防止活動推進員の活動回数           | 668                 | 850                    | ↑                      |
| 県有建築物の環境性能診断件数                   | 46                  | 136                    | ↑                      |
| クリーンエネルギー自動車 <sup>※4</sup> の普及台数 | 9,247台              | 20,000台                | ↑                      |
| 営業用貨物自動車輸送トン数比率 <sup>※1</sup>    | 58.3%<br>(H19年度)    | 55%<br>(H22年度)         | ↑                      |

2<sup>1</sup> 温室効果ガス：大気中の二酸化炭素やメタンなどのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。これらのガスを温室効果ガスといいます。

4<sup>2</sup> 目標区分：計画策定時値(平成20年度値)を基準として目標年度である平成26年度における目標値がどのような趣旨で設定されているかを示しています。「↑」現況値を上げていく「→」現況値程度を維持していく「↓」現況値を下げていく「↕」現況の上昇傾向に歯止めをかける「↑」現況の下降傾向に歯止めをかける。

7<sup>3</sup> モニタリング指標：目標値の設定が困難または不適當であるが、毎年状況を把握し、公表することが望ましいもの。

9<sup>4</sup> クリーンエネルギー自動車：天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド自動車、メタノール車です。

10<sup>1</sup> 営業用貨物自動車輸送トン数比率：年間の全貨物輸送量(営業用貨物自動車輸送トン数+自家用貨物自動車輸送トン数)のうち、営業用貨物自動車による輸送量の割合。

## 1 具体的施策

### 2 1 地球温暖化防止に向けた県民運動の展開

- 3 ◆ 京都議定書における第一約束期間終了後の新しい国際的な気候変動対策の枠組みを踏ま  
4 え、より実効ある対策を産学民官の連携のもと、横断的に取り組むための指針等を整備  
5 します。
- 6 ◆ 県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもとに取り組む地球温  
7 暖化防止等の環境保全活動を「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」<sup>※1</sup>と連携しながら  
8 ら県民運動として積極的に推進します。
- 9 ◆ 県民一人ひとりが地球温暖化問題は自らの行動に起因して起こる問題であることを意識  
10 し、「自分ごと」<sup>※2</sup>として捉え、主体的に温室効果ガス削減に取り組めるよう、温暖化  
11 防止対策をわかりやすく紹介し、活動の推進を図ります。
- 12 ◆ 「地球温暖化防止活動推進センター」<sup>※3</sup>や「うつくしま地球温暖化防止活動推進員」<sup>※4</sup>、  
13 「地球にやさしい“ふくしま”県民会議」との連携を図るとともに、温暖化対策の最新  
14 情報や具体的な取組手法等についての積極的な情報提供により、民間団体や市町村にお  
15 ける温暖化防止活動の一層の推進を図ります。
- 16 ◆ エコチャレンジ事業<sup>※5</sup>など、温室効果ガス排出抑制等の環境保全活動を社会全体で支え  
17 る仕組みを推進するとともに、環境負荷の低減に配慮した社会活動に対する顕彰を行う  
18 などにより、持続的な環境保全活動を支援します。
- 19 ◆ 地産地消を進めることにより、フード・マイレージ、ウッド・マイレージ<sup>※6</sup>の縮減  
20 を図ります。
- 21 ◆ 家庭における具体的で実効性の高い取組みを推進するため、省エネルギー型家電機器等  
22 の導入の促進や、環境家計簿<sup>※7</sup>のような取組みの成果が実感できるような仕組みの普及  
23 を図ります。

2<sup>1</sup> 地球にやさしい“ふくしま”県民会議: 県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもと、  
3 地球温暖化防止に向けた取組みなどの環境保全活動を県民運動として積極的に推進するため、平成20年5月  
4 に設立されました。

5<sup>2</sup> 自分ごと: 当事者意識を持つこと、持たせることです。

6<sup>3</sup> 福島県地球温暖化防止活動推進センター: 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地球温暖化防止  
7 のための啓発活動等を行い、福島県における地球温暖化防止活動を推進するために設立されたセンターです。

8<sup>4</sup> うつくしま地球温暖化防止活動推進員: 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、県民などによる  
9 地球温暖化防止活動を支援し、助言するため、知事が委嘱する運動員です。

10<sup>5</sup> エコチャレンジ事業: 県民が自主的に取り組む地球温暖化防止活動や、自然環境の保全を目的とした活動等  
11 (エコチャレンジ)に見合いの環境価値(ポイント)を付与し、活動に使用する物品等と交換することで、活  
12 動の一層の促進を図ることを目的とします。

13<sup>6</sup> フード・マイレージ、ウッド・マイレージ: 輸送重量×輸送距離の値が大きくなるとエネルギーがより多く  
14 必要になるとともに、地域づくりの点でも、食料や木材の利用は生産地と消費地が近いことが望ましい、とい  
15 う考え方です。

16<sup>7</sup> 環境家計簿: 電気・ガスの使用量やごみの排出量などから、各家庭におけるCO<sub>2</sub>排出量を算出し、どれだけ家  
17 庭生活においてCO<sub>2</sub>を排出し、地球温暖化を進めているかを認識してもらうための家計簿です。

## 1 2 環境負荷の少ない事業活動の推進

- 2 ◆ 温室効果ガス排出の伸びが特に大きい民生業務部門の温室効果ガス削減を推進する  
3 ため、学校や事業所等での省資源・省エネルギーなどの実践活動の推進を図ります。
- 4 ◆ 事業活動のあらゆる場面において環境負荷の低減が図られるよう、最新情報の提供  
5 やモデルとなる活動等の顕彰を行います。
- 6 ◆ 製造、流通、販売などあらゆる事業活動における省資源・省エネルギーや資源・エ  
7 ネルギーの有効利用に関する普及啓発を進めるとともに、県自らも率先した取組み  
8 を推進します。
- 9 ◆ 事業所における省エネルギー改修に対し、「環境創造資金<sup>\*1</sup>」や「福島県地球温暖  
10 化対策等推進基金<sup>\*2</sup>」などを活用し、整備に必要な資金の融資や助成等の支援をす  
11 ることで、民生業務部門等の温室効果ガスの削減の取組みを促進します。
- 12 ◆ 事業所における省エネの取組みを推進するため、ESCO 事業<sup>\*3</sup>などの取組手法の普及  
13 促進を図ります。
- 14 ◆ 水田からのメタン排出状況を把握し、効果的な排出削減の取組みを推進します。
- 15 ◆ クールビズやウォームビズなど環境負荷の少ないワークスタイルの普及拡大を図り  
16 ます。
- 17 ◆ 家庭における具体的で実効性の高い取組みを推進するため、省エネルギー型家電機器等  
18 の導入の促進や、環境家計簿のような取組みの成果が実感できるような仕組みの普及を  
19 図ります。（①で整理）
- 20 ◆ 地球温暖化<sup>①</sup>に与える影響が極めて高いフロン類<sup>\*4</sup>の適正な処理を促進します。（①か  
21 ら移動）

22

## 23 3 カーボンオフセット<sup>\*5</sup>の取組みの推進

- 24 ◆ 温室効果ガス対策は社会的なコスト<sup>\*6</sup>であるとの認識のもと、温室効果ガスの排出

21 <sup>1</sup> 環境創造資金：環境保全に取り組む中小企業者等を支援するための資金です。

32 <sup>2</sup> 福島県地球温暖化対策等推進基金：環境省の地域グリーンニューディール基金補助金を活用して設置した平成21～23年度までの基金で、省エネ改修支援などの地球温暖化対策等に充てられる基金です。

53 <sup>3</sup> ESCO事業：（エスコじぎょう、Energy Service Company の略）とは、省エネルギーの提案、施設の提供、維持・管理など包括的なサービスを行う事業のことです。

74 <sup>4</sup> フロン類：正式名称をフルオロカーボン（フッ素と炭素の化合物）といい、CFC（クロロフルオロカーボン）HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類があります。CFC、HCFCはオゾン層破壊物質であるとともに、温暖化効果が二酸化炭素よりも大きく（90～8,100倍）、代替フロンであるHFCはオゾン層を破壊しないものの、二酸化炭素の140～11,700倍の温暖化効果があります。

125 <sup>5</sup> カーボンオフセット：日常生活や経済活動において避けることができないCO2等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

166 <sup>6</sup> 社会的なコスト：公害や自然破壊など、環境悪化に伴って、発生源者以外が負担させられることになる損失（国民としての負担）を指します。



1 を可能な限りゼロにするカーボンオフセットの考え方について普及啓発を図ります。

2 ◆ ~~カーボンオフセットの手法について取組みに向けた情報提供などの支援を行い、排~~  
3 ~~出削減・吸収を実現するプロジェクト、活動等の促進を図ります。~~

4 ◆ 国内クレジット<sup>\*1</sup>やJ-VER（オフセット・クレジット）<sup>\*2</sup>制度の活用が図られ  
5 るよう、排出削減・吸収を実現するプロジェクトの申請支援やマッチングに向けた  
6 支援を行い、カーボンオフセットの具体的な取組みを推進します。

#### 7 4 環境負荷の少ないまちづくりの推進

8 ◆ 「環境への負荷の少ない持続可能なまちづくり」「歩いて暮らせるコンパクトなま  
9 ちづくり」の考え方に基づき、中心市街地の活性化に向けた街なか機能の充実や賑  
10 わい創出、公共交通の利用促進等により、環境負荷の少ないまちづくりを推進しま  
11 す。

12 ◆ 民生家庭部門における温室効果ガス排出抑制を進めるため、省エネルギー型の住ま  
13 いづくりの取組みを促進します。

#### 14 5 環境負荷の少ない交通への取組み（項目だし）

15 ◆ 県民の生活の足である公共交通機関の維持・確保や自動車排出ガスなどによる環境  
16 負荷を低減するため、公共交通機関の利用、パーク・アンド・ライド<sup>\*3</sup>、職場交通  
17 マネジメント<sup>\*4</sup>、ノー・マイカー・デー、時差通勤、更には自転車・徒歩への転換  
18 を図るなど、環境に優しいビジネス、ライフスタイルの実践を促進します。

19 ◆ 交通の流れを効率的に管理する新交通管理システム（UTMS）<sup>\*5</sup>の整備を推進し  
20 ます。

21 ◆ 荷主企業と物流事業者が連携して実施する共同配送や、トラック輸送から鉄道や内  
22 航海運輸送へシフトするモーダルシフト<sup>\*6</sup>など企業における環境にやさしい物流シ  
23 ステムの構築を促進し、環境への負荷の低減を図ります。

24 ◆ 運輸部門の温室効果ガスの削減を図るため、エコドライブ<sup>\*7</sup>の取組みを推進します。

2<sup>1</sup> 国内クレジット：大企業等の技術・資金を提供して中小企業等が行った温室効果ガス排出抑制のための取組  
3 みによる排出削減量を認証し、京都議定書の削減目標達成に活用する仕組みです。

4<sup>2</sup> J-VER（オフセット・クレジット）：国内で実施される温室効果ガスの削減・吸収を促進するプロジェク  
5 トから発生する削減・排出量をカーボンオフセット用のクレジットとして認証する制度。木質バイオマスの活  
6 用や間伐・植林などの森林管理などが対象プロジェクトとなります。

7<sup>3</sup> パーク・アンド・ライド：周辺部に整備した駐車場に自動車をとめて、そこから公共交通機関を利用するこ  
8 とにより、市街地中心部等における自動車交通量の削減を図るシステムです。

9<sup>4</sup> 職場交通マネジメント：事業所が主体となって従業員の通勤手段を公共交通や徒歩・自転車等環境に優しい  
10 交通手段への転換を促す取組みです。

11<sup>5</sup> 新交通管理システム（UTMS）：Universal Traffic Management Systems の略で、光センサーを利用して  
12 ドライバーに対してリアルタイムな交通情報を提供するとともに、旅客・物流の効率化を含めた交通の流れを  
13 積極的に管理することによって、「安全・快適にして環境に優しい車社会」の実現を目指すものです。

14<sup>6</sup> モーダルシフト：トラックから鉄道や内航海運へ貨物輸送を転換し、物流部門の二酸化炭素排出量を削減し  
15 ようという施策です。

16<sup>7</sup> エコドライブ：自動車を運転する人が運行方法を改善することにより燃費を改善することです。余計な荷物は  
17 載せない、エアコンのこまめな調整、タイヤの空気圧の調整の他、アクセルをゆっくり踏み込んだり、停止時  
18 のアイドリングストップにより、燃費を良くすることができます。

- 1 ◆ 低公害車<sup>※1</sup>等の環境負荷の少ない自動車の普及促進を図ります。~~るとともに、県に~~  
 2 ~~においても率先して低公害車を導入します。~~（削除部分はP 6 6、6(1)⑥に整理）

### 3 (2) 再生可能エネルギーの普及拡大とエネルギーの有効利用

#### 4 施策の方向

- ◇環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を促進します。  
 ◇生産したエネルギーが効率的に活用される仕組みづくりを促進します。  
 ◇山林資源を再生可能エネルギーとして有効活用する仕組みを推進します。

#### 環境指標

| 指標名                                 | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年度)  | 目標<br>区分 |
|-------------------------------------|----------------|-----------------|----------|
| 県有施設への新エネルギー <sup>※2</sup> 率先導入数(累) | 20か所           | 20か所<br>(H22年度) | ↑        |
| 新エネルギー導入量<br>(原油換算)                 | 190,343k<br>l  | 184,002k<br>l   | ↑        |

#### 5 具体的施策

##### 6 1 再生可能エネルギーの普及拡大の加速化

- 7 ◆ 「地球と握手！うつくしま新エネビジョン<sup>※3</sup>」（平成16年3月）や「うつくしま  
 8 バイオマス21<sup>※4</sup>」（平成16年3月）で示した方針に基づき、太陽光・太陽熱、  
 9 風力、バイオマス、雪氷冷熱など新エネルギーの一般家庭、事業所、市町村への普  
 10 及促進や県有施設への率先導入を図ります。

##### 11 2 資源・エネルギーの再利用等の推進

- 12 ◆ ごみ焼却場や工場・事業場等の温排水の廃熱の有効利用を促進します。  
 13 ◆ 未利用の山林資源を再生可能エネルギーとして有効活用する仕組みを推進します。

### 14 (3) 二酸化炭素吸収源としての森林整備の推進

#### 15 施策の方向

- ◇二酸化炭素吸収源としての働きを十分に発揮させるため、植林や間伐の実施など森林  
 の健全な整備を推進します。  
 ◇森林資源が健全に保たれるよう、多様な主体が森林と関わりを持てる仕組みを推進し  
 ます。

2<sup>1</sup> 低公害車：電気、メタノール、天然ガス、ハイブリッド自動車に低燃費かつ低排出ガス認定車を加えたもの  
 3 です。

4<sup>2</sup> 新エネルギー：「新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法」（新エネルギー法）に指定されているバ  
 5 イオマス、太陽熱利用、雪氷熱利用、地熱発電、風力発電、太陽光発電などであり、すべて再生可能エネルギ  
 6 ーです。再生可能エネルギーは資源を枯渇させずに利用可能なエネルギーで、上記の他に、水力発電などが加  
 7 わります。

8<sup>3</sup> 地球と握手！うつくしま新エネビジョン：最近の著しい技術革新や県民の取組意識の高まりを踏まえ、新エ  
 9 ネルギーの一層の導入促進を図っていくため、基本的な方向性や詳細な目標を定めたビジョンです。（平成2  
 10 2年度改訂予定）

11<sup>4</sup> うつくしまバイオマス21：本県の多様なバイオマスを総合的に利活用する基本的な考え方や方向性等を提  
 12 示する計画です。

## 環境指標

| 指標名                  | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|----------------------|----------------|----------------|----------|
| 森林整備面積               | 11,641 ha      | 12,200 ha      | ↑        |
| 森林づくり意識醸成活動<br>の参加者数 | 146,000人       | 155,000人       | ↑        |
| 新規林業就業者数             | 155人           | 250人           | ↑        |

## 1 具体的施策

## 2 1 間伐等の実施による森林保全の推進

- 3 ◆ 森林の機能区分に応じた施業の実施等、多様な森林整備を進めるとともに、森林の  
4 適正な管理に努めます。
- 5 ◆ 森林整備等によって発生した未利用材や山林資源の有効活用を図るため、資源の加  
6 工体制や輸送体制、活用ニーズとのマッチングなどの支援体制を整備します。
- 7 ◆ 林業が魅力ある職場となるよう、労働負荷の軽減や福利厚生の実施など新規就業者  
8 の就業条件の改善を図るとともに、安定雇用に向けた林業事業体等の経営基盤の強  
9 化を促進し、新規就業者の確保に取り組みます。

もり

## 10 2 県民参加の森林づくり

- 11 ◆ 県内各地域において森林整備活動を行う森林ボランティア団体等の支援を行います。
- 12 ◆ 県民一人ひとりが参画する森林づくりに取り組むため、森林所有者・市町村等と連  
13 携を図りながら、森林づくり活動を行う企業等を支援します。
- 14 ◆ 企業の森林づくり活動など森林の環境の保全に貢献する活動の効果の「見える化  
15 ※1」を図り、取組みの一層の推進を図ります。

16

## 17 (4) 環境・エネルギー関連産業の活性化

## 18 施策の方向

- ◇環境・エネルギー関連産業のネットワークづくりを推進します。  
◇環境保全と経済活動が良好に循環する社会システムを推進します。  
◇環境関連企業の創出・育成を図ります。

## 環境指標

| 指標名 | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年<br>度) | 目標<br>区分 |
|-----|----------------|--------------------|----------|
|-----|----------------|--------------------|----------|

2<sup>1</sup> 見える化：環境保全活動の効果を数字等の客観的に判断できる形で示す取組みを指します。

|                            |       |               |   |
|----------------------------|-------|---------------|---|
| 環境・新エネルギー関連産業の工場立地件数       | 4件（年） | 40件（年、累<br>計） | ↑ |
| 県の機関又は県の支援による環境関連技術の研究開発件数 | 39件   | 70件           | ↑ |

1 具体的施策 （環境共生課、企画調整部、商工労働部確認）

## 2 1 環境・エネルギー関連産業のネットワーク化

3 ◆ 本県の特性を生かした環境・エネルギー産業の振興の在り方について、関係機関と  
4 の連携のもと調査研究を進めます。関連分野におけるビジネスネットワークを構築  
5 し、取引拡大や新規事業開拓等に向けた取組みを支援することにより、環境・エネ  
6 ルギー産業の振興を図るとともに、県内への新エネルギー普及と省エネルギーへの  
7 取組みの拡大等の加速化を図ります。

## 8 2 環境・エネルギー関連企業のビジネス機会の創出産業の振興

9 ◆ 新エネルギー、省エネルギー、廃棄物の減量化、リサイクルなどの環境・エネルギ  
10 ー関連産業の最新技術を広く紹介し、環境・エネルギーに関連する事業者間のマッ  
11 チングや新規販路開拓などを支援するほか、環境負荷の低減につながる技術の普及  
12 促進を図ります。

13 ◆ 環境・新エネルギー関連分野の技術開発促進を図るため、大学、企業と連携して研  
14 究・開発を実施します。

15 ◆ 環境負荷の低減につながる製品やサービスを提供する事業者の活動を支援し、環境  
16 関連産業の育成を図ります。

## 17 3 環境関連企業の産業振興

18 ◆ 環境への負荷の低減に資する製品やサービス等の開発・提供等を行う環境関連産業  
19 の育成や創出を図ります。

20 ◆ 県の試験研究機関等において廃棄物や未利用資源の再資源化などに向けた研究開発  
21 を推進するとともに、環境負荷の低減に資する新技術の普及に努めます。

## 22 2 循環型社会の形成

23 事業活動や日常生活における廃棄物の発生抑制・リサイクルなどによりごみゼロ社会  
24 の形成を推進するとともに、環境と調和した事業活動の展開、環境に負荷をかけない  
25 ライフスタイルへの転換を促進します。（中項目順番入れかえ環境共生課、一般廃棄  
26 物課確認）

## 1 (1) 環境に負荷をかけないライフスタイルへの転換の促進

### 2 施策の方向

- ◇「もったいない」の心が生かされ、心の豊かさや生活の質を重視した賢いライフスタイルへの転換を推進します。
- ◇あらゆる主体があらゆる局面において、温室効果ガスの発生を最小化する資源循環や省資源・省エネルギー等の取組みを推進します。

### 環境指標 環境共生課検討

| 指標名                     | 現況値<br>(H20年度)     | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|-------------------------|--------------------|----------------|----------|
| 「ストップ・ザ・レジ袋」実施店         | 0店                 | 3,000店         | ↑        |
| マイバッグ等持参率 <sup>※1</sup> | 85.2%<br>(H21年9月)  | モニタリング指標       | —        |
| ごみ処理有料化実施市町村数           | 27市町村<br>(H21.4現在) | (検討中)          | ↑        |

### 3 具体的施策（順番入れ替え）

#### 4 1 「もったいない運動」の推進

- 5 ◆ 「福島県循環型社会形成推進計画<sup>※2</sup>」（平成18年3月）に基づき、循環型社会の  
6 形成に向けた取組みを、県民、事業者、行政等の各主体の役割分担と連携により県  
7 民総参加で推進するとともに、「もったいない50の実践<sup>※3</sup>」などにより、一人ひ  
8 とりの活動を促進するための意識醸成を図ります。
- 9 ◆ 「もったいない50の実践」などにより関係団体と連携しながら、環境に負荷をか  
10 けないライフスタイルの普及活動を進めるとともに、緑のカーテン<sup>※4</sup>など昔ながら  
11 の知恵を活かした省エネルギーや、生ごみの堆肥化などによるリサイクルの取組み  
12 を更に促進します。

#### 13 2 「ストップ・ザ・レジ袋」運動の推進

- 14 ◆ レジ袋の無料配布中止や環境保全活動等に取り組む店舗を「ストップ・ザ・レジ  
15 袋」実施店として広く周知を行い、消費者の理解を進めるとともに、日常生活の中  
16 で身近に誰でも取り組むことができるものから、環境に負担をかけないライフスタ  
17 イルへの転換の契機とします。

2<sup>1</sup> マイバッグ等持参率：レジ袋の削減に関する協定締結事業者におけるマイバッグ等持参率（レジ袋辞退率）

3<sup>2</sup> 福島県循環型社会形成推進計画：「福島県循環型社会形成に関する条例」に基づき、本県の特性を生かした  
4 循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に推進していくための計画です。（平成22年度改訂予  
5 定）

6<sup>3</sup> もったいない50の実践：ノーベル平和賞を受賞した、ケニア共和国副環境相のワンガリ・マータイさんが  
7 提唱する「もったいない運動」が、本県においても広がりを見せていることから、「福島県循環型社会形成推  
8 進計画」において、「もったいない」をキーワードの一つとし、誰もが身近にできる取組みとして県民から募  
9 集した「もったいない50の実践」を例示し、啓発を行っています。

10<sup>4</sup> 緑のカーテン：植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギーの手  
11 法です。

1 **3 地球温暖化防止に向けた環境保全活動の活性化に向けた県民運動の展開**

- 2 ◆ 県民、民間団体、事業者及び行政等、あらゆる主体が共通認識のもとに取り組む地球温  
 3 暖化防止「もったいない運動」等の環境保全活動を県民運動の推進母体である「地球に  
 4 やさしい“ふくしま”県民会議」<sup>※1</sup>等と連携しながら積極的に推進します。
- 5 ◆「地球温暖化防止活動推進センター」や「地球温暖化防止活動推進員」との連携により、民間  
 6 団体や市町村における温暖化防止活動の一層の推進を図ります。
- 7 ◆県民が自主的に行う温室効果ガス排出抑制等の環境保全活動を社会全体で支える仕組みの  
 8 推進や、環境負荷に配慮して実施する社会活動について顕彰するなど、持続的な環境保全活  
 9 動を支援します。
- 10 ◆環境保全活動が持続的な取組みとなるよう、効果や必要性が実感できる仕組みの普及促進を  
 11 図ります。
- 12 ◆県民一人一人が地球温暖化問題は自らの行動に起因して起こる問題であることを意識し、「自  
 13 分ごと」として捉え、主体的に温室効果ガス削減に取り組めるよう、温暖化防止対策をわかり  
 14 やすく紹介し、活動の推進を図ります。
- 15 ◆家庭における温室効果ガス排出抑制に向けた取組を進めるため、家庭における温室効果  
 16 ガス排出が把握できる仕組みの普及を図ります。

17 **(2) 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の促進**

18 施策の方向

◇あらゆる分野でごみ廃棄物の減量化を推進し、“ごみゼロ社会”を目指します。  
 ◇一人ひとりが省資源、廃棄物の減量化、リサイクルに取り組み、環境にやさしいライ  
 フスタイル、ビジネススタイルの実現を目指します。  
 ◇一般廃棄物の効率的処理のために、ごみ処理の広域化を推進します。

環境指標

| 指標名  | 現況値<br>(H20年度)      | 目標値<br>(H26年度)      | 目標<br>区分 |
|--|---------------------|---------------------|----------|
| ごみ排出量(1人1日<br>当たり) <sup>※2</sup>               | 1,071g<br>(H19年度)   | 930g<br>(H22年度)     | ↓        |
| 産業廃棄物 <sup>※3</sup> 排出量                        | 8,469千トン<br>(H19年度) | 8,514千トン<br>(H22年度) | ↓        |
| 一般廃棄物 <sup>※4</sup> のリサイ<br>クル率                | 16.3%<br>(H19年度)    | 26%<br>(H22年度)      | ↑        |
| 産業廃棄物減量化・再<br>生利用率 <sup>※5</sup>               | 92%<br>(H19年度)      | 93%<br>(H22年度)      | ↗        |
| 建設副産物リサイクル率(アスファ<br>ルト塊・コンクリート塊) <sup>※6</sup> | 100%                | 100%                | →        |

2<sup>1</sup> 地球にやさしい“ふくしま”県民会議：P32に注記

3<sup>2</sup> ごみ排出量(1人1日当たり)：家庭等から排出されるごみ(一般廃棄物)の排出量を1人1日当たりに換算  
 4 した数値。

5<sup>3</sup> 産業廃棄物：事業活動にともなって生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類が産業廃棄物です。

6<sup>4</sup> 一般廃棄物：上記産業廃棄物以外のごみ、主に家庭から排出される廃棄物が一般廃棄物です。

7<sup>5</sup> 産業廃棄物減量化・再生利用率：産業廃棄物排出量のうち(減量化量+再生利用量)の割合。

|                |                     |     |   |
|----------------|---------------------|-----|---|
| 下水汚泥有効利用リサイクル率 | 利用 74.6%<br>(H19年度) | 85% | ↑ |
|----------------|---------------------|-----|---|

## 1 具体的施策

### 2 1 一人ひとりのごみゼロ社会形成のための実践活動の促進

3 ◆ 「福島県循環型社会形成推進計画」（平成18年3月）に基づき、循環型社会の形  
4 成に向けた取組みを、県民、事業者、行政等の各主体の役割分担と連携により県民  
5 総参加で推進するとともに、「もったいない50の実践」などにより、一人ひとり  
6 の活動を促進するための意識醸成を図ります。

### 7 2 廃棄物等の発生抑制、再使用、再生利用の推進（順番整理）

8 ◆ 「福島県廃棄物処理計画<sup>※1</sup>」（平成18年3月）、及び「福島県分別収集促進計画  
9 （第5期）<sup>※2</sup>」（平成19年8月）に基づいて、まず第一に廃棄物の発生を抑制する  
10 とともに、発生した廃棄物の分別収集及びリサイクルの一層の推進を図ります。

11 ◆ 化石燃料やレアメタルを含む鉱物資源などの天然資源投入量を極力減少できるよう  
12 発生抑制（リデュース）＞再使用（リユース）＞再生利用（リサイクル）＞熱回収  
13 ＞適正処理という優先順位を原則として、循環型社会の形成に向けた普及啓発を推  
14 進します。

15 ◆ ごみ廃棄物の減量化についての県民及び事業者に対する普及啓発や、環境関連産業  
16 の振興及びリサイクル技術の開発を推進するとともに、地域におけるゼロ・エミッ  
17 ション<sup>※3</sup>の取組みを促進します。

18 ◆ ごみ処理の有料化について、県民の理解を得ながら促進します。

19 ◆ 使い捨て製品の製造販売自粛や簡易包装の導入などについて、事業者の自主的取組  
20 みを促進します。

21 ◆ 再生利用に関する情報の整備、再生事業者の育成などを図り、再生利用を促進する  
22 環境を整備します。

23 ◆ 「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、廃  
24 棄物等の発生抑制に配慮した製品の設計、製造及び使用後の適正なリサイクルや処  
25 分が行われるよう、事業者の取組みを促進するとともに、副産物の再生資源として  
26 の利用を促進します。

2<sup>8</sup> 建設副産物リサイクル率（アスファルト塊・コンクリート塊）：国、県、市町村の公共事業におけるアス  
3 ファルト塊、コンクリート塊のリサイクル率。

4<sup>1</sup> 福島県廃棄物処理計画：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」に基づき、廃棄物の発生  
5 抑制、再生利用等による減量化や適正処理等に関する施策を推進していくための計画です。（平成22年度8  
6 訂予定）

7<sup>2</sup> 福島県分別収集促進計画（第5期）：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包  
8 装リサイクル法）」に基づき、各市町村の分別収集を促進するための計画です。

9<sup>3</sup> ゼロ・エミッション：産業活動から排出される廃棄物などすべてを、ほかの産業の資源として活用し、全体と  
10 して廃棄物を出さない生産のあり方を目指す構想、考え方です。

- 1 ◆ 各種リサイクル法<sup>\*1</sup>に基づき、容器包装、家庭用機器、建設資材、食品、使用済自  
 2 動車などに係る廃棄物の発生抑制を図るとともに、循環資源としての再使用・再生  
 3 利用の促進を図ります。
- 4 ◆ 資源として再生可能なごみの分別収集や焼却施設における発電設備の導入などにより、  
 5 マテリアル・サーマルリサイクル<sup>\*2</sup>を促進します。
- 6 ◆ 「産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業」<sup>\*3</sup>などにより、産業廃棄物の排出  
 7 抑制、減量化、リサイクルの推進を目的とした施設設備整備に対して支援します。
- 8 ◆ バイオマス<sup>\*4</sup>系循環資源について、関係機関と連携を図りながら、有効利用を促進  
 9 します。
- 10 ◆ 地域の特性に応じた整備手法を選定しながら、下水汚泥処理施設等の計画的な整備  
 11 を進めます。
- 12 ◆ 畜産業から発生する家畜排せつ物については、「福島県における家畜排せつ物の利  
 13 用の促進を図るための計画<sup>\*5</sup>」に基づき、関係機関と連携を図りながら、たい肥化  
 14 とその利用を促進します。
- 15 ◆ 農業用使用済プラスチック類の適正処理やリサイクルを促進するため、地域での回  
 16 収システムの構築や分別収集を支援するとともに、漁業系廃棄物については関係団  
 17 体等による適正処理を促進します。
- 18 ◆ 「産業廃棄物税<sup>\*6</sup>」（平成18年4月導入）を活用し、産業廃棄物の排出抑制、再  
 19 生利用及び適正処理のための事業を推進します。

### 20 (3) 廃棄物の適正な処理の推進

#### 21 施策の方向

- ◇廃棄物の適正処理を進めるとともに、不法投棄を防止します。
- ◇一般廃棄物の効率的処理のために、ごみ処理の広域化を推進します。

#### 22 環境指標

| 指標名 | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|-----|----------------|----------------|----------|
|-----|----------------|----------------|----------|

21 <sup>1</sup> 各種リサイクル法：「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」、「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」、「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」等です。

22 <sup>2</sup> マテリアル・サーマルリサイクル：リサイクルは大きく素材としての再利用（マテリアルリサイクル）と熱としての再利用（サーマルリサイクル）に区分されます。

23 <sup>3</sup> 産業廃棄物抑制及び再利用施設整備支援事業：産業廃棄物排出事業者が実施する排出抑制等を目的とした先進性等のある施設設備の整備に対して支援する制度です。

24 <sup>4</sup> バイオマス：再生可能な生物由来の有機性資源で、石油などの化石資源を除いたもの（例：木材やわら・もみながら、家畜排せつ物や生ごみなど）です。

25 <sup>5</sup> 福島県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画：「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、国が定める「基本方針」に即して、地域の実情に応じた施設整備の目標、利用促進の方策等を定める計画です。

26 <sup>6</sup> 産業廃棄物税：産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進等を図るための施策の実施に関する財源（県税）として創設されました。



|                                   |                     |                   |   |
|-----------------------------------|---------------------|-------------------|---|
| 一般廃棄物最終処分場埋立量                     | 109千トン<br>(H19年度)   | 82千トン<br>(H22年度)  |   |
| 産業廃棄物最終処分量                        | 696千トン<br>(H19年度)   | 596千トン<br>(H22年度) | ↓ |
| 農業用使用済プラスチック適正処理率                 | 73.1%               | 100%              | ↑ |
| 産業廃棄物の不法投棄発見件数及び投棄量 <sup>※1</sup> | 3件 123トン<br>(H19年度) | モニタリング指標          | — |

## 1 具体的施策

### 2 1 廃棄物の適正な処理の推進（一般廃棄物、産業廃棄物の順に並べ替え）

- 3 ◆ 廃棄物の減量化と適正処理を総合的かつ計画的に推進するために、「福島県廃棄物
- 4 処理計画」（平成18年3月）に基づいた積極的な取組みを推進します。
- 5 ◆ 県民に対して、排出者責任や廃棄物処理についての理解を深めるため、正しい知識
- 6 の普及啓発に努めます。
- 7 ◆ ごみの分別収集を徹底するとともに、中間処理後に資源となるごみを極力回収でき
- 8 るよう市町村における取組みを促進します。
- 9 ◆ 排出事業者に対して、排出者責任について周知徹底するとともに、適正な処理が実
- 10 施されるよう監視・指導の強化を図ります。
- 11 ◆ 処理業者に対して、適正処理意識の徹底や資質の向上を図るための啓発等に努める
- 12 とともに、適正な委託処理と施設の維持管理が行われるよう監視・指導の強化を図
- 13 ります。
- 14 ◆ 周辺の自然環境や生活環境など地域との共生に配慮した産業廃棄物の中間処理施設
- 15 及び最終処分場の確保・整備を図るため、事業者や処理業者に対して適切な指導・
- 16 助言に努めます。
- 17 ◆ ~~民間処理の補完として必要な処理能力を確保するため、地域の実情に応じ公共関与~~
- 18 ~~による産業廃棄物処理施設の整備の必要性について検討します。（公共関与による~~
- 19 ~~産業廃棄物処理施設の必要性については答申案作成時まで整理）~~
- 20 ◆ 県外から県内の産業廃棄物処理施設に搬入・処理される産業廃棄物についても「福
- 21 島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」等に基づき、適切な処理を指導し
- 22 ます。
- 23 ◆ 「ポリ塩化ビフェニル（PCB）<sup>※2</sup>廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置

2<sup>1</sup> 産業廃棄物の不法投棄発見件数及び投棄量：産業廃棄物は投棄量が10トン以上、特別管理産業廃棄物（爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるもの）は全てについての発見件数及び量を表しています。

5<sup>2</sup> ポリ塩化ビフェニル（PCB）：不燃性で電気絶縁性にすぐれ、化学的に安定であるなどの特性を持つことから、熱媒体やトランス及びコンデンサの絶縁油など幅広い用途に使用されてきましたが、その毒性が社会問題化し、昭和47年以降製造が行われていません。

1 法」に基づき策定した「福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画<sup>\*1</sup>」（平成18  
2 年3月）により、PCBの適正処理を推進します。

3 ◆微量のPCBで汚染された廃電気機器等について、その所在の把握に努めるととも  
4 に、適正処理を推進します。

5 ◆農業用使用済プラスチック類の適正処理やリサイクルを促進するため、地域での回  
6 収システムの構築や分別収集を支援するとともに、漁業系廃棄物については関係団  
7 体等による適正処理を促進します。

## 8 2 ごみ処理広域化の推進

9 ◆スケールメリットを活かしたごみ処理コストの縮減と循環型社会の形成に向けた  
10 リサイクルを推進するため、市町村等における一般廃棄物処理事業の広域化を促進  
11 します。

## 12 3 不法投棄等の不適正処理防止対策の推進

13 ◆不法投棄など、不適正な処理の防止のための普及啓発を行います。

14 ◆不法投棄を未然に防止するため、事業者や処理業者に対する監視・指導や不法投棄  
15 パトロール等の強化を図るとともに、不法投棄等の環境犯罪の取締りを強化します。

16 ◆不法投棄等の不適正処理事案については、関係機関相互の連携を強化して被害実態  
17 の把握とその拡大防止に努めるとともに、原因者責任に基づく早期の原状回復を図  
18 ります。

## 19 (4) 環境と調和した事業活動の展開

### 20 施策の方向

- ◇あらゆる産業において環境と調和した事業活動を促進します。  
◇環境関連産業の創出・育成を図ります。  
◇環境と共生する持続性の高い農林水産業を振興します。

### 環境指標

| 指標名                            | 現況値<br>(H20年度)      | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|--------------------------------|---------------------|----------------|----------|
| 化学肥料使用量                        | 72.2kg/h<br>a       | 72.2kg/h<br>a  | →        |
| 化学農薬使用量                        | 8.5kg/ha<br>(H19年度) | 8.5kg/ha       | →        |
| エコファーマー <sup>*2</sup> 認<br>定者数 | 16,881人             | 20,000人        | ↑        |

2<sup>1</sup> 福島県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画：ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を総合的かつ計画的に実施す  
3 る具体的な方策を明らかにし、確実かつ適正な処理の推進を図るための計画です。

4<sup>2</sup> エコファーマー：「福島県持続性の高い生産方式の導入に関する指針」に基づき県の認定を受け、たい肥な  
5 どのによる土づくりと化学肥料・化学農薬の低減（通常の栽培方法による使用量から2割以上削減）を一体的  
6 に行う農業生産方式を導入している農業者の方々です。

|                 |       |      |   |
|-----------------|-------|------|---|
| 県機関におけるグリーン購入割合 | 95.6% | 100% | ↑ |
|-----------------|-------|------|---|

## 1 具体的施策

### 2 1 環境にやさしい事業活動の促進

- 3 ◆ 事業者が製品のライフサイクル（原材料の調達、製造、流通、販売等）の各段階に  
4 おいて行う廃棄物の減量化や再資源化などの環境にやさしい事業活動を促進します。
- 5 ◆ 事業者におけるISO14001<sup>※1</sup>やエコアクション21<sup>※2</sup>の認証取得を促進する  
6 とともに、再生資源の原材料としての利用や製品の長寿命化など、環境に配慮した  
7 製品の開発、環境保全設備の導入等を支援します。
- 8 ◆ レジ袋の無料配布中止や環境保全活動等に取り組む店舗を「ストップ・ザ・レジ  
9 袋」実施店として登録するなど、廃棄物削減などに関する事業者や消費者の理解を  
10 進め、環境と調和した事業活動を推進します。
- 11 ◆ 県自らも、一事業者、一消費者として、率先的にして環境にやさしい買い物の推進  
12 を図ります。環境に配慮した物品の購入など環境負荷低減に向けた取組みの推進を  
13 図ります。

### 14 2 環境関連産業の振興

- 15 ◆ 「うつくしま、エコ・リサイクル製品<sup>※3</sup>認定制度」など環境への負荷の低減に資す  
16 る製品やサービス等の開発・提供等を行う環境関連産業の育成や創出を図ります。
- 17 ◆ ~~廃棄物等の有効利用とリサイクル産業の育成を図るため、「うつくしま、エコ・リ  
18 サイクル製品認定制度」の普及啓発に努めます。~~
- 19 ◆ 「産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業<sup>※4</sup>」などにより、環境関連産業の振  
20 興を支援します。
- 21 ◆ ~~県の試験研究機関等において~~廃棄物や未利用資源の再資源化などに向けた研究開発  
22 を推進するとともに、環境負荷の低減に資する新技術の普及に努めます。

### 23 3 環境と共生する持続性の高い農林水産業の振興

- 24 ◆ 本県農業の持続的発展及び循環型社会の形成を推進するため、地域における有機性

2<sup>1</sup> ISO14001：国際標準化機構＝ISOの定める環境マネジメントシステムの規格です。企業などが自主  
3 的、積極的に環境保全に向けた取組みを計画し、実行し、点検し、見直すための規格で、認証を取得するには  
4 専門機関の審査が必要です。

5<sup>2</sup> エコアクション21：広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組みを効果的・効率的に  
6 行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し報告する」た  
7 めの方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく事業者のための認証・登録制度  
8 です。

9<sup>3</sup> うつくしま、エコ・リサイクル製品：県内に事業所を有する方が、主として県内で発生した廃棄物等を利用し  
10 て県内の事業所等で製造した優良な製品を県が認定するものです。

11<sup>4</sup> 産業廃棄物抑制及び再利用技術開発支援事業：環境に配慮した産業活動を推進し、産業廃棄物の抑制及び再  
12 利用技術に関する研究開発を促進することを目的として、県内の事業者等に対して開発経費の補助を行う制度  
13 です。

- 1 資源の循環利用と、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用削減を図るエコファーマーによる栽培や、より環境負荷の少ない有機栽培<sup>\*1</sup>及び特別栽培<sup>\*2</sup>に一体的に取り組む農業を「環境と共生する農業」として位置付け、その全県的な拡大を図ります。
- 2
- 3
- 4 ◆ 「農林水産業振興計画」<sup>\*3</sup>（平成22年3月）に基づき、自然環境・景観に配慮した農業農村整備事業を積極的に進めます。
- 5
- 6 ◆ 「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（家畜排せつ物法）」等に基づく、家畜排せつ物処理施設の整備を支援するとともに、家畜排せつ物等のバイオマス<sup>\*4</sup>がたい肥として有効利用されるよう畜産農家と耕種農家の連携強化を促進します。
- 7
- 8
- 9
- 10 ◆ 「農林水産業振興計画」（平成22年3月）に基づき、水源かん養、県土や自然環境の保全、地球温暖化防止などの森林の多面的機能を発揮できるよう、持続可能な森林経営を推進するとともに、木質バイオマスなどの森林資源の活用を促進します。
- 11
- 12
- 13 ◆ 「農林水産業振興計画」（平成22年3月）に基づき、水産資源の持続的利用が図られるよう、漁業者が自主的に取り組む資源管理型漁業を促進するとともに、種苗放流を進めるなどして、つくり育てる漁業を推進します。
- 14
- 15

#### 16 4 環境負荷の低減のための融資制度

- 17 ◆ 中小企業者に対し、公害防止のみならずリサイクルや省エネルギーなどの自主的な環境保全活動を促進するための資金を融資するとともに、融資制度の充実について検討を行います。
- 18
- 19

#### 20 5 環境保全のための施設等の整備のための助成

- 21 ◆ 合併処理浄化槽設置者（新設を除く）やその設置に伴う単独処理浄化槽等撤去に対する助成、畜産農家の環境保全を目的とした設備投資に対する利子補給など、環境保全のための施設などの整備について助成を行いますを支援します。
- 22
- 23
- 24 ◆ 産業廃棄物処理施設や工場等の処理施設等周辺的环境整備を支援し、景観の保全と当該施設に対する地域理解の促進を図ります。
- 25

#### 26 6 各種手法の活用

- 27 ◆ ~~環境保全施策の推進にあたっては、従来の規制的手法及び「産業廃棄物税」などの経済的手法に加え、各種の政策手法の総合的・効果的活用についての研究を進めます。~~
- 28
- 29

2<sup>1</sup> 有機栽培：化学肥料及び化学農薬を使用しない栽培方法のことです。

3<sup>2</sup> 特別栽培：化学肥料及び化学農薬の使用量を通常の栽培方法による使用量から5割以上を削減した栽培方法のことです。

5<sup>3</sup> 農林水産業振興計画：「農業・農村」「森林・林業・木材産業」「水産業」に分かれていた振興計画を一体化し新たに策定した計画です。

7<sup>4</sup> バイオマス：P41に注記

### 1 3 自然と共生する社会の形成

2 自然公園などの豊かで多様な自然環境、里地里山<sup>\*1</sup>や水辺地などの身近な自然環境、  
3 及びそこに生息・生育する生物の多様性を保全します。また、自然との豊かなふれあ  
4 いを推進し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育むとともに、人々に心の安  
5 らぎを与える良好な景観の保全と創造に努め、自然と社会との共生を図ります。

#### 6 (1) 多様な自然環境の保全

##### 7 施策の方向

- ◇豊かな森や清らかな川などの本県の優れた自然環境を保全します。
- ◇里地里山や水辺地などの身近な自然環境を保全します。
- ◇森林や農地の持つ多面的な機能の確保を図ります。

##### 環境指標

| 指標名                          | 現況値<br>(H20年度)  | 目標値<br>(H26年度)   | 目標<br>区分 |
|------------------------------|-----------------|------------------|----------|
| 自然公園 <sup>*2</sup> 面積        | 179,123.8<br>ha | 179,123.8<br>ha  | →        |
| 自然環境保全地域 <sup>*3</sup><br>面積 | 4,867.4 ha      | 4,867.4 ha<br>以上 | →        |
| 水と親しめるふくしまの<br>川づくり箇所数(累計)   | 67か所            | 73か所             | ↑        |
| 中山間地域等における地<br>域維持活動を行う面積    | 16,321 ha       | (検討中)            |          |
| 上下流連携による源<br>流域保全活動事例数       | 60件             | 60件              | →        |

##### 8 具体的施策

#### 9 1 自然保護の普及啓発

- 10 ◆ 自然環境の保全と適正な利用を推進するため、自然保護という考え方の普及啓発を  
11 進めるとともに、自然環境に関する情報の収集・提供に努めます。
- 12 ◆ 里地里山や水辺地などの身近な自然環境を保全することの重要性や、農地や森林が  
13 持つ様々な公益的機能について、県民一人ひとりが理解し、環境保全活動への積極  
14 的な参加を促進するための普及啓発を進めます。

2<sup>1</sup> **里地里山**：都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地  
3 域で、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念です。

4<sup>2</sup> **自然公園**：「自然公園法」に基づき、優れた自然の風景地を保護し、利用することを目的に区域を画して設  
5 けられる公園をいいます。自然公園には、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の三種があります。

6<sup>3</sup> **自然環境保全地域**：「福島県自然環境保全条例」に基づき、特異な地形・地質を有する地域や、高山植生、  
7 湿原の植物群落など自然性が高く、希少性、原産性の観点からも価値の高い優れた自然の保全を図るために指  
8 定しています。自然環境保全地域においては、工作物の新・改・増築や木竹の伐採、鉱物や土石の採取などに  
9 ついて規制が行われています。「自然環境保全法」に基づき国が指定するものもありますが、現在県内では、  
10 国が指定したものはありません。

## 1 2 すぐれた自然環境の保全

- 2 ◆ 国立、国定、県立の各自然公園の適正な利用とその優れた自然景観を育む自然環境  
3 の保全<sup>※1</sup>を図るため、自然公園内における各種行為に対する規制や指導を行います。
- 4 ◆ 自然環境保全地域の希少で優れた自然環境や緑地環境保全地域<sup>※2</sup>の身近で良好な自然  
5 環境を保全するため、各種行為の規制指導や保全修復事業等を推進します。
- 6 ◆ 自然環境を保全するため、自然環境の状況調査の実施や、特に重要な植生の保護復  
7 元を図るとともに、被覆ネット等の保護施設の整備に努めます。
- 8 ◆ 県立自然公園の保護・管理のあり方について見直しを行うとともに、自然環境保全  
9 地域の指定拡大について検討します。
- 10 ◆ 自然環境の保全とともに自然と豊かにふれあう活動を促進するため、自然に親しみ  
11 大切に活動を行うボランティア団体のネットワーク化を図り、これらの団体の  
12 自主的な活動の一層の促進を図ります。

## 13 3 里地里山など身近な自然環境の保全

- 14 ◆ 身近な自然である里地里山や水辺地などの良好な自然環境の保全に努めるとともに、  
15 必要に応じて自然植生や野生動物の生育・生息環境の保全・復元などを促進します。
- 16 ◆ ~~河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境や機能に配慮し、石や木などの~~  
17 ~~天然素材の特色を生かした河川整備を推進するなど、た多自然川づくり<sup>※3</sup>を推進し、~~  
18 河川が本来有している水辺の多様な生物の生息・生育環境の創造に努めます。
- 19 ◆ 都市の緑化を推進するため、緑の核となる都市公園の整備を促進するとともに、地  
20 域住民の協力の下、風致地区<sup>※4</sup>等の優良な緑地や樹林の適切な保全を図ります。

## 21 4 水と緑の保全と創造

- 22 ◆ 農地は、農業生産活動を通じて水や土地が適切に管理されることによって初めて、  
23 土壌浸食や土砂崩壊の防止、水源かん養機能の維持といった多面的機能が確保され  
24 ることから、「農林水産業振興計画<sup>※5</sup>」（平成22年3月）に基づき、農山村にお  
25 ける生産・生活基盤整備等を総合的に進めます。
- 26 ◆ 中山間地域等の農業生産活動の維持を通じた多面的機能増進のための取組みを推進

21 <sup>1</sup> **自然景観の保全**：自然公園法の目的の1つに「優れた自然の風景地の保護」がありますが、「自然の風景地の  
3 保護」すなわち「自然景観の保全」には、視覚によって認識される範囲を超えた自然景観を構成する要素（自  
4 然植生及び野生動物及び自然地形等）まで保全するものと解されています。

5 <sup>2</sup> **緑地環境保全地域**：良好な生活環境を保全するために、「福島県自然環境保全条例」に基づき、市街地又は  
6 集落地周辺等の樹林地・池沼等や歴史的・文化的に価値のある社寺・古墳等で良好な自然環境を形成している  
7 地域を指定しています。緑地環境保全地域においては、工作物の新・改・増築や木竹の伐採、鉱物や土石の採  
8 取などについて規制が行われています。

9 <sup>3</sup> **多自然川づくり**：「多自然川づくり基本指針」（平成18年10月、国土交通省策定）に基づき、河川全体  
10 の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生  
11 息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うことを指しています。

12 <sup>4</sup> **風致地区**：都市における風致の維持を目的として、「都市計画法」により定められるもので、各種の風景  
13 地、公園、寺社、水辺、歴史的意義のある土地、樹林地等が指定されています。

14 <sup>5</sup> **農林水産業振興計画**：P45に注記

- 1 するとともに、小規模・高齢化集落については、集落間の連携による農用地の保全  
2 活動を進めます。
- 3 ◆ 森林のもつ水源かん養、県土や自然環境の保全、地球温暖化防止などの多面的機能  
4 が発揮されるよう、「農林水産業振興計画」（平成22年3月）に基づき、森林の計  
5 画的な除間伐、保安林<sup>※1</sup>の指定、森林病虫害対策や林野火災の防止対策など森林の  
6 適正管理を推進するとともに、担い手の育成や県民参加の森林づくり<sup>もり</sup>を総合的に進  
7 めます。
- 8 ◆ 県民参加による森林づくり運動を推進するため、「森林ボランティアサポートセン  
9 ター<sup>※2</sup>」による森林ボランティアに関する情報提供や相談業務等を行うを設置する  
10 とともに、「うつくしま21森林づくりネットワーク<sup>※3</sup>」やNPO、森林ボランテ  
11 ィア団体等の活動を支援します。
- 12 ◆ 緑の募金運動や地方植樹祭、育樹活動を通じて、県民一人ひとりの理解と協力によ  
13 る県土緑化を推進するとともに、緑と親しみ、守り育てる活動を通じ、次世代を担  
14 う青少年の心身の健全な育成を図るため、緑の少年団活動を支援します。
- 15 ◆ 「森林環境税」（平成18年4月導入）の活用により、森林環境の保全や森林を守  
16 り育てる意識の醸成のための事業を進めます。
- 17 ◆ 本県の健全な水循環を将来に継承するため、「うつくしま『水との共生』プラン  
18 <sup>※4</sup>」（平成18年7月）に基づき、産学民官連携の下、治水・利水・環境保全に関  
19 する施策を総合的に推進します。
- 20 ◆ 沿岸域の良好な漁場環境や生態系の保全に努めるとともに、源流域から河口に至る  
21 一貫した環境保全活動を促進します。

## 22 (2) 生物多様性<sup>※5</sup>の保全と持続可能な利用

### 23 施策の方向

- ◇希少種を含む野生動植物の保護対策を進め、本県の豊かな生態系を守ります。
- ◇あつれきを生じている野生動物や外来生物について適切な対策を進めます。
- ◇県民が、将来にわたって享受できる恵み豊かな生物多様性を育みます。

2<sup>1</sup> 保安林：「森林法」に基づき、災害の防備や水源のかん養等の国土保全及び生活環境の保全、形成などのた  
3 めに指定されている森林です。立木の伐採や開発などが制限されます。

4<sup>2</sup> 森林ボランティアサポートセンター：森林づくり活動の広報や森林ボランティアに関する情報の収集と提供、  
5 森林ボランティアに関する相談などに対応し、県民の森林ボランティア活動への参加を支援する機関です。

6<sup>3</sup> うつくしま21森林づくりネットワーク：県民参加による森林づくり運動を推進するため、民間主体により  
7 設立された森林づくり推進組織で、森林づくり推進連絡会議や森林づくり活動発表交流会の開催等県内各地の  
8 森林ボランティア運動を牽引、先導する活動を行っています。

9<sup>4</sup> うつくしま『水との共生』プラン：水と人との良好な関係を取り戻し、健全な水循環を将来に継承するため、  
10 「水にふれ、水に学び、水とともに生きる」を理念として、産学民官の幅広い連携のもと、総合的・重点的に  
11 実施していく施策の方向を示した計画です。

12<sup>5</sup> 生物多様性：地球上の生物の種の多様性と遺伝子の多様性、その生息環境の多様さをいいます。一般的には  
13 生態系は多様な生物が生息するほど健全であり、安定しているといえます。

## 環境指標

| 指標名                                 | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|-------------------------------------|----------------|----------------|----------|
| 野生動植物保護サポ<br>ーター <sup>※1</sup> 登録者数 | 93人            | 140人           | ↑        |

## 1 具体的施策

## 2 1 「ふくしま生物多様性地域戦略（仮称）」の策定

3 ◆ 本県ならではの豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたって享受するた  
4 めに、どのような取り組みが必要か、基本的な考え方、施策の方針を分かりやすく  
5 示すため「ふくしま生物多様性地域戦略（仮称）」を策定（平成23年度策定予  
6 定）~~（平成23年度策定予~~していきます。

## 7 2 生物多様性に関する基礎調査の実施

8 ◆ 県内の野生動植物の生息・生育状況を調査し、絶滅の危険度について評価し取りま  
9 とめた、「レッドデータブックふくしま<sup>※2</sup>Ⅰ（植物、昆虫、鳥類）」（平成14年  
10 3月）及び「レッドデータブックふくしまⅡ（淡水魚類、両生・爬虫類、哺乳  
11 類）」（平成15年3月）については、本県の生物多様性の状況を把握するための  
12 基礎資料となるため、生息・生育状況の経年変化を反映させるための改定を検討す  
13 るなど、さらに調査研究を進めます。

## 14 3 野生動植物の保護と管理の推進

15 ◆ 「第10次鳥獣保護事業計画<sup>※3</sup>」（計画期間：平成19年4月～24年3月）の改  
16 定を国の第11次基本指針の策定に併せて進めます。これらの計画に基づき鳥獣  
17 保護区<sup>※4</sup>等の設定などにより野生鳥獣の保護を図るとともに、農業被害や水産業被  
18 害等をもたらすニホンザル、カワウ、ツキノワグマ及びイノシシ等については、特  
19 定鳥獣保護管理計画等に基づきあつれきの軽減と地域個体群保護対策を推進します。  
20 ◆ 「福島県野生動植物の保護に関する条例」に基づき、野生動植物の監視活動等を行  
21 う県民ボランティアである「野生動植物保護サポーター」の活用をはじめ、希少な  
22 野生動植物の保護対策を総合的に実施します。  
23 ◆ 鳥獣保護センターにおける傷病野生鳥獣の救護の充実を図るため、民間ボランティ

2<sup>1</sup> 野生動植物保護サポーター：野生動植物の保護に関する意識の高揚を図るため、地域の野生動植物の生息・生  
3 育状況などについて県へ情報提供する等の活動をするボランティアとして、「福島県野生動植物保護サポーター  
4 制度」に基づき登録された方々です。

5<sup>2</sup> レッドデータブックふくしま：絶滅のおそれのある野生動植物をリストアップし、その生息状況などの現状を  
6 とりまとめた本のことです。

7<sup>3</sup> 第10次鳥獣保護事業計画：「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき、鳥獣の保護事業を実  
8 施するために定める5か年計画です。

9<sup>4</sup> 鳥獣保護区：野生鳥獣の保護繁殖を図るために、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づき設  
10 定する区域で、知事又は環境大臣が設定します。設定期間は20年以内ですが更新することができます。保護  
11 区のうち、特に必要な区域は特別保護地区に指定し、立木の伐採、埋め立て等を制限することができます。



1 アとの連携を強化するとともに、「福島県野生動物救急救命ドクター制度<sup>※1</sup>」の活  
2 用等により、野生動物の迅速かつ適切な救護に努めます。

3 ◆ 多様な野生動物の生息空間を確保するため、自然公園のみならず、森林、農地、水  
4 辺地など日常的な生活地域においても野生動物の生息空間を保全・創出するよう努  
5 めるとともに、生息空間を分断しないような道路整備を図るなど移動空間について  
6 も配慮します。

7 **4 外来種の移植・移入の回避**

8 ◆ 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に  
9 基づき、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼす外来生物等に関する  
10 調査や防除対策を実施するとともに、県民への啓発や情報提供を行い、健全な生態  
11 系の保全に努めます。

12 **5 生物多様性の持続可能な利用**

13 ◆ 県民共通の財産である生物多様性の恵沢恵みを次世代に引き継ぐため「ふくしま生  
14 物多様性地域戦略（仮称）」~~（平成23年度策定予定）~~に基づきを策定し、本県に  
15 おける生物多様性保全施策を包括的に推進し持続可能な社会作りづくりを進めます。

16 ◆ 農林水産業、製造業、サービス業など、生物多様性の恵みを利用する事業活動にお  
17 いて、生物多様性の持続可能な利用が図られるよう施策を進めます。

18 ◆ 県民に対し、生物多様性の保全の意義を普及啓発するとともに、県民の主体的な生  
19 物多様性保全への取り組みを促進します。

20 ◆ 本県の生物多様性の状況を的確に把握するため、生物多様性に関する基礎データを  
21 継続的に収集するとともにその活用を図ります。

22 **(3) 自然との豊かなふれあいの推進**

23 **施策の方向**

- ◇自然に学び、ふれあう場の整備や機会の充実を図ります。
- ◇河川等と一体となった親水性<sup>※2</sup>に富んだ水辺空間の整備を進めます。
- ◇都市公園の整備など、都市部の緑化を進めます。


**環境指標**

| 指標名                            | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|--------------------------------|----------------|----------------|----------|
| 一人当たりの都市公<br>園面積 <sup>※3</sup> | 11.85㎡/人       | 12.50㎡/人       | ▲        |

2<sup>1</sup> **野生動物救急救命ドクター制度**：県と社団法人福島県獣医師会の連携により、野生動物救急救命ドクターと  
3 して登録した動物病院の獣医師がボランティアにより野生動物の初期治療等を行う制度です。

4<sup>2</sup> **親水性**：水にふれる、接することから始まり、水の景観の効果、水辺の活用、水辺の魅力などの多角的な視点  
5 から、水と親密な間柄になることを指します。

6<sup>3</sup> **一人当たりの都市公園面積**：都市公園の合計面積を都市計画区域内人口で除したものです。

|                               |      |             |   |
|-------------------------------|------|-------------|---|
| もりの案内人 <sup>※1</sup> 認定者数（累計） | 368人 | 425人（H22年度） |  |
|-------------------------------|------|-------------|---|

## 1 具体的施策

### 2 1 自然とのふれあいの場の整備

- 3 ◆ 国立、国定、県立の各自然公園とその優れた自然景観を育む自然環境を保全すると  
4 ともに、自然に学び、自然とのふれあいを体験する場として、公園施設の整備の推  
5 進と適正な維持管理に努めます。
- 6 ◆ 県民が自然とふれあう拠点として、「ふくしま県民の森<sup>※2</sup>」、「福島県昭和の森  
7 <sup>※3</sup>」、「福島県総合緑化センター<sup>※4</sup>」や生活環境保全林<sup>※5</sup>等の整備充実を図ります。
- 8 ◆ 都市においては、身近に自然とふれあえる場を確保するため、都市公園の整備促進  
9 を図るとともに、農山村地域においては、農地を活用した自然とのふれあいの場や、  
10 子どもたちの自然観察・学習のための施設などの整備を促進します。
- 11 ◆ 河川、ダム、ため池、海岸線等の整備に当たっては、野生動植物の生息・生育環境  
12 や自然景観との調和に配慮するとともに、地域住民の身近な自然とのふれあいの場  
13 となるよう親水性の向上を図ります。

### 2 2 自然とのふれあい活動の推進

- 15 ◆ 自然とのふれあい活動やマナーに関する情報提供を行うとともに、自然公園のビジ  
16 ターセンターなどにおいて、自然とのふれあいのためのオリエンテーションや利用  
17 者指導等を行います。
- 18 ◆ 自然に対する感性や自然の仕組みの理解を深めるインタープリテーション<sup>※6</sup>活動の  
19 推進を図るため、「もりの案内人」、「パークボランティア<sup>※7</sup>」や「川の案内人

2<sup>1</sup> もりの案内人：森林の必要性や重要性を県民に広く伝えるボランティアによる指導者の方々です。

3<sup>2</sup> ふくしま県民の森：県民の健康の増進や自然愛護思想の普及の場として、安達郡大玉村玉井地内に造成され、  
4 昭和47年に開園しました。その後、森林の持つ保健、教育、文化機能に対する関心が、都市住民を中心に高  
5 まり、森林に対する要請が一層多様化してきたことから、平成6年度よりオートキャンプ場の整備に着手し、  
6 平成10年7月にオープンしました。「森林（もり）との共生」を目指す施設は、自然とのふれあいを通じて、  
7 自然の大切さを学ぶため様々な体験活動が展開され、「フォレストパークあだたら」の愛称で多くの人々に親  
8 しまれています。

9<sup>3</sup> 福島県昭和の森：昭和天皇御在位50年記念として、昭和天皇ゆかりの地、耶麻郡猪苗代町天鏡台地内に整  
10 備された森林公園です。

11<sup>4</sup> 福島県総合緑化センター：県土の緑化及び県民の緑化意識の高揚と県民の保健休養の場の提供として、郡山  
12 市逢瀬町河内地内に整備された施設です。園内には、日本庭園、サボテン園、樹木見本園等があります。

13<sup>5</sup> 生活環境保全林：市街地等の周辺にある森林を対象として森林の持つ国土保全、水資源のかん養、保健林養  
14 などの公益的機能を総合的に発揮することを目的として整備された森林です。

15<sup>6</sup> インタープリテーション：インタープリテーションとは、知識や情報を単に与えるというのではなく、自  
16 然に直接触れる体験や教材を活用して、参加者の好奇心を利用し、自ら自然の事物やそれらの背後にある自然  
17 の原則を理解してもらおうというもので、教えるというより興味を刺激し、啓発を図る教育的活動・技能です。  
18 具体的には、スライドや人形を用いたり、参加者に役割を与える劇を演じさせたり、実際に野外のコースを歩  
19 きながら行う方法などがあり、アメリカの国公立公園で発達したものです。我が国では「自然解説」と訳され  
20 っていますが、対象は自然に限定されず、文化・歴史（遺産）までも含んでいます。

21<sup>7</sup> パークボランティア：国立公園内の一定の地区ごとに、環境省の各地区の地方環境事務所の登録を受けて利  
22 用者への自然解説、野生動植物の保護管理及び美化清掃等を行うボランティアの方々です。

1 ※<sup>1</sup>」などのボランティアとの協力・連携に努め、自然とのふれあいについての啓発  
2 活動を推進します。

3 ◆ 本県の豊かな自然環境の保全と活用を図るため、エコツーリズム<sup>※2</sup>を中心とした自  
4 然体験活動の促進を図ります。

5 ◆ 都市住民が自然とふれあい、農山漁村との交流を深めることができるよう、多彩な  
6 地域資源を活用しながらグリーン・ツーリズム<sup>※3</sup>を促進します。

7 ◆ 多様な生物の生息・生育空間であり、環境について学ぶ貴重な場である里地里山や  
8 水辺地などにおいて、せせらぎスクール<sup>※4</sup>などの体験型学習をとおした自然とのふ  
9 れあいを進めます。

## 10 (4) 良好な景観の保全と創造

### 11 施策の方向

◇美しい自然景観の保全、継承を進めます。  
◇歴史と伝統が息づく景観の伝承を進めます。  
◇都市における街並み、農山漁村における里山など潤いとやすらぎある景観の保全と創  
出に努めます。

### 環境指標

| 指標名              | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|------------------|----------------|----------------|----------|
| 市町村景観計画策定<br>団体数 | 0件             | 16件            | ↑        |
| 無電柱化された道路の<br>延長 | 79.5 km        | 100 km         | ↑        |

### 12 具体的施策

#### 13 1 住民参加による景観形成活動の促進

14 ◆ 県内各地の景観形成活動の紹介などホームページによる情報発信や、景観形成活動  
15 に取り組む団体等への景観アドバイザー<sup>※5</sup>派遣など、県民・事業者に対する幅広い  
16 情報の提供や技術的助言を行います。

17 ◆ うつくしま景観サポーター<sup>※6</sup>をはじめとする景観形成活動に取り組むリーダーとな

2<sup>1</sup> 川の案内人：河川や水環境、自然環境の分野で幅広い知識と経験を持った方々を、「川の案内人」として県  
3 が認定する制度です。その知識と経験を、河川での活動や小中学校の総合学習の場においてボランティアで教  
4 えてくれます。

5<sup>2</sup> エコツーリズム：自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環  
6 境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のあり方です。

7<sup>3</sup> グリーン・ツーリズム（ブルー・ツーリズム）：農山（漁）村地域において、その自然・文化・人々との交  
8 流を楽しむ、滞在型の余暇活動をいいます。

9<sup>4</sup> せせらぎスクール：県では、小・中、高等学校、各種団体等を対象に、水生生物による水質調査を行う団体を  
10 「せせらぎスクール」として広く募集し、調査に必要な教材を配布するなどの支援を行っています。

11<sup>5</sup> 景観アドバイザー：県民、事業所、市町村などにおいて、それぞれの地域特性を活かした景観づくりが円滑に  
12 進められるよう、建築、土木、造園などの専門家を景観アドバイザーとして県が委嘱しており、必要に応じて  
13 助言者として派遣しています。

14<sup>6</sup> うつくしま景観サポーター：景観づくりに関心のある県民をボランティアとして登録し、研修会への参加、提  
15 言活動を通じて、地域における景観づくりに取り組む人材を育成する制度です。

- 1 る人材の育成を図り、自然景観の保全や街並み景観の創出等、地域の特性に応じた  
2 地域住民の自主的な景観形成活動を促進します。
- 3 ◆ 地元市町村と連携しながら優良景観形成住民協定<sup>\*1</sup>締結への支援を行うなど、県民  
4 や事業者の自主的な景観形成活動を促進していきます。

## 5 2 県と市町村の連携協力による景観形成

- 6 ◆ 県と市町村が景観法という共通の基盤に立ち、自然、歴史、海岸などの本県の恵ま  
7 れた良好な景観形成を推進するため、市町村の景観行政団体への移行や景観計画策  
8 定に向けた支援を強化します。
- 9 ◆ 県と市町村との連携を強化し、様々な立場の関係者がより良い景観形成に向けた協  
10 議・調整を進めるため、法定の景観法に基づく景観協議会<sup>\*2</sup>を活用していきます。

## 11 3 景観に配慮した公共事業の推進

- 12 ◆ 公共事業の実施にあたっては、周辺の景観との調和に配慮し、地域の個性を生かし  
13 た洗練されたデザインとするなど、景観づくりの先導的な役割を担っていきます。
- 14 ◆ 国、市町村が行う公共事業については、景観法に基づく通知・協議制度により、景  
15 観に配慮した公共事業の実施を要請していきます。

## 16 4 総合的な景観形成施策の展開

- 17 ◆ 自然公園法や文化財保護法等の各種制度との連携により自然景観や歴史的景観を保  
18 全、継承していきます。
- 19 ◆ 中心市街地を構成する商店街や里山などの農山漁村への景観アドバイザーの派遣や、  
20 また、良好な景観形成にも極めて密接な歴史まちづくり法<sup>\*3</sup>の活用支援など、関係  
21 部局と連携しながら総合的な景観形成施策を展開していきます。

## 22 (5) 尾瀬地区及び裏磐梯地区の自然環境保全

### 23 施策の方向

- ◇ラムサール条約<sup>\*4</sup>登録湿地である尾瀬地区の貴重な自然環境を保全します。
- ◇裏磐梯地区の優れた自然環境を保全するとともに、自然との豊かなふれあいを推進し  
ます。

2<sup>1</sup> 優良景観形成住民協定：景観形成に関する住民協定のうち、「福島県景観条例」に基づき、県土の景観形成に  
3 資するものとして、県が「優良」として認定し広く公表する制度です。

4<sup>2</sup> 景観協議会：行政、住民、公共施設管理者などが協議を行い、景観に関するルールづくりをします。協議が整  
5 った事項には尊重義務が発生します。

6<sup>3</sup> 歴史まちづくり法：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が正式名称。地域における城、  
7 神社仏閣及び武家屋敷等の歴史的風致の維持及び向上を図るため、市町村が作成する歴史的風致維持向上計画  
8 の認定制度等を創設した法律です。

9<sup>4</sup> ラムサール条約：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」が正式名称。採択地（イラ  
10 ン ラムサール）に因んで一般に「ラムサール条約」と言われ、湿地に生息・生育する動植物を保護・保全し、  
11 湿地の賢明な利用（ワイズユース）を目的とする条約であり、平成17年11月8日に尾瀬が重要な湿地に係  
12 る登録簿に掲載されています。

## 環境指標

| 指標名                                  | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|--------------------------------------|----------------|----------------|----------|
| 尾瀬の入山者数に対する<br>土・日曜日入山割合             | 43.2%          | 43.8%以下        | →        |
| 裏磐梯における自然ふれあい・イン<br>タープリテーション活動※1参加数 | 720人           | 600人           | →        |

### 1 具体的施策

#### 2 1 尾瀬地区の自然環境保全

- 3 ◆ 優れた自然景観を育む自然環境の保全と適正な利用を図るため、尾瀬地区における
- 4 各種行為に対する規制や指導を行います。
- 5 ◆ 貴重な自然を残している尾瀬の自然環境を保全するため、調査、植生復元及び施設
- 6 整備等を実施します。
- 7 ◆ 低公害バス導入や交通対策の実施により平日利用の促進を図るなど、尾瀬地区の自
- 8 然環境の保全と適正な利用を図ります。
- 9 ◆ 貴重な植生保護の観点から問題となっている尾瀬におけるニホンジカの食害対策に
- 10 ついて、国や県、地元自治体などが連携して被害防止のための対策を進めます。
- 11 ◆ 福島、群馬、新潟の3県が中心になって設立した尾瀬保護財団との役割分担を図り
- 12 ながら、関係機関と連携・協力した総合的な自然環境保全施策を推進します。
- 13 ◆ 平成19年8月に誕生した尾瀬国立公園を21世紀にふさわしい国立公園とするた
- 14 め、その適正な保護と利用の在り方について検討します。

#### 15 2 裏磐梯地区の自然環境保全

- 16 ◆ 優れた自然景観を育む自然環境の保全と適正な利用を図るため、磐梯朝日国立公園
- 17 内における各種行為に対する規制や指導を行います。
- 18 ◆ 裏磐梯の自然環境調査を実施し、自然遷移の状況や人為的影響を把握するとともに、
- 19 必要な植生復元等を実施することにより、貴重な財産である裏磐梯の自然環境を保
- 20 全します。
- 21 ◆ 公園施設の整備と適切な維持管理により、優れた自然環境の保全と自然と人とのふ
- 22 れあいを推進します。
- 23 ◆ 裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会※2に参画し、裏磐梯地区の自然環
- 24 境を保全し適正に利用するための各種情報を提供するとともに、体験的な環境教

2<sup>1</sup> 裏磐梯における自然ふれあい・インタープリテーション活動：裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協  
3 議会（国、県、地元市町村等により平成15年4月設立。）で実施しているインタープリテーション活動を指  
4 します。

5<sup>2</sup> 裏磐梯ビジターセンター自然体験活動運営協議会：裏磐梯ビジターセンターの管理及び地域やボランティア  
6 と連携して、裏磐梯及び周辺地域を訪れる公園利用者に対して的確な情報と多様な自然解説・学習・体験の機  
7 会を提供し、裏磐梯の自然環境にふさわしい利用の推進、国立公園としての地域の発展に寄与するために設置  
8 された協議会です。

- 1 育・学習機会の増加を図ります。
- 2 ◆ 景観形成重点地域<sup>\*1</sup>に指定した磐梯山・猪苗代湖周辺については、届出制度の運用
- 3 や、関連施策の活用により、きめ細かい景観形成活動を重点的に推進します。

#### 4 (6) 猪苗代湖等の水環境保全

##### 5 施策の方向

◇水環境悪化を未然に防止し、紺碧の猪苗代湖を将来の世代にわたって継承します。  
 ◇水環境悪化を未然に防止し、裏磐梯の清らかな青い湖沼群を守ります。

##### 環境指標

| 指標名                      | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|--------------------------|----------------|----------------|----------|
| 猪苗代湖のCOD <sup>*2</sup> 値 | 0.7mg/l        | 0.5mg/l        | ↓        |
| 裏磐梯湖沼群のCOD<br>値          |                |                |          |
| 桧原湖                      | 2.2mg/l        | 2.0mg/l        | ↓        |
| 小野川湖                     | 2.9mg/l        | 2.0mg/l        | ↓        |
| 秋元湖                      | 3.0mg/l        | 2.0mg/l        | ↓        |
| 曾原湖                      | 3.0mg/l        | 2.0mg/l        | ↓        |
| 毘沙門沼                     | 1.2mg/l        | 1.0mg/l        | ↓        |

##### 6 具体的施策

#### 7 1 水環境保全対策の推進

- 8 ◆ 「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、各種
- 9 規制措置などの水質汚濁防止対策を推進します。
- 10 ◆ 「猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画<sup>\*3</sup>」（平成14年3月）について見
- 11 直し、より効果的な水環境保全対策を積極的に進めます。
- 12 ◆ 県民、地域住民及び事業者、市町村等と連携・協力した県民参加によるヨシ刈りな
- 13 ど水環境保全活動を推進します。
- 14 ◆ 湖の富栄養化<sup>\*4</sup>を防止するため、窒素及びりんを除去する高度処理の下水道、農業
- 15 集落排水施設<sup>\*5</sup>及び高度処理型合併処理浄化槽<sup>\*1</sup>の計画的な整備の促進に努めると
- 16 ともに、その適切な維持管理を推進します。

2<sup>1</sup> 景観形成重点地域：景観形成を図る上で重要な区域を、よりきめの細かい行為の届出が必要となる景観形成重点地域として設定しています。

4<sup>2</sup> COD：（化学的酸素要求量）Chemical Oxygen Demandの略で、水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

6<sup>3</sup> 猪苗代湖及び裏磐梯湖沼水環境保全推進計画：「福島県猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群の水環境の保全に関する条例」に基づき、水環境保全目標である「次代に残そう紺碧の猪苗代湖、清らかな青い湖 裏磐梯」の達成に向けた計画です。

9<sup>4</sup> 富栄養化：藻類や植物性プランクトンは太陽光線を受けて増殖し、これらが枯死し腐敗する過程で窒素やりんを水中に放出します。このサイクルによって湖沼などの閉鎖性水域で窒素やりんなどの栄養塩類の濃度が増加していく現象を富栄養化といいます。本来は数千年かかるこの現象が、近年では生活排水や肥料などが流れ込むことによって急激に加速されています。富栄養化になると植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生します。これが進むと水中の溶存酸素が不足し、魚類や藻類が死滅し水は悪臭を放つようになります。

- 1 ◆ 汚濁負荷の低減に配慮した農業・水産業の推進に努めるとともに、森林の適正管理
- 2 及び森林の持つ多面的な機能の発揮に向けた森林づくりの推進に努めます。
- 3 ◆ 水生植物群落のうち、良好な水環境を保全することが特に必要な区域として指定し
- 4 た水環境保全区域の保全対策を推進します。

5 **2 普及啓発及び調査研究の推進**

- 6 ◆ 「猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会<sup>※1</sup>」の活動により、水環境保全
- 7 に関する意識高揚を図るための啓発等を行うとともに、同協議会の「きらめく水の
- 8 ふるさと磐梯」湖美来基金<sup>※2</sup>運営事業により、地域における水環境保全活動を支援
- 9 します。
- 10 ◆ 県内外の研究機関や環境保全団体との連携のもと、水環境に関する総合的な調査研
- 11 究を推進し、その成果の普及に努めます。

12 **4 安全で安心な環境の確保**

13 大気、水、土壌等の保全対策、化学物質対策、原子力発電所及び周辺地域の安全確保

14 に向けた取組みにより、安全で安心な環境を確保していきます。

15 **(1) 大気、水、土壌等の保全対策の推進**

16 施策の方向

- ◇きれいな空気のなかで健康な生活を営むための環境を守ります。
- ◇豊かな水環境を守るとともに、清らかで安全な水を確保します。
- ◇安心して快適に暮らせる環境を守ります。

環境指標

| 指標名                     | 現況値<br>(H20年) | 目標値<br>(H26年) | 目標<br>区分 |
|-------------------------|---------------|---------------|----------|
| 大気環境基準達成率 <sup>※3</sup> | 73%           | 100%          | ↑        |
| 大気環境基準達成率<br>(有害大気汚染物質) | 100%          | 100%          | →        |

2<sup>5</sup> 農業集落排水施設：農業用排水路の水質保全と農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質の保全に寄与することを目的として、原則として農業振興地域における、し尿、生活雑排水などの汚水を処理するため、整備が進められています。

5<sup>1</sup> 高度処理型合併処理浄化槽：通常の合併処理浄化槽よりBODや窒素・りんの除去能力が高い合併処理浄化槽です。

7<sup>1</sup> 猪苗代湖・裏磐梯湖沼水環境保全対策推進協議会：猪苗代湖及び裏磐梯湖沼群における水環境保全活動の推進を図るため、地域住民、関係団体、事業者及び行政（国、県及び関係市町村）により設立（平成12年11月）された協議会です。

10<sup>2</sup> 「きらめく水のふるさと磐梯」湖美来基金：上記協議会活動の一環として、湖美来クラブ会員会費、寄付、募金を財源とした基金を設立（平成14年7月）しました。基金はクラブ運営に使われるほか、猪苗代湖・裏磐梯湖沼群流域で行われる水環境保全活動に対する助成金として活用されています。

13<sup>3</sup> 大気環境基準達成率：大気保全に関する環境基準が設定されている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の環境基準達成率を示します。なお、全国的に環境基準の達成が困難である光化学オキシダントを除く達成率は100%（H20年度）となります。

|                                      |       |      |   |
|--------------------------------------|-------|------|---|
| 水質環境基準達成率<br>(健康項目)                  | 100%  | 100% | → |
| 水質基準達成率<br>(下記3指標総合)                 | 94.3% | 100% | ↑ |
| 水質環境基準達成率<br>(河川のBOD <sup>※1</sup> ) | 98.3% | 100% | ↑ |
| 水質環境基準達成率<br>(湖沼のCOD)                | 73.3% | 100% | ↑ |
| 水質環境基準達成率<br>(海域のCOD)                | 100%  | 100% | → |
| 水質環境基準達成率<br>(湖沼の全窒素、全りん)            | 71.4% | 100% | ↑ |
| 水質環境基準達成率<br>(海域の全窒素、全りん)            | 100%  | 100% | → |
| 汚水処理人口普及率 <sup>※2</sup>              | 71.2% | 80%  | ↑ |

## 1 具体的施策

### 2 1 大気保全対策の推進

- 3 ◆ 「大気汚染防止法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工  
4 場・事業場などにおいてばい煙や揮発性有機化合物<sup>※3</sup>、粉じんの排出基準が遵守さ  
5 れるよう監視・指導に努め、緊急時には迅速・的確な措置を講じます。
- 6 ◆ 有害大気汚染物質の排出を抑制するため、排出抑制指導や環境モニタリングなどの  
7 強化に努めます。
- 8 ◆ アスベストによる健康被害を防止するため、建築物等の解体作業に伴う飛散防止対  
9 策や適正な廃棄物処理など、事業者への指導を徹底するとともに、一般環境大気中  
10 のアスベスト濃度を継続的に測定し、その実態の把握に努めます。
- 11 ◆ 大気中の光化学オキシダント<sup>※4</sup>濃度を常時監視し、光化学オキシダントの被害発生  
12 を未然防止するため、「大気汚染緊急時対策要綱」<sup>※5</sup>等に基づいて対策を講じます。  
13 また、国や他県との連携を図り、広域的な汚染状況を把握するとともに、原因物質  
14 である窒素酸化物及び揮発性有機化合物等の排出抑制を図るなど、光化学オキシダ

2<sup>1</sup> BOD：(生物化学的酸素要求量) Biochemical Oxygen Demand の略で、水中の有機物が微生物の働きによ  
3 って分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁の程度を示す代表的な指標です。

4<sup>2</sup> 汚水処理人口普及率：下水道、農業集落排水施設の供用開始区域内人口と、合併処理浄化槽<sup>※</sup>等による処理人  
5 口の合計人口の総人口に対する割合。

6 合併処理浄化槽：生活排水を微生物などの働きを利用して、し尿と併せて、台所、風呂場等から生じる生活雑  
7 排水を併せて浄化する施設です。河川等の水質汚濁の防止に有効な施設であることから、下水道等が整備され  
8 ていない地域において、その普及が図られています。

9<sup>3</sup> 揮発性有機化合物：常温常圧で空气中に容易に揮発する物質の総称です。農薬や、主に電機・機械工場等で  
10 脱脂剤、洗浄剤などとして使用されていますが、難分解性であることが多いため、地層粒子の間に浸透した場  
11 合、土壌や地下水を汚染します。

12<sup>4</sup> 光化学オキシダント：工場や自動車等から排出された窒素酸化物、炭化水素等が太陽光線中の紫外線のもと  
13 で反応し、生成したオゾンを中心とする酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、人の粘膜を刺激し、  
14 目や喉、呼吸器に影響を及ぼすほか、農作物など植物へも影響を与えるため、その濃度が0.12 ppm 以上にな  
15 り、かつ、この状態が気象条件からみて継続すると認められるとき注意報が発令されます。

16<sup>5</sup> 大気汚染緊急時対策要綱：大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第23条に規定する大気汚染に係る緊  
17 急時の措置のうち、オキシダント及び硫黄酸化物に係る措置等に関して、必要な事項を定めたものです。



1 ノット対策を推進します。

2 ◆ ~~自動車排出ガスによる大気汚染の軽減を図るため、物質の削減のため、バイパスな~~  
3 ~~どの道路網の整備、交差点等の立体化などにより交通の円滑化を図り、自動車排出~~  
4 ~~ガスの削減に努めます。~~

5 ◆ 自動車排出ガスによる窒素酸化物や新たに環境基準が設定された微小粒子状物質  
6 (PM2.5) ~~※1の環境への影響を把握し、~~を常時監視するとともに、環境基準の達成に  
7 努めます。

8 ◆ 大気環境の常時監視体制を充実し、大気環境基準の維持達成状況の把握、大気汚染  
9 情報の提供に努めます。

## 10 2 水質保全対策の推進

11 ◆ 「福島県水環境保全基本計画」<sup>※2</sup>（平成8年3月）に~~ついて見直し~~に基づき、本県の  
12 水環境を保全するための総合的な施策の推進を図り、将来にわたって良好な水質を  
13 保全し、豊かな水辺環境を創造します。

14 ◆ 工場・事業場における水の循環利用や再生利用並びに工場・事業場、一般家庭での  
15 節水等、水の合理的な利用についての普及啓発を行います。

16 ◆ 「水質汚濁防止法」及び「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、工  
17 場・事業場などにおいて排水基準が遵守されるよう監視・指導を行い、緊急時には  
18 迅速・的確な措置を講じます。

19 ◆ 水道水源の水質を保全するため、水道事業者による水質監視及び水質検査体制の強  
20 化を図るとともに、「福島県生活環境の保全等に関する条例」等に基づき、水道水  
21 源の安全性の確保及び水質の向上を図るための措置を講じます。

22 ◆ 生活排水に起因する水質汚濁の未然防止を図るため、「福島県生活排水処理構想<sup>※3</sup>  
23 (仮称)」(平成22年度公表予定)に基づき、下水道、農業集落排水施設及び合  
24 併処理浄化槽等の整備を促進するとともに、生活排水の適正処理について、市町村  
25 が実施する対策への支援や県民への普及啓発を進めます。

26 ◆ 湖沼等の閉鎖性水域<sup>※4</sup>については、汚濁負荷の低減などを図り、環境基準の達成に  
27 努めます。

28 ◆ 家畜排せつ物に起因する水質汚濁を防止するため、「家畜排せつ物の管理の適正化  
29 及び利用の促進に関する法律(家畜排せつ物法)」に基づく、家畜排せつ物処理施  
30 設の整備を支援するなど、その適正処理を促進します。

2<sup>1</sup> 微小粒子状物質(PM2.5)：大気中の浮遊粒子のうち、粒径2.5μm以下のもの。極めて微小であるため、肺の奥  
3 まで入りやすく、健康影響が懸念されています。

4<sup>2</sup> 福島県水環境保全基本計画：県内の水環境について総合的かつ計画的に水環境保全施策を展開していく上での  
5 基本的方針を示す計画です。(平成22年度改訂予定)

6<sup>3</sup> 福島県生活排水処理構想：生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを図るため、下水道、農業集落排水施  
7 設、合併処理浄化槽などの役割分担により、汚水処理施設の整備を推進する方針を定めた計画です。

8<sup>4</sup> 閉鎖性水域：外部との水の交換が少ない湖沼、内湾、内海などをいいます。閉鎖性水域では、流入してくる  
9 汚濁物質が外部に流出しにくいいため、水質の汚濁が進みやすい性質があります。

1 ◆ 河川の水量・水質等水環境の適正な保全と創造を図るとともに、河川の豊かな自然  
2 環境を保全し、潤いのある河川環境の創出を図ります。

3

4 ◆ 有害物質の地下浸透を未然に防止するため、工場・事業場等の監視・指導や地下水  
5 の水質の常時監視を行うとともに、汚染が確認された場合には汚染浄化対策につい  
6 て事業者などへの指導を徹底します。

7 ◆ 地下水の減少や枯渇を防止するため「福島県生活環境の保全等に関する条例」に基  
8 づき、地下水の適正な採取・利用を推進するとともに、透水性舗装や雨水浸透ます  
9 の普及及び緑地の保全や緑化の推進などにより、地下水のかん養を図ります。

10 ◆ 「水質測定計画<sup>\*1</sup>」に基づき、公共用水域及び地下水の水質調査を実施します。ま  
11 た、公共用水域の水質汚濁の状況や利水の変化などを考慮し、必要に応じて水質汚  
12 濁に係る水質環境基準の水域類型の見直しを行います。また—さらに、水生生物の  
13 保全を図る必要がある水域については、水生生物の保全に係る水質環境基準の水域  
14 類型の指定を行います。

### 15 3 土壌汚染等対策の推進

16 ◆ 土壌汚染による人の健康に係る被害を防止するため、平成21年4月に大幅改正さ  
17 れた「土壌汚染対策法」及び「福島県産業廃棄物等の処理の適正化に関する条例」  
18 に基づき、土壌汚染状況の把握、土壌汚染区域の指定及び汚染土壌の適正処理を促  
19 進するとともに、土壌汚染に関する情報の収集整理、保存及び提供に努めます。

20 ◆ 「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」に基づき、農用地の汚染土壌の適正処  
21 理・浄化対策を促進します。

22 ◆ 地盤沈下を防止するため、沈下量及び地下水位を把握するとともに、「福島県生活  
23 環境の保全等に関する条例」に基づき、地下水の適正な採取・利用を推進します。

### 24 4 騒音、振動、悪臭対策の推進

25 ◆ 工場・事業場などの周辺住民の生活環境を保全するため、騒音、振動、悪臭の発生  
26 源に対する規制指導などに努めます。

27 ◆ 自動車、新幹線、航空機騒音等については、市町村と連携して事業者に対し適切な  
28 騒音対策を講じるよう要請するなど、環境基準の達成に努めるとともに、騒音等被  
29 害の未然防止対策を促進します。また、低周波騒音についても実態を把握するとと  
30 もに、被害の防止に努めます。

2<sup>1</sup> 水質測定計画：「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域及び地下水の水質汚濁状況を常時監視するために  
3 行う水質の測定について必要な事項を定めた計画です（毎年度策定）。

1 **5 オゾン層保護の推進**

- 2 ◆ オゾン層<sup>※1</sup>保護のため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等  
3 に関する法律」及び「使用済自動車の再資源化等に関する法律」等関係法令の周知  
4 徹底を図るとともに、法に基づく立入調査検査等により適正処理を指導します。  
5 ◆ フロン類の適正な回収・破壊を進めるため、業務用エアコンなどの廃棄時等におい  
6 てフロン類の適正な回収が行われるよう関係事業者に対する普及啓発に努めます。

7 **6 酸性雨対策の推進**

- 8 ◆ 酸性雨<sup>※2</sup>モニタリング調査を実施し、県内の酸性雨の実態把握に努めるとともに、  
9 国及び他県と連携して、より広域的な酸性雨の実態把握と影響調査に努めます。ま  
10 た、排出基準等の遵守指導や低公害車の普及促進などにより、酸性雨の原因物質で  
11 ある硫酸化物や窒素酸化物の県内における排出抑制を図ります。

12 **7 鉱害防止対策等の推進**

- 13 ◆ 休・廃止鉱山の放置坑口の閉塞や坑廃水処理対策、採石場からの土砂の流出防止対  
14 策について指導を徹底します。

15 **(2) 化学物質対策の適正管理等の推進**

16 施策の方向

- ◇ダイオキシン類<sup>※3</sup>等の化学物質の監視・測定を行います。
- ◇ダイオキシン類の発生抑制対策により、環境基準<sup>※</sup>の遵守を確認・指導します。
- ◇工場・事業場の化学物質の適正管理を促進し、環境汚染を未然に防止します。
- ◇化学物質に関する安全・安心を確保するため、リスクコミュニケーション<sup>※4</sup>を推進し  
ます。

環境指標

| 指標名                              | 現況値<br>(H20年度)     | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|----------------------------------|--------------------|----------------|----------|
| ダイオキシン類環境<br>基準達成率               | 100%               | 100%           | →        |
| 工場・事業所等におけるリスク<br>コミュニケーションの実施件数 | 67件                | 130件           | ↑        |
| 県内工業製品出荷額1億円<br>あたりの化学物質排出量      | 104.9kg<br>(H19年度) | 70kg           | ↓        |

2<sup>1</sup> オゾン層：地上10～50キロメートルの成層圏に存在するオゾンの層で、宇宙から降り注ぐ紫外線などから、  
3 地球を守るバリアの役割を果たしています。  
4<sup>2</sup> 酸性雨：化石燃料などの燃焼で生じる硫酸化物や窒素酸化物などが大気中で反応して生じる硫酸や硝酸な  
5 どを取り込んで生じると考えられるpHの低い雨をいいます。  
6<sup>3</sup> ダイオキシン類：ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）  
7 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称です。ダイオキシン類は、燃焼や化学物質製  
8 造の過程などで非意図的に生成されて燃焼排出ガスや化学物質の不純物として環境中に排出され、人に対する  
9 発がん性や催奇形性が疑われています。  
10<sup>4</sup> リスクコミュニケーション：化学物質による環境リスクに関する正確な情報を市民、産業、行政等のすべての  
11 者が信頼関係の中で共有し、お互いに意思疎通を図っていくことを「リスクコミュニケーション」と呼んでい  
12 ます。

## 1 具体的施策

### 2 1 ダイオキシン類等化学物質対策の推進

- 3 ◆ 化学物質による環境汚染を未然に防止するため、大気・水・土壌等の環境中に含ま
- 4 れるダイオキシン類等の化学物質についてモニタリング調査を実施して実態把握に
- 5 努めます。
- 6 ◆ ダイオキシン類の発生源となる廃棄物焼却炉等の立入検査を行い、排出基準の遵守
- 7 について確認・指導を行います。
- 8 ◆ 廃棄物焼却炉等を設置している工場、事業場に対して、排出ガス及び排出水中のダ
- 9 イオキシン類の自主測定の実施を指導します。
- 10 ◆ 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン<sup>\*1</sup>）について基礎的な資料の蓄積を図るため、
- 11 産業廃棄物最終処分場からの放流水等の継続的な監視調査に努めます。

### 12 2 化学物質の適正管理の促進

- 13 ◆ 「福島県化学物質適正管理指針<sup>\*2</sup>」に基づき、工場・事業場における化学物質の使
- 14 用実態などの調査や立入検査を実施し、事業者による主体的な化学物質の適正管理
- 15 と環境汚染の未然防止を促進します。
- 16 ◆ 工場・事業場に対し、事故等環境に影響を与える緊急事態が発生した場合の対策な
- 17 どについて指導を行います。
- 18 ◆ 化学物質による環境汚染を未然に防止するため、「特定化学物質の環境への排出量
- 19 の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき届出される工場・事業場の
- 20 化学物質の排出量及び移動量などの集計結果をわかりやすく公表するとともに、事
- 21 業者に対する技術的な助言を行います。

### 22 3 化学物質リスクコミュニケーションの推進（要整理、水・大気環境課）

- 23 ◆ 県民・事業者・行政の共通理解と適切な対処を進めるため、化学物質に関する情報
- 24 をデータベース化し、県民や事業者がいつでも利用できるよう、わかりやすく情報
- 25 提供します。
- 26 ◆ 化学物質に係る安全・安心を確保するため、セミナーや意見交換会の開催などを通
- 27 じて各事業者の取組みの支援を行い、事業者自らが行う地域における住民とのリス
- 28 クコミュニケーションを推進します。

2<sup>1</sup> 環境ホルモン：「外因性内分泌かく乱化学物質」が正式名称で、動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質を意味します。これまで環境庁（当時）が作成した「環境ホルモン戦略計画 SPEED' 98」に基づき調査・研究等が進められてきましたが、これを見直し新たに「化学物質の内分泌かく乱作用に関する環境省の今後の対応方針について-ExTEND2005-」が取りまとめられました。

7<sup>2</sup> 福島県化学物質適正管理指針：人の健康又は生活環境に係る影響を生ずるおそれがある化学物質について、工場及び事業場からの排出を抑制するため、その適正な管理について必要な事項を定めた指針です。（平成10年7月策定）

### 1 (3) 公害紛争等の対応

#### 2 施策の方向

◇環境汚染に関する紛争等に適切に対応します。  
 ◇公害等の苦情については、関係行政機関と連携を図り、適切に対応します。

#### 環境指標

| 指標名    | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|--------|----------------|----------------|----------|
| 公害苦情件数 | 613件           | モニタリング指標       | —        |

#### 3 具体的施策

##### 4 1 公害紛争処理法に基づく、公害紛争の迅速かつ適切な解決

5 ◆ 公害紛争の処理に当たっては、「公害紛争処理法」に基づき、あつせん、調停、仲  
 6 裁を行い、公害紛争の迅速かつ適切な解決を図ります。

##### 7 2 地域住民の公害等に関する苦情<sup>\*1</sup>に対する適切な対応

8 ◆ 地域住民の公害などに関する苦情については、関係行政機関と協力して、適切な対  
 9 応を図ります。

##### 10 3 被害者救済

11 ◆ 公害による被害が発生した場合には、汚染者責任の原則に則り、被害者の救済が円  
 12 滑に図られるよう努めます。

### 13 (4) 原子力発電所及び周辺地域の安全確保

#### 14 施策の方向

◇原子力発電所への立入調査や適切な措置要求等を行い、地域住民の安全を確保します。  
 ◇環境放射能の監視・測定を行うとともに、広く情報を県民に提供します。

#### 環境指標

| 指標名               | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|-------------------|----------------|----------------|----------|
| 原子力発電所からの<br>通報件数 | 42件            | モニタリング指標       | —        |

#### 15 具体的施策

##### 16 1 「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定」の適切な運用

17 ◆ 「原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定<sup>\*2</sup>」に基づいて、原子力発電所へ  
 18 の立入調査や適切な措置要求等を行い、地域住民の安全確保を図ります。

<sup>1</sup> 公害等に対する苦情：環境基本法で規定された典型7公害 (1)大気の汚染、(2)水質の汚濁、(3)土壌の汚染、  
 3 (4)騒音、(5)振動、(6)地盤の沈下及び(7)悪臭にとどまらず、廃棄物の不法投棄等に対する苦情等も含みます。

<sup>2</sup> 原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定：原子力発電所周辺地域住民の安全を確保するため、県、立  
 5 地町、東京電力(株)の三者が締結した協定です。この協定では、事前了解、通報連絡、環境放射能と温排水  
 6 の調査、立入調査等、安全確保に関する会議開催などが定められています。

## 1 2 原子力発電所周辺地域等における環境放射能の監視・測定、結果の公表

- 2 ◆ 原子力発電所周辺地域において環境放射能<sup>\*1</sup>テレメーターシステムによる環境放射  
3 線の常時監視を行うとともに、測定データを一般公開します。
- 4 ◆ 原子力発電所周辺等の土壌、飲料水、農畜産物、海産物等の環境試料の放射能濃度  
5 を測定するとともに、その結果を公表します。
- 6 ◆ 原子力発電所等からの温排水が前面海域の漁業資源に及ぼす影響を把握するため、  
7 定期的な調査を行い、その結果を公表します。

## 8 3 環境放射能測定結果等に関する情報提供

- 9 ◆ 各種広報媒体を通じて広く県民に—原子力発電に関する基礎的な知識の普及啓発に  
10 努めるとともに、環境放射能の測定結果や県の安全確保対策に関する情報提供を行  
11 います。

## 12 4 安全確保対策の充実

- 13 ◆ 周辺地域住民の安全確保を最優先すべきという基本認識に基づき、今後とも安全確  
14 保対策に取り組むとともに、国・事業者に対しても、さらなる安全確保対策の充  
15 実・強化に向けて県として積極的な要請を行っていきます。

## 16 5 環境教育・学習の推進

- 17 地域や学校、職場など様々な場における環境教育・学習の充実を図るとともに、学校、  
18 地域等における指導者の育成を図ります。また、各主体の自主的な環境教育・学習を支  
19 援するために、情報や教材の提供など環境教育・学習基盤の充実に努めます。

### 20 (1) 多様な場における環境教育・学習の充実

#### 21 施策の方向

- ◇あらゆる場、あらゆる年齢層における環境教育・学習機会の充実を図ります。  
◇子どもたちの環境理解と実践行動を促進します。

#### 環境指標

| 指標名                                      | 現況値<br>(H20年度)  | 目標値<br>(H26年度)   | 目標<br>区分 |
|--|-----------------|------------------|----------|
| 環境アドバイザー等派遣<br>事業 <sup>*2</sup> 受講者数(累計) | 20,868          | 30,000人          | ↑        |
| せせらぎスクール参加<br>団体数、延べ参加者数                 | 177団体<br>8,071人 | 200団体<br>10,000人 | ↑<br>↑   |

<sup>1</sup> 環境放射能：私たちがとりまく環境中にある放射性物質や放射線のことをいいます。その多くはもともと自  
3 然にあるものですが、核実験や原子力発電所から生じる人工的なものも含まれることもあります。

<sup>2</sup> 環境アドバイザー等派遣事業：環境分野の第一線で活躍している県内の学識経験者などを県が環境アドバ  
5 izerとして委嘱し、市町村、公民館又は各種団体などが開催する環境に関する講演会や研修会などに、環境ア  
6 ンバイザー又は職員を講師として派遣する事業です。

## 1 具体的施策

### 2 1 環境教育・学習の機会の拡大

- 3 ◆ 「環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針<sup>\*1</sup>」（平成17年3月）  
 4 に基づき、学校教育や社会教育のみならず、事業所なども含めた多様な場において、  
 5 あらゆる年齢層の県民一人ひとりが具体的な環境保全活動を実践するための環境教  
 6 育・学習を促進します。
- 7 ◆ 次世代を担う子どもたちが、環境を正しく理解し保全していくことの大切さを学ぶ  
 8 ことができるようにするため、教育機関及び研究機関と連携して学校教育における  
 9 環境学習用教材などの活用を促進します。

### 10 2 体験型・実践型の環境教育・学習の推進

- 11 ◆ 森林や水辺空間などを活用した環境教育・学習の充実を図るとともに、特に子ども  
 12 たちの環境理解を促進していくことが重要であるため、「せせらぎスクール<sup>\*2</sup>」や  
 13 「こども葉っぱ判定士<sup>\*3</sup>」、「田んぼの学校<sup>\*4</sup>」、「川の案内人<sup>\*5</sup>」など、子ども  
 14 を対象とした環境教育・学習を促進します。
- 15 ◆ 「フォレストパークあだたら<sup>\*6</sup>」や「アクアマリンふくしま<sup>\*7</sup>」などの環境教育・  
 16 学習関連施設を活用し、体験型・実践型の環境教育・学習の推進を図ります。

### 17 3 自主的な環境保全活動への取組みの支援

- 18 ◆ 環境教育・学習機会の提供に際しては、事業者や環境ボランティア団体等多様な主  
 19 体との連携を強化するとともに、地域や家庭における自主的な環境保全活動の支援  
 20 に努めます。

## 21 (2) 学校、地域等における指導者の育成

### 22 施策の方向

◇学校や地域における環境教育・学習の指導者を養成し、その活用と交流を進めます。

#### 環境指標

| 指標名 | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|-----|----------------|----------------|----------|
|-----|----------------|----------------|----------|

<sup>21</sup> 環境保全活動促進のための環境教育の推進に関する方針：「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）」に基づき、体験型の環境教育を重視し、県民、学校、団体、事業者による様々な場における環境教育を推進する方針を定めたものです。

<sup>52</sup> せせらぎスクール：P52に注記

<sup>63</sup> こども葉っぱ判定士：身近な樹木の二酸化炭素吸収量の調査・測定等を実施する小中学生を県が認定します。

<sup>74</sup> 田んぼの学校：田んぼや水路、ため池などを遊びと学びの場として活用し、地域の農業への理解を深めるとともに、農業や農村が持つ多面的機能を通して、感性豊かな子どもたちに環境に対する理解を深めてもらうことをねらいとした事業です。

<sup>105</sup> 川の案内人：P52に注記

<sup>116</sup> フォレストパークあだたら：雄大な自然、森林の真ん中に身をおいて、自然と人とのあるべき姿を学ぶために、安達郡大玉村に整備された施設です。

<sup>137</sup> アクアマリンふくしま：海を通して「人と地球の未来」を考える新しいかたちの「環境水族館」として、いわき市に整備された施設です。

|                                    |        |        |   |
|------------------------------------|--------|--------|---|
| うつくしまエコリーダー <sup>※1</sup> 認定者数（累計） | 1,583人 | 1,800人 | ↑ |
|------------------------------------|--------|--------|---|

## 1 具体的施策

### 2 1 指導者の育成

3 ◆ 地域において環境保全活動に積極的に取り組むリーダーを養成するため、実践的な  
4 知識を習得できる機会の提供・充実に努めます。

5 ◆ 大学の教員や企業で働く環境の専門家などの協力のもと、学校教育や社会教育にお  
6 いて体験型・実践型の環境教育をすることができる指導者の育成を図るとともに、  
7 これらの人材の活用により学校、地域等における自主的な環境保全活動を支援しま  
8 す。

### 9 2 指導者の活用と交流促進

10 ◆ 環境保全活動に実践的に取り組む地域のリーダー、大学の教員、企業で働く環境の  
11 専門家などの活用を図るとともに、これらの指導者の連携が図られるよう交流活動  
12 やネットワーク形成を促進します。

## 13 (3) 環境教育・学習基盤の充実

### 14 施策の方向

◇県民一人ひとりの環境理解と実践活動を促進するため、体系的な環境教育・学習を推  
進します。

◇環境教育・学習のための教材及び情報提供の充実に努めます。

## 15 具体的施策

### 16 1 体系的な環境教育・学習の推進

17 ◆ 「ふくしま環境活動支援ネットワーク<sup>※2</sup>」（平成21年9月設立）の機能を充実さ  
18 せ強化するなど、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の推進を図ります  
19 総合的な拠点機能の充実に努めます。

### 20 2 環境学習用教材等の活用の促進

21 ◆ 環境問題に対する理解を深め、実践的な環境教育・学習を推進するために、「環境  
22 教育・学習プログラム<sup>※3</sup>」などの効果的な環境学習用教材等を作成するとともに、  
23 その活用を促進します。

<sup>1</sup> うつくしまエコリーダー：地域における環境保全活動や環境学習を推進する指導者として積極的な役割を担  
う方を「うつくしまエコリーダー」として県が認定しています。

<sup>2</sup> ふくしま環境活動支援ネットワーク：環境教育・学習活動、環境に関する情報収集・提供活動及び調査研究活  
動などの環境保全活動を支援するために設立されたネットワークです。

<sup>3</sup> 環境教育・学習プログラム：県が、環境教育・学習の一層の推進を図るため、NPO法人との協働のもとに  
作成したプログラムです。



### 1 3 環境教育・学習に関する情報提供の充実

- 2 ◆ 環境に関連する情報や、環境教育・学習に関する様々な実践事例等についての情報  
3 を収集し、「ふくしまの環境教育・学習に関するデータベース」として、ホームペ  
4 ージ等により広く県民に情報提供していきます。

## 5 6 参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築

- 7 各主体の自発的な活動の促進、参加と連携・協働により環境保全に向けた積極的な取  
8 組みを推進します。

- 9 また、共通の環境問題の解決にむけて、県域を越えたネットワークにより連携・協力  
10 を進めるとともに、国際的な連携交流・協力を図ります。

### 11 (1) 各主体の自発的な活動の促進と連携

#### 12 施策の方向

◇県民、事業者及び行政の自発的かつ連携した環境保全活動を促進します。

#### 環境指標

| 指標名  | 現況値<br>(H20年度) | 目標値<br>(H26年度) | 目標<br>区分 |
|--|----------------|----------------|----------|
| NPO法人の認証を受けた環境保<br>全に関連する市民活動団体数(累<br>計)             | 191団体          | 250団体          | ↑        |
| 環境管理セミナー <sup>※1</sup><br>参加者数(累計)                   | 3,861人         | 4,400人         | ↑        |
| 環境マネジメントシステム<br><sup>※2</sup> 認証取得事業所数 <sup>※3</sup> | 435事業所         | 615事業所         | ↑        |
| 県機関における買い物<br>(グリーン購入)割合                             | 95.6%          | 100%           | ↑        |

#### 13 具体的施策

### 14 1 自発的な環境保全活動の促進

- 15 ◆ あらゆる主体における環境保全への自主的・積極的な取組みを促進します。また、  
16 県民、事業者及び行政が行う環境保全活動の情報を提供し、環境保全活動の連携を  
17 進めます。

<sup>1</sup> 環境管理セミナー：環境に配慮した事業活動の普及啓発を図るために、事業者を対象として県が実施してい  
3 るセミナーです。

<sup>2</sup> 環境マネジメントシステム：組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進め  
5 るにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管  
6 理」又は「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みを「環境マネジ  
7 メントシステム」(EMS - Environmental Management System) といいます。

<sup>3</sup> 環境マネジメントシステム認証取得事業所数：ISO14001やエコアクション21などの環境に関するマ  
9 ネジメントシステムの認証を取得した事業所数です。

- 1 ◆ 「ふくしま環境活動支援ネットワーク<sup>\*1</sup>」（平成21年9月設立）の機能を充実さ  
2 せ強化し、様々な主体の環境保全活動を活性化させ、連携と協働を推進します。
- 3 ◆ 県民、事業者及び市町村などが行う自らの日常生活、事業活動に伴う環境への負荷  
4 を低減するための取組みを支援します。
- 5 ◆ 地域で環境保全活動を行っている様々な組織・団体やNPO法人などの取組みを支  
6 援するとともに、環境関係の表彰等を通じて県民の環境保全意識の高揚に努めます。
- 7 ◆ 「ふくしま環境・エネルギーフェア」など、環境問題に関する総合的な普及啓発の  
8 場、交流の場への積極的な参加を促進します。
- 9 ◆ 6月5日の「環境の日<sup>\*2</sup>」を中心とした環境月間<sup>\*1</sup>において、国、県、市町村、企  
10 業、民間団体及び県民の協力・連携の下に、各種の広報、行事などを展開し、これ  
11 らを通じ環境保全活動のすそ野の広がりや環境保全意識の高揚を図ります。
- 12 ◆ 「福島県環境保全基金<sup>\*3</sup>」の円滑な運用を図り活用により、環境保全に関する知識  
13 の普及や実践活動の支援などに努めます。

## 14 2 環境保全活動に当たっての連携の促進

- 15 ◆ 県民、事業者及び行政が一体となって、それぞれの主体的な取組みと相互の連携に  
16 よる環境保全活動を積極的に推進します。
- 17 ◆ 地球温暖化対策を推進するため、民・産・学・官で構成する「地球にやさしい“ふ  
18 くしま”県民会議<sup>\*4</sup>」を推進母体として展開します。
- 19 ◆ 地球温暖化防止の取組みをしている団体の活動を広報し、団体の交流の場を設ける  
20 など、団体間の交流促進や活動の活性化を促進します。

## 21 3 環境にやさしい買い物の促進

- 22 ◆ エコマーク<sup>\*5</sup>や統一省エネラベル<sup>\*6</sup>など消費者への周知、グリーン購入<sup>\*7</sup>の推進な  
23 どにより、環境に配慮した経済活動が消費行動に結びつくよう支援します。
- 24 ◆ 新たな「ふくしまエコオフィス実践計画<sup>\*8</sup>」（平成22年4月策定予定）に基づき、

21 <sup>1</sup> ふくしま環境活動支援ネットワーク：P66に注記

22 <sup>2</sup> 環境の日（6月5日）：事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極  
23 的に環境の保全に関する活動の意欲を高めるため、「環境基本法」に基づき定められました。また、環境の日  
24 を含む6月を「環境月間」として、各種の普及啓発活動が行われています。

25 <sup>3</sup> 福島県環境保全基金：環境保全に関する知識の普及や地域の環境保全のための実践活動の支援など、環境保  
26 全活動に要する資金に充てるため、平成元年度に設置しました。

27 <sup>4</sup> 地球にやさしい“ふくしま”県民会議：P32に注記

28 <sup>5</sup> エコマーク：「わたしたちの手で、地球を、環境を守ろう」という気持ちをあらわした、環境保全に役立つ商  
29 品につけられるシンボルマークです。

30 <sup>6</sup> 統一省エネラベル：エアコン、テレビ、電気冷蔵庫については機器単体のエネルギー消費量が大きく、製品毎  
31 の省エネ性能の差が大きいことから、省エネラベリング制度及び年間の目安電気料金に加え、多段階評価制度  
32 を組み合わせた統一省エネラベルによる表示を定めています。

33 <sup>7</sup> グリーン購入：品質や価格だけでなく環境のことを考え、環境負荷が少ない製品・サービス等を優先的に購入  
34 することです。

35 <sup>8</sup> ふくしまエコオフィス実践計画：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく、県の全機関をを対象とし  
36 た県の一事業者、一消費者としての温室効果ガス排出量の削減等に関する措置の率先実行のための計画です。

1 県の活動に伴う温室効果ガス<sup>\*1</sup>排出量の削減のため、省エネルギー、グリーン購入  
2 などに率先して取り組みます。

3 ◆マイバッグ<sup>\*2</sup>の利用などによる買い物時の環境配慮の促進を図るとともに、レジ袋  
4 削減、簡易包装や再生品利用などの取組みを促進し、ごみの減量化・再生利用を進  
5 めます。

6 ◆地産地消を進めることにより、フード・マイレージ、ウッド・マイレージ<sup>\*3</sup>の縮減  
7 を図ります。

8 ◆地産地消の普及啓発活動の推進、農産物直売所等への活動支援、学校給食等の集団  
9 給食における地元食材の活用促進を図ります。

#### 10 4 事業者による自主的な環境保全活動の促進

11 ◆環境マネジメントシステム<sup>\*4</sup>に関する国際規格であるISO14001<sup>\*5</sup>や、エ  
12 コアクション21<sup>\*6</sup>の導入など、事業者による自主的な環境負荷低減活動を、~~環境~~  
13 ~~管理セミナー~~の開催などにより支援します。

14 ◆ISO14001やエコアクション21の認証を取得した企業等における自主的な  
15 取組みを一層促進するため、環境関連情報の提供の充実やネットワーク化の促進を  
16 図ります。

#### 17 5 日常生活における自主的な環境負荷低減のための行動の促進

18 ◆家庭版環境マネジメントシステム<sup>\*7</sup>の取組モデルを示す等により日常生活における  
19 取組みを促進します。

#### 20 6 県の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行

21 ◆新たな「ふくしまエコオフィス実践計画」（平成22年4月策定予定）に基づく環  
22 境マネジメントへの自己チェック方式の導入によりに基づき、温室効果ガスの排出  
23 削減の取組みを強化し、その結果を公表します。

24 ◆~~率先して~~県有施設の新築、改修に当たっては、率先して省エネルギー化を推進しま  
25 す。また、ESCO事業<sup>\*8</sup>などの導入を進めるとともに、その経験やノウハウを積  
26 極的に事業者等に情報提供します。

27 ◆県有建築物の整備にあたっては、「福島県環境共生建築計画・設計指針」（平成1

2<sup>1</sup> 温室効果ガス：P31に注記

3<sup>2</sup> マイバッグ：スーパーなどでの買い物の時に、商品を入れるために自宅から持参するバックのことです。レ  
4 ジ袋を使わないことによりごみを減らしたり、レジ袋の原料である原油の使用量を減らしたりすることができ  
5 ます。エコバックともいいます。

6<sup>3</sup> フード・マイレージ、ウッド・マイレージ：P32に注記

7<sup>4</sup> 環境マネジメントシステム：P67に注記

8<sup>5</sup> ISO14001：P44に注記

9<sup>6</sup> エコアクション21：P44に注記

10<sup>7</sup> 家庭版環境マネジメントシステム：家庭で取り組める二酸化炭素の削減、資源の有効利用、環境負荷の軽減な  
11 どの環境にいい暮らしへの取組みのことです。

12<sup>8</sup> ESCO事業：P33に注記

- 1 8年9月策定)に基づき、環境負荷を低減するための技術を率先して導入し、建築  
 2 物のライフサイクル(建設・運用・解体)を通じた二酸化炭素排出量の削減など、  
 3 環境負荷低減に努めます。
- 4 ◆既存の建築物については、環境共生建築への転換を図るため、「環境性能診断」を  
 5 行い、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- 6 ◆県自らも、率先して低公害車を導入します。
- 7 ◆~~県自らも、一事業者、一消費者として、率先的にして環境にやさしい買い物の推進~~  
 8 ~~を図ります。~~
- 9 ◆環境に配慮した物品の購入など環境負荷低減に向けた取組みの推進を図ります。

## 10 (2) 県域を越えた取組みの推進

### 11 施策の方向

◇広域的な環境問題の解決に向けて、県域を越えた連携・協力を進めるとともに、国際的な交流、協力を図ります。

### 12 具体的施策

#### 13 1 行政区域を越えた広域的な生活圏域での取組みの推進

- 14 ◆源流域を有する本県の特性を踏まえ、隣接県を含めた流域住民や関係機関・団体相  
 15 互の交流促進や連携強化を図り、流域が一体となった環境保全活動の促進を図りま  
 16 す。

#### 17 2 国及び関係地方公共団体等と協力・連携した取組みの推進

- 18 ◆広域的な大気汚染、流域における水環境の保全、廃棄物の越境問題、地球温暖化問  
 19 題など、県域を越えた環境保全のための取組みが必要となる環境課題については、  
 20 国及び関係地方公共団体などと協力・連携し、情報交換や共同調査などを行いなが  
 21 らその解決に努めます。
- 22 ◆貴重な自然を残している尾瀬の自然環境を保護するため、調査、植生復元、低公害  
 23 バス導入、交通規制、利用者の平準化などについて、福島、群馬、新潟の3県が中  
 24 心になって設立した、尾瀬保護財団との役割分担を図りながら、総合的な施策を推  
 25 進します。
- 26 ◆国及び他の地方公共団体と協力・連携しながら、環境に配慮した新たな産業技術の  
 27 研究・開発を進めます。

#### 28 3 海外研修生の受け入れなどの技術・人事交流

- 29 ◆環境保全に関する研修生や留学生を積極的に受け入れるなど、本県の技術・経験を  
 30 生かした技術交流、人事交流を進めます。

## 1 4 共通の環境問題に関する交流、協力

- 2 ◆ 環境問題に関する諸外国の先進的な事例に学ぶとともに、共通の課題を抱える国々  
3 との交流や協力を進めます。

## 4 7 基盤となる環境施策の推進

- 5 種々の環境保全施策を総合的・効果的に推進するため、環境影響評価<sup>\*1</sup>による環境配  
6 慮の推進・普及、環境と調和のとれた土地利用の推進、環境に配慮したゆとりある生  
7 活空間の形成を進めるとともに、総合的な調査研究、監視体制の整備、環境保全に関  
8 する情報の収集と提供など、環境保全に向けた基盤となる施策の推進を図ります。

### 9 (1) 環境配慮の推進・普及

#### 10 具体的施策

#### 11 1 環境影響評価制度の適切な運用

- 12 ◆ 環境影響評価制度の対象となる大規模な開発事業等の実施に際しては、環境への適  
13 正な配慮がなされるよう制度の適切な運用に努めるとともに、環境影響評価に関す  
14 る情報の収集・提供に努めます。

#### 15 2 環境影響評価制度の充実

- 16 ◆ 大規模な開発計画では、事業の位置・規模等の検討段階で環境への影響を予測・評  
17 価し、その結果を計画に反映させることが重要であることから、計画策定段階にお  
18 ける影響評価手法である戦略的環境アセスメント<sup>\*2</sup>の調査・研究を行い、その導入  
19 について検討します。  
20 ◆ 環境の状況の変化・評価技術の向上などに応じて、環境影響評価制度の対象事業や  
21 評価項目の見直しなどの充実を図ります。

#### 22 3 各種事業における環境配慮の推進・普及

- 23 ◆ 環境影響評価制度の対象とはならない規模の開発事業等についても、環境への影響  
24 をできる限り小さなものとし、環境に配慮した事業となるよう、事業者等の理解と  
25 協力を求めています。  
26 ◆ 公共事業については、構想段階から環境への影響を最少にするための配慮を事業計  
27 画の中に反映し、環境と調和した事業執行を図ります。  
28 ◆ 道路、河川整備などの公共事業の実施に際しては、地域の自然的・社会的状況を踏

2<sup>1</sup> 環境影響評価：（環境アセスメント）環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業を実施しようとする者が、  
3 事業実施前にその事業が環境に及ぼす影響について調査、予測及び評価を行い、その結果を公表し、住民、市  
4 町村、県等から意見を聴き、それらを踏まえてその事業を環境保全上より望ましいものとする仕組みです。

5<sup>2</sup> 戦略的環境アセスメント：個別の事業実施に先立つ「戦略的な意思決定段階」すなわち個別の事業に枠組み  
6 を与えることになる上位計画や政策を対象とする環境アセスメントです。

1 まえ、「多自然川づくり基本指針<sup>※1</sup>」等に基づき自然環境や生態系の保全にも配慮  
2 しながら事業を進めます。

3 ◆ 環境に配慮したイベントの開催を推進するため、「うつくしまエコイベントマニ  
4 アル<sup>※2</sup>」（平成15年2月）に基づく認定時事業数の増加に向けて取り組みます取  
5 組みの促進を図ります。

## 6 (2) 環境と調和のとれた土地利用の推進

### 7 具体的施策

#### 8 1 様々な制度による環境と調和した土地利用の誘導

9 ◆ 大規模な開発行為の計画に対しては、「福島県大規模土地利用事前指導要綱」に基  
10 づき、総合的な事前指導を行い、地域の自然的条件等に応じた適正かつ合理的な土  
11 地利用を誘導します。

12 ◆ 大規模な開発事業については、「環境影響評価法」及び「福島県環境影響評価条  
13 例」に基づく環境影響評価の実施をはじめ、事業者自らが必要な環境保全対策を行  
14 い、環境と調和した土地利用が行われるよう誘導します。

15 ◆ 「景観法」及び「福島県景観条例」をはじめ関係法令の連携と適切な運用により、  
16 地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造に配慮した土地利用を誘導します。

17 ◆ 各種開発に当たっては、「都市計画法」、「農業振興地域の整備に関する法律」、  
18 「農地法」、「森林法」等の個別法相互の連携と調整を図り、環境と調和した土地  
19 利用の誘導が図れるよう開発許可制度などの適切な運用に努めます。

20 ◆ 特定小売商業施設<sup>※3</sup>の立地に当たっては、「環境への負荷の少ない持続可能なまち  
21 づくり」や「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を基本理念とする「福島県  
22 商業まちづくりの推進に関する条例」に基づき、広域の見地からその適正な配置を  
23 推進します。

24 ◆ 大規模小売店舗<sup>※4</sup>の立地に当たってはその周辺地域の生活環境の保持のため交通渋  
25 滞や騒音等の問題が発生しないよう、「大規模小売店舗立地法」に基づき建物設置  
26 者に適正な配慮を求めます。

2<sup>1</sup> 多自然川づくり基本指針：P48に注記

3<sup>2</sup> うつくしまエコイベントマニュアル：イベント開催時には、チラシ等の紙の使用による森林資源の減少、電  
4 気やガソリンの使用による地球温暖化など様々な環境負荷が発生することから、イベントの開催にあたっての  
5 環境配慮を推進するための取組項目等を定めたマニュアルです。一定の要件を満たすイベントを「うつくしま  
6 エコイベント」として県が認定しています。

7<sup>3</sup> 特定小売商業施設：店舗面積の合計が6,000㎡以上（ただし、店舗面積の算出が困難な場合にあっては、  
8 延べ床面積が10,000㎡以上）の小売商業施設をいいます。

9<sup>4</sup> 大規模小売店舗：店舗面積の合計が1,000㎡超の小売業を行うための店舗をいいます。

## 1 (3) 環境に配慮したゆとりある生活空間の形成

### 2 具体的施策

#### 3 1 快適な環境の保全

4 ◆ 身近な環境に対する認識を深めるため、環境省等が選定した水<sup>\*1</sup>・音<sup>\*2</sup>・かおり<sup>\*3</sup>  
5 などの快適な環境を広く県民に対して情報提供するとともに、将来に残しておきた  
6 いこれらの環境の保全に努めます。

#### 7 2 美しい生活空間の形成

8 ◆ 地域の特性を生かした都市公園などの整備を推進し、うるおいのある良好な都市環  
9 境の創出に努めます。

10 ◆ 緑の文化財の保護や緑化の推進により、緑化環境の創造に努めます。

11 ◆ 神社、仏閣、史跡、名勝など、歴史的文化的遺産の保護・保全に努めます。

12 ◆ 地域の有している豊かな自然、美しい景観、古くから伝えられてきた伝統・文化な  
13 どを生かした環境整備を進め、こころ安らぐ生活空間の創造に努めます。

#### 14 3 環境美化の促進

15 ◆ 美しい自然景観や都市景観をめざし、公園、河川、海岸、道路、市街地などにおけ  
16 る空き缶やごみの散乱を防止するため、県民、事業者、行政の協力・連携の下に清  
17 掃活動などを促進します。

18 ◆ 県民をはじめ、県外からの来訪者も含めて環境美化意識の高揚を図るための啓発活  
19 動を推進します。

2<sup>1</sup> (1) 昭和の名水 100 選：身近で清澄な水であって、古くから地域住民生活にとけ込み、住民の手によって保全  
3 活動がなされてきたものを昭和 60 年に環境省（当時環境庁）が選定したもので、本県からは、「磐梯西山山  
4 麓湧水群」と「小野川湧水」が指定されています。

5 (2) 平成の名水 100 選：水環境保全の一層の推進のため、昭和の名水と同様の趣旨で環境省が平成 20 年に選定  
6 を行い、本県からは、「荒川」、「梅峰渓流水」、「右近清水」が指定を受けています。

7 (3) ふくしまの水 30 選：ふくしまの水にふさわしい優れた水環境を「ふるさとの泉」、「ふるさとの滝」、  
8 「ふるさとの清流」別に、総計 30 件を県が昭和 61 年に選定しました。

9<sup>2</sup> (1) 日本の音風景 100 選：地域の人々がシンボルとして大切にし、将来に残していきたいと願っている音環境  
10 を保全する上で、特に意義があると認められるものを「残したい“日本の音風景 100 選”」として、環境省が  
11 平成 8 年に選定したもので、本県からは、「小鳥の森」、「大内宿の自然用水」「からむし織の機音」が指定  
12 されています。

13 (2) うつくしまの音 30 景：これまで大切にし、将来にわたって残したい音や生活に潤いと安らぎを与え、心地  
14 よい音として認められるもの「生き物」、「自然」、「生活と文化」など多岐にわたって、県が平成 9 年に選  
15 定しました。

16<sup>3</sup> 日本のかおり風景 100 選：身近にあるよいかおりを再発見し、かおりに気づくことを通して身の回りにある  
17 様々なにおいを意識し、良好なかおりとその源となる自然や文化—かおり環境—を保全・創出しようとする地  
18 域の取組みを支援するため、かおり環境として特に優れたものを環境省が平成 13 年に認定したもので、本県  
19 からは「牡丹園の牡丹焚き火」と「高柴デコ屋敷の膠(にかわ)」の 2 つが認定されています。

## 1 (4) 調査研究、監視体制の整備

### 2 具体的施策

#### 3 1 調査研究の推進

- 4 ◆ ダイオキシン類等の化学物質について、調査分析を進めるとともに、環境負荷の低
- 5 減等について研究を推進します。
- 6 ◆ 地球温暖化や酸性雨などの地球規模の環境問題に対する取組みを進めるため、各種
- 7 調査研究を推進します。
- 8 ◆ 多様な自然環境や生態系に関する実態調査、自然環境の保全、野生動植物の保護管
- 9 理に関する方策について研究を推進します。
- 10 ◆ 生態系や環境に配慮した農林水産業の技術開発についての研究を推進します。
- 11 ◆ 「福島県科学技術政策大綱<sup>※1</sup>」（平成14年3月）に基づき、産学官が連携した環
- 12 境保全をテーマとした共同研究を推進します。
- 13 ◆ 民・産・学・官連携による地域の環境課題等に関する調査・研究を推進するため、
- 14 「ふくしま環境活動支援ネットワーク<sup>※2</sup>」（平成21年9月設立）の機能を強化す
- 15 るなど、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の総合的な拠点機能の充実
- 16 に努めます。

#### 17 2 県内外の研究機関との連携の強化

- 18 ◆ 地球環境問題への対応や廃棄物の減量化など、循環型社会構築のための調査研究に
- 19 ついて、関係機関との連携を強化します。
- 20 ~~◆ 環境問題の地球規模での広がりに対応するため、調査研究についての国際的な連携~~
- 21 ~~の強化を図るとともに、相互の交流を推進します。~~

#### 22 3 監視体制の充実等

- 23 ◆ 県内における大気、公共用水域、地下水及び土壌などの環境汚染に関する実態把握
- 24 に努め、大気環境や水環境等の保全を推進します。
- 25 ◆ 原子力発電所周辺地域等の環境放射能の監視、測定を適切に実施するため、施設・
- 26 機器の計画的な更新・整備を図ります。

2<sup>1</sup> 福島県科学技術政策大綱：県民のくらしの向上、快適な生活環境の創出、本県の産業の振興に向けた科学技  
3 術振興の取組みを推進するための方策を定めたものです。

4<sup>2</sup> ふくしま環境活動支援ネットワーク：P 6 6 に注記



## 1 (5) 情報の収集と提供

### 2 具体的施策

#### 3 1 環境情報の体系的な収集と提供

4 ◆ 環境保全施策へ反映するため、生活環境の保全や環境が健康に与える影響等に関する情報を広く体系的に収集・整備します。

6 ~~◆ 「ふくしま環境活動支援ネットワーク」(平成21年9月設立)の機能を充実させ、~~  
7 ~~環境に関する様々な情報を総合的・体系的に収集します。~~

#### 8 2 環境情報の提供

9 ◆ 環境の状況や環境保全に関して講じた施策などの環境情報を、広く県民などに提供  
10 します。

11 ◆ 環境に関する様々な情報を総合的・体系的に収集し、県民等に対してわかりやすく  
12 提供するため、「ふくしま環境活動支援ネットワーク」(平成21年9月設立)の  
13 機能を強化するなど、環境教育・学習、情報収集・提供、調査研究等の総合的な拠  
14 点機能の充実に努めます。

# 第5章 各主体の役割

## 第1節 県の役割と市町村に期待される役割

### 1 県の役割

- 4 ◆ 本計画の目標、基本方針姿勢に基づいた各種施策の地域の実情に応じた総合的かつ  
5 計画的な推進
- 6 ◆ P D C Aサイクル<sup>\*1</sup>に基づいた本計画の進行管理と継続的な改善
- 7 ◆ 県民、事業者や市町村などの各主体と相互に協力・連携した環境保全活動の促進
- 8 ◆ 一事業者、一消費者としての立場からの省資源・省エネルギー、環境負荷の少ない  
9 製品の購入・使用、廃棄物発生量の抑制、リサイクルの推進など、環境保全に配慮  
10 した取組みの率先実行
- 11 ◆ 広域的な環境保全施策の実施に当たって、必要に応じた、市町村の環境保全施策の  
12 総合調整
- 13 ◆ 県内の取組みのみでは解決が困難な環境問題への対処のための国や他の地方公共団  
14 体との連携・協力、及び国際的な連携・協力

### 2 市町村に期待される役割

- 16 ◆ それぞれの地域における、資源・エネルギーの有効利用、~~汚染の防止~~大気汚染・水  
17 質汚濁の防止、リサイクルの促進などによる環境への負荷の低減や、自然とのふれ  
18 あいの推進、快適な環境の保全など、地域の自然的、社会的条件に応じた多様な施  
19 策の総合的な展開
- 20 ◆ それぞれの地域の環境保全に関する基本的な計画の策定やこれらに基づいた環境保  
21 全施策の総合的かつ計画的な推進
- 22 ◆ 一事業者、一消費者としての立場からの省資源・省エネルギー、環境負荷の少ない  
23 製品の購入・使用、廃棄物発生量の抑制、リサイクルの推進など、環境保全に配慮  
24 した取組みの率先実行
- 25 ◆ 住民、事業者に対する環境教育・学習の機会の充実や環境に関する情報の提供とこ  
26 れらの主体と連携した地域の特性に応じた環境保全活動の推進

<sup>2</sup>1 P D C Aサイクル：P 3に注記

- 1 ◆ 周辺市町村や県等と協力・連携した、より多角的・広域的な視点からの環境保全の
- 2 取組みの推進
- 3 ◆ 地球環境問題に関する情報の収集・提供と、環境保全に関する知見を生かした国
- 4 際協力などの取組みの推進

## 5 第3節 事業者に期待される役割

- 6 事業活動は経済活動のなかで大きな部分を占めていることから、実効ある環境保全の
- 7 ためには、事業活動の実態に応じた環境への負荷低減の取組みが特に重要です。
- 8 事業者は、業種及び規模に関わらず、地域の環境特性を把握し環境の保全に配慮した
- 9 事業活動を行うとともに、県民、県、市町村などと協力・連携し、環境保全のために取
- 10 り組むことが望まれます。

### 11 ◇低炭素社会への転換のために

- ◆2 事業活動に伴う環境負荷低減のための資源・エネルギーの有効利用
- ◆3 海外諸国に対する環境保全技術の移転や環境分野の専門家の派遣等の国際協力
- ◆4 県内の資源を活用するなどによるカーボンオフセットの取組み
- ◆5 社会貢献活動としての環境保全活動の推進
- ◆6 環境負荷の低減に資する技術開発と普及

### 17 ◇循環型社会の形成のために

- ◆8 事業活動に伴う環境負荷低減のための廃棄物の減量化・適正処理
- ◆9 生産・流通・消費の各段階を通して環境負荷を低減するため、製品のライフサイク
- 20 ルを考慮した開発及び再生資源などの環境負荷の少ない原材料の利用
- ◆1 使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛と製品の長寿命化の推進
- ◆2 ISO14001<sup>\*1</sup>やエコアクション21<sup>\*2</sup>の認証取得などによる自主的な環境管
- 23 理・監査の推進
- ◆4 地域住民及び行政と連携した地域における環境保全活動や環境美化活動への積極的
- 25 な参加

<sup>21</sup> ISO14001：P44に注記

<sup>32</sup> エコアクション21：P44に注記

## 1 ◇自然と共生する社会の形成のために

- ◆2 事業活動の実施に当たっての多様な生態系等自然環境の保全
- ◆3 森林、農用地の計画的な利用によるこれらの多様な機能の保全及び環境との調和
- ◆4 良好な景観の保全と創造並びに敷地等の緑化
- ◆5 緑化整備の際に地域の植生に応じた植物を選定するなど、野生動植物の生育・育成  
6環境の保全

## 7 ◇安全で安心な環境の確保のために

- ◆8 事業活動に伴う環境負荷低減のための汚染物質の排出削減
- ◆9 事業活動による環境への影響を未然に防止するための施設整備及び安全文化<sup>※1</sup>の醸  
10成組織体制の確立
- ◆1 事業場周辺住民等とのリスクコミュニケーションの推進
- ◆2 事故等、環境に影響を与える緊急事態が発生した場合において適切な対応が確実に  
13できるような体制の確立及び被害の最少化
- ◆4 事業活動が環境に及ぼす影響の把握及び環境と調和のとれた土地利用

## 15 ◇環境教育・学習の推進のために

- ◆6 従業員の研修の際に環境に関する講演を取り入れるなどの環境教育・学習の推進
- ◆7 環境保全に関する情報の提供などによる地域における環境教育・学習への協力

## 18 ◇参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築のために

- ◆9 地域の環境保全活動への積極的な参加・協力と従業員の自発的な環境保全活動の推  
20奨
- ◆1 環境保全に関する情報の積極的な提供

2<sup>1</sup> 安全文化：組織と個人が安全を最優先する風土や気風のことであり、安全性の問題に十分な注意がはらわれる  
3 ことが実現されている組織・個人の姿勢や行動規範の全体を指します。安全文化の定着を図り、醸成してゆく  
4 ための具体的な活動として、トップマネジメント等経営層による安全管理体制の確立や安全教育の徹底などが  
5 あげられますが、それぞれの工場・事業場にふさわしい安全確保と持続的な安全管理が求められます。

## 1 第4節 県民に期待される役割

2 今日の環境問題の多くは、県民一人ひとりの日常生活に伴って発生する負荷が大きな  
3原因となっています。

4 このため、県民一人ひとりが環境への負荷を減らし、環境への影響の少ないライフス  
5タイルを実践することが重要であることから、県民及びボランティア団体においては、  
6事業者や行政と協力・連携して積極的に環境保全活動を行うことが期待されます。

### 7 ◇低炭素社会への転換のために

- ◆8 太陽光発電の利用や住宅の高断熱化、不必要な電灯の消灯などによる省資源・省エ  
9ネルギーの実践
- ◆0 地球環境の現状の理解及び地球環境保全と自らの日常生活との関連の認識
- ◆1 日常生活による環境負荷の認識とその削減のための行動
- ◆2 民間団体の活動への参加を通じた地球環境保全への取組み
- ◆3 公共交通機関の優先利用や低公害車<sup>※1</sup>への買い換え、自動車の使用に当たってのエ  
14コドライブ<sup>※2</sup>の実施

### 15 ◇循環型社会の形成のために

- ◆6 県民の日常生活や事業活動による環境負荷の認識とライフスタイルの見直し
- ◆7 環境に配慮した商品の優先的な購入とともに過剰包装を断ったり、マイバッグを利  
18用したりするなど、環境負荷を低減するための行動の実践
- ◆9 分別回収・リサイクルなどによる廃棄物の減量化と適正処理

### 20 ◇自然と共生する社会の形成のために

- 21 ◆ 自然とのふれあいを通じた自然の理解と自然に対する感性、環境を大切に思う心の  
22 育成
- 23 ◆ 身近な環境の緑化等による野生動植物の生息空間の創出や環境美化の取組み
- 24 ◆ それぞれの地域に本来的に分布している野生動植物を保護するため、外来種を地域  
25 の自然環境に持ち込まないこと

26

<sup>21</sup> 低公害車：P 35に注記

<sup>32</sup> エコドライブ：P 35に注記

- 2 ◆ 優良景観形成住民協定<sup>※1</sup>、建築協定<sup>※2</sup>、緑地協定<sup>※3</sup>を結ぶなど、良好な景観の形成  
3 に向けた自主的な活動の推進

4 ◇安全で安心な環境の確保のために

- ◆5 生活排水による水質汚濁の低減  
◆6 日常生活における騒音発生の防止など、周辺地域の生活環境の保全

7 ◇環境教育・学習の推進のために

- ◆8 環境に関する講演会などへの積極的な参加や環境アドバイザー制度の活用などによ  
9る自主的な環境学習活動の推進  
◆10 自然観察会などへの参加による、自然についての正しい知識や自然に接するマナー  
11などの習得  
◆12 環境問題を県民一人ひとりが自分自身の問題とする認識

13 ◇参加と連携・協働に基づく環境ネットワーク社会の構築のために

- ◆14 地域のリサイクル活動、緑化活動や環境美化活動への積極的な参加  
◆15 環境に配慮した商品の優先的な購入とともに過剰包装を断ったり、マイバッグを利  
16用したりするなど、環境負荷を低減するための行動の実践

<sup>21</sup> 優良景観形成住民協定：P 5 3 に注記

<sup>32</sup> 建築協定：「建築基準法」に定める最低限の基準以上の、住みよいまちづくりのための基準を定め、これを  
4 守ることを約束する制度です。

<sup>58</sup> 緑地協定：「都市緑地法」に基づき、住宅地等の地域の人々が自らの居住空間を良好なものに保つため、協  
6 定を結び街並みの緑化を進めるもので、市町村の認可を受けて成立するものです。

# 第6章 計画の推進と進行管理

## 第1節 計画の推進と普及

### 1 計画の推進

◆ 県は、環境の保全に関する各種施策の策定や事業の実施に当たっては、本計画との整合を図ります。

◆ 県民、事業者、市町村等と連携し、計画の推進を図ります。

◆ 本計画の着実な実行を図るため、「環境政策推進庁内連絡会議<sup>\*1</sup>」等において本計画において掲げた各種施策の実施状況を把握、評価し、計画の適切な推進を図ります。

### 2 計画の普及

◆ 本計画の目標を実現するためには、県民、事業者及び市町村の各主体が環境保全のための自主的かつ積極的な取り組みを行うとともに、各主体の連携を図ることが必要です。

◆ このため、各種の広報手段により、本計画の目的、内容等について周知を図り、各主体の積極的な環境保全活動の実施及び連携を働きかけます。

## 第5節 計画の進行管理

### 1 計画の進行管理

◆ P D C A サイクル<sup>\*2</sup>により、本計画の数値目標等の進行管理を行い、継続的な改善を図ります。

◆ 環境の現状や施策の実施状況等を福島県環境白書等に掲載し公表します。

### 2 計画の見直し

◆ 今後の環境の状況の変化と社会経済情勢などに対応して、また、P D C A サイクル

<sup>21</sup> 環境政策推進庁内連絡会議：環境政策に関する主要施策の検討及び推進に関し、庁内関係部局の意見を調整するための組織です。

<sup>42</sup> P D C A サイクル：P 3 に注記

1

1 ※<sup>1</sup>に基づいた進行管理により、必要に応じて見直しを図ります。

---

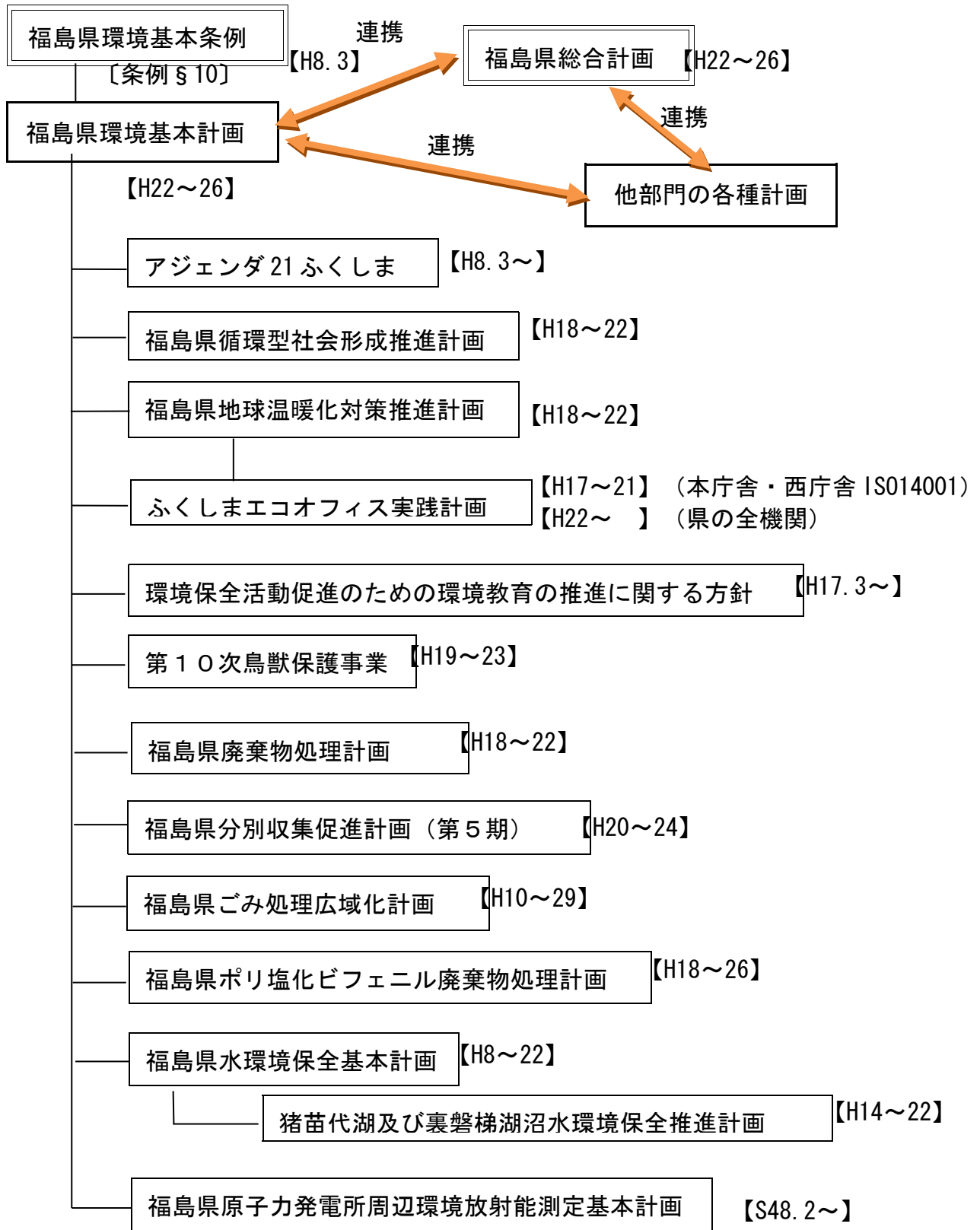
2<sup>1</sup> PDCAサイクル:P 3に注記

3

4



### 環境関連計画の体系図



# 1〇福島県環境基本条例

2

平成八年三月二十六日

3

福島県条例第十一号

4 福島県環境基本条例をここに公布する。

5福島県環境基本条例

6 目次

7 前文

8 第一章 総則(第一条—第八条)

9 第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等(第九条・第十条)

10 第三章 環境の保全のための基本的施策(第十一条—第三十条)

11 附則

12 わたしたちのふるさと福島は、豊かで美しい自然に恵まれており、わたしたち  
13ちは、その自然の恵みの中で生活を営み、生産活動を行い、それぞれの地域  
14の特性に応じた伝統や文化をつくり出してきた。

15 しかしながら、近年の都市化の進展や県民の生活様式の変化等に伴い、生活  
16の利便性が高まる一方で、資源やエネルギーが大量に消費され、本県におい  
17ても、都市型及び生活型公害や廃棄物の問題などが生じてきた。また、自然  
18の復元力を超えるまでに大きくなりつつある人間の活動は、地域の環境のみ  
19ならず、微妙な均衡の下に成り立っている自然の生態系に影響を及ぼすこと  
20となり、さらには、人類の存続の基盤である地球の環境を脅かすまでに至っ  
21ている。

22 健全で恵み豊かな環境の下に、健康で文化的な生活を営むことは県民の権利  
23であり、わたしたちは、この環境を保全し、将来の世代に継承していくべき  
24責務を有している。

25 わたしたちは、人類の存続の基盤である地球の環境が有限なものであること  
26を深く認識し、県民、事業者及び行政が相互に協力し合って、環境への負荷  
27の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、人と自然が共生できるふるさ  
28と福島の実現を目指していくことを決意し、この条例を制定する。

## 29 第一章 総則

30 (目的)

31第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、市  
32町村、事業者及び県民の責務等を明らかにするとともに、環境の保全に関す  
33る施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総  
34合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活  
35の確保に寄与することを目的とする。

36 (平一条例五八・一部改正)

37 (定義)

38第二条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加  
39えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるも  
40のをいう。

412 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖  
42化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の

1 地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保  
2 全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の  
3 確保に寄与するものをいう。

43 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動そ  
5 の他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁  
6 (水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚  
7 染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるもの  
8 除く。 )及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係  
9 のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を  
10 含む。以下同じ。 )に係る被害が生ずることをいう。

11 (基本理念)

12第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが  
13 県民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんが  
14 み、現在及び将来の県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するととも  
15 に人類の存続の基盤である環境が将来の世代に継承されるよう適切に行わ  
16 れなければならない。

172 環境の保全は、地域における生態系が健全に維持され、及び人と自然との  
18 豊かな触れ合いが保たれることにより、人と自然との共生が確保されるよ  
19 う適切に行われなければならない。

203 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、及び  
21 環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ  
22 積極的に行われるようになることにより、健全で恵み豊かな環境を維持  
23 しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発  
24 展することができる社会が構築されることを旨として、行われなければ  
25 ならない。

264 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに県民の健康で文化的な生活  
27 を将来にわたって確保する上での課題であることにかんがみ、地球環境保  
28 全は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されるととも  
29 に、本県の経験、技術等を生かして国際的な協力の下に推進されなければ  
30 ならない。

31 (県の責務)

32第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。 )にのっと  
33 り、県内における環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、  
34 及び実施する責務を有する。

352 県は、基本理念にのっとり、環境の保全を図る上で市町村が果たす役割の  
36 重要性にかんがみ、市町村が実施する環境の保全に関する施策を支援する  
37 よう努めるものとする。

38 (市町村の役割)

39第五条 市町村は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、当該市町村の  
40 区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努める  
41 ものとする。

12 市町村は、基本理念にのっとり、県が実施する環境の保全に関する施策に  
2 協力するよう努めるものとする。

3 (平一条例五八・一部改正)

4 (事業者の責務)

5第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、  
6 これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、  
7 必要な措置を講ずる責務を有する。

82 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物  
9 の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動  
10 に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られる  
11 こととなるよう必要な措置を講ずる責務を有する。

123 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全  
13 上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行  
14 うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄  
15 されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その  
16 事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、  
17 役務等を利用するよう努めなければならない。

184 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活  
19 動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら努める  
20 とともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協力する責  
21 務を有する。

22 (県民の責務)

23第七条 県民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、  
24 その日常生活に伴う環境への負荷の低減に自主的かつ積極的に努めなけれ  
25 ばならない。

262 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自  
27 ら努めるとともに、県又は市町村が実施する環境の保全に関する施策に協  
28 力する責務を有する。

29 (年次報告書)

30第八条 知事は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策の状  
31 況を明らかにするため報告書を作成し、公表するものとする。

## 32 第二章 環境の保全に関する施策の基本指針等

33 (施策の基本指針)

34第九条 県は、環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たって  
35 は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策  
36 相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

37 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適  
38 正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が  
39 良好な状態に保持されること。

40 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の  
41 確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環  
42 境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

1 三 豊かな緑の保全、地域の特性が活かされた良好な景観の形成及び歴史  
2 的文化的遺産の保全が図られること。

3 四 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等を推進  
4 することにより、環境への負荷の低減が図られること。

5 (環境基本計画)

6第十条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた  
7 め、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を  
8 定めなければならない。

9 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

10 一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

11 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画  
12 的に推進するために必要な事項

13 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、福島県環境  
14 審議会の意見を聴かなければならない。

15 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければ  
16 ならない。

17 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

### 18 第三章 環境の保全のための基本的施策

19 (施策の策定等に当たっての配慮)

20第十一条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施  
21 するに当たっては、環境の保全について配慮するものとする。

22 (環境影響評価の推進)

23第十二条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事  
24 業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る  
25 環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に  
26 基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進す  
27 るため、必要な措置を講ずるものとする。

28 (環境の保全上の支障を防止するための規制の措置)

29第十三条 県は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要  
30 な規制の措置を講ずるものとする。

31 県は、自然環境の適正な保全を図るため、自然環境の保全に支障を及ぼす  
32 おそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

33 前二項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、  
34 必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

35 (環境の保全上の支障を防止するための誘導的措置)

36第十四条 県は、事業者又は県民が自らの活動に係る環境への負荷の低減の  
37 ための施設の整備その他の適切な措置をとることとなるよう誘導すること  
38 により環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な措置を講ずる  
39 よう努めるものとする。

40 (環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

1第十五条 県は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公  
2 共的施設の整備及び野生生物の種の保存その他の環境の保全上の支障を防  
3 止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

42 県は、下水道その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整  
5 備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進  
6 するため、必要な措置を講ずるものとする。

73 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整  
8 備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるもの  
9 とする。

104 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その  
11 他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措  
12 置を講ずるものとする。

13 (資源の循環的な利用の促進等)

14第十六条 県は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び県民による資  
15 源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進される  
16 よう必要な措置を講ずるとともに、再生資源その他の環境への負荷の低減  
17 に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講ず  
18 るものとする。

192 県は、環境への負荷の低減を図るため、県の施設の建設及び維持管理その  
20 他の事業の実施に当たっては、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利  
21 用及び廃棄物の減量の推進に努めるものとする。

22 (森林及び緑地の保全)

23第十七条 県は、快適な生活環境を保全し、及び生物の多様性の確保に資す  
24 るため、森林及び緑地の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるもの  
25 とする。

26 (水環境の保全)

27第十八条 県は、生物の多様性の確保に配慮しつつ、良好な生活環境を保全  
28 するため、水環境の保全に関し、必要な措置を講ずるよう努めるものとし  
29 る。

30 (良好な景観の形成等)

31第十九条 県は、地域の特性が活かされた快適な生活環境を保全するため、  
32 良好な景観の形成及び歴史的文化的遺産の保全に関し、必要な措置を講ず  
33 るよう努めるものとする。

34 (環境の保全に関する教育及び学習の振興等)

35第二十条 県は、市町村及び関係機関等と協力して、県民及び事業者が環境  
36 の保全についての理解を深めるとともに環境の保全に関する活動を行う意  
37 欲が増進されるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、  
38 環境の保全に関する広報活動の充実その他の必要な措置を講ずるものとし  
39 る。

40 (民間団体等の自発的な活動の促進)

41第二十一条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下  
42 「民間団体等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活

1 動、環境美化に関する活動その他の環境の保全に関する活動が促進される  
2 よう、指導又は助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 (情報の提供)

4第二十二條 県は、第二十条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並び  
5 に前条に規定する民間団体等の自発的な環境の保全に関する活動の促進に  
6 資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の保全に関  
7 する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

8 (環境管理の普及)

9第二十三條 県は、事業者が事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため  
10 に行う自主的な環境の保全に関する方針の策定、体制の整備等及びこれら  
11 の監査の実施等からなる環境管理について、その普及に努めるものとする。

12 (調査研究の実施等)

13第二十四條 県は、環境の保全に関する施策の策定に必要な調査研究を実施  
14 するとともに、環境の保全に関する試験研究の体制の整備、研究開発の推  
15 進及びその成果の普及並びに科学技術の振興に努めるものとする。

16 (監視等の体制の整備等)

17第二十五條 県は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適  
18 正に実施するために必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

192 県は、前項の監視、測定等により把握した環境の状況について公表するも  
20 のとする。

21 (原子力発電所周辺地域の環境放射能の監視、測定等)

22第二十六條 県は、原子力発電所周辺地域の住民の安全を確保するため、当  
23 該地域における環境放射能の監視及び測定を実施し、その結果について定  
24 期的に公表するものとする。

25 (地域環境保全の推進)

26第二十七條 県は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとす  
27る。

282 県は、国際機関、国、他の地方公共団体、民間団体等その他の関係機関等  
29 と連携し、環境の保全に関する調査研究、情報の提供、技術の活用等を効  
30 果的に行うことにより、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるも  
31 のとする。

32 (地球環境保全に関する行動計画の策定等)

33第二十八條 県は、県、市町村、事業者及び県民がそれぞれの役割に応じて  
34 地球環境保全に資するよう行動するための計画を定め、その普及及び啓発  
35 に努めるとともに、これに基づく行動を推進するものとする。

36 (公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

37第二十九條 県は、公害に係る紛争の円滑な処理を図るとともに公害に係る  
38 被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講ずるよ  
39 う努めるものとする。

40 (国及び他の都道府県との協力等)

1第三十条 県は、環境の保全に関する施策であって広域的な取組を必要とするものについては、国及び他の都道府県と協力して、その推進に努めるものとする。

42 県は、市町村、事業者及び県民との緊密な連携の下に、環境の保全に関する施策の推進に努めるものとする。

6附 則

7 (施行期日)

81 この条例は、公布の日から施行する。

9 (福島県立自然公園条例の一部改正)

102 福島県立自然公園条例(昭和三十三年福島県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

11 [次のよう] 略

13 (福島県自然環境保全条例の一部改正)

143 福島県自然環境保全条例(昭和四十七年福島県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

15 [次のよう] 略

17附 則(平成一一年条例第五八号)

18 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

31

32

33

34

35

36

37

38

39

40

41

42



1

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

## 福島県環境基本計画

発行 福島県

問い合わせ先

福島県生活環境部生活環境総務課

〒960-8070 福島市杉妻町2番16号

TEL 024-521-7156

FAX 024-521-7918

e-Mail [seikatsukankyou@pref.fukushima.jp](mailto:seikatsukankyou@pref.fukushima.jp)

「福島県環境基本計画」のホームページ

<http://www.pref.fukushima.jp/kenminkikaku/keikaku.html>

2

3